

## 第3章 対象事業実施区域およびその周囲の概況

### 3.1 地域特性を把握する範囲

対象事業実施区域は彦根市の南部に位置し、彦根市は、北は米原市、東は多賀町、南東は甲良町および豊郷町、南は愛荘町、南西は東近江市に接し、北西は琵琶湖に接している。

対象事業実施区域周辺における自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）について、既存資料により把握した。図 3.1-1 に本事業の地域特性を把握する範囲を示した。

地域特性を把握する範囲は、対象事業実施区域およびその周囲とし、対象事業により特に広域的に影響が生じる可能性のある景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域から半径3km<sup>注)</sup>の範囲を含む彦根市と豊郷町を対象とし、東近江市、甲良町、愛荘町を除く区域とした（以下「調査区域」という）。ただし、統計資料等により市町単位で地域特性の状況を述べる事項については、対象事業実施区域が位置する彦根市全域および豊郷町の全域（以下「調査対象地域」という。）を対象とした。

注) 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年 11 月、建設省監修）を参考に、施設の形態が捉えやすい範囲等を考慮して設定した。

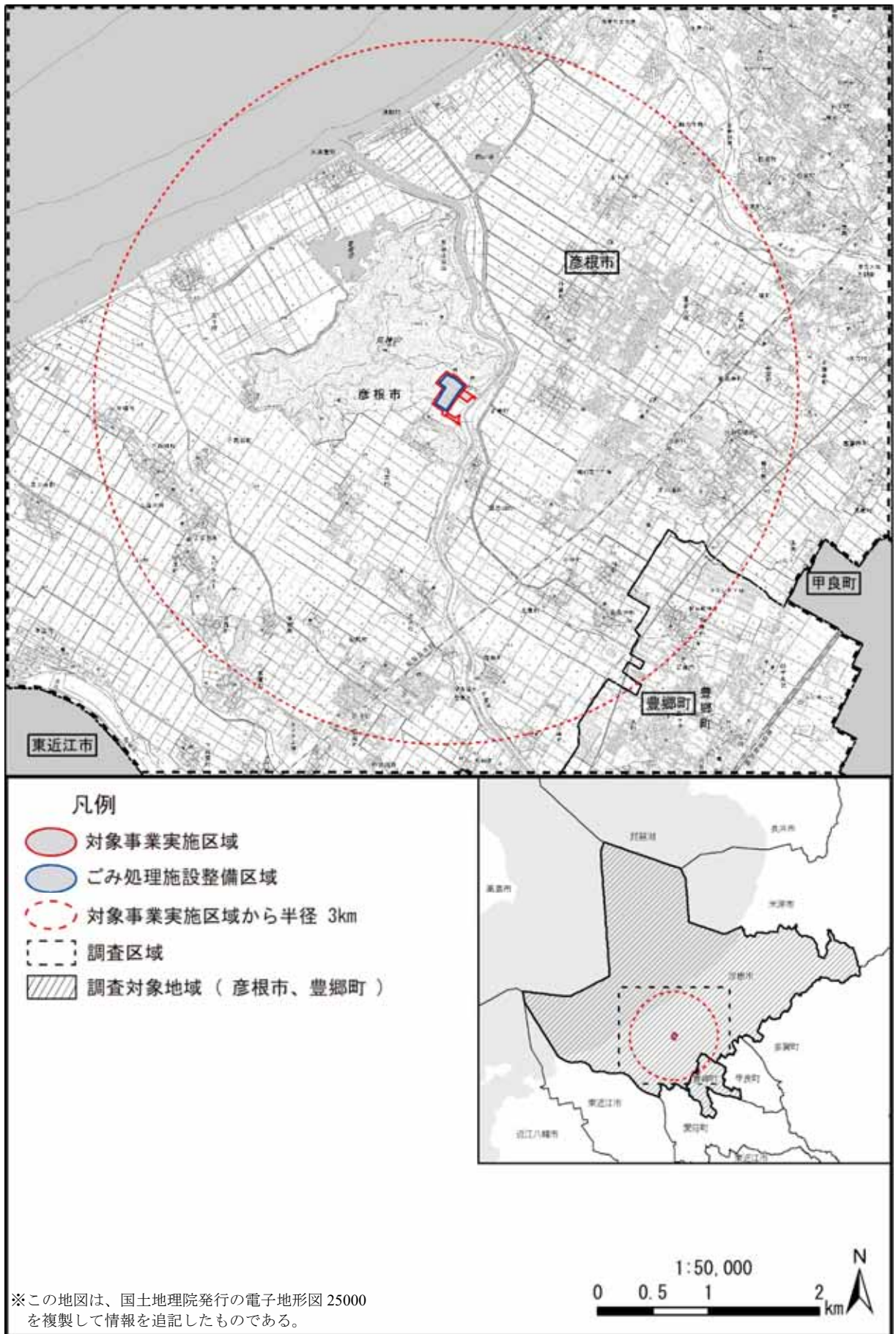


図 3.1-1 地域特性を把握する範囲 (調査区域・調査対象地域)

## 3.2 自然的状況

### 3.2.1 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

#### (1) 一般的な気象の概況

##### 1) 気象概況

対象事業実施区域は、滋賀県湖東地域に位置し、日本海側気候区の北陸型の南端にあたり、太平洋側気候区とのほぼ境界に位置している。琵琶湖の影響で内陸平野部や山間部よりも気候が緩和され、夏季には気温の上昇、冬季には気温の低下が抑制されるが、湖岸部では、寒候期に若狭湾から流入する寒気の影響を強く受け、北西の季節風が強く吹くため気温の低下が促される。

調査区域に最も近い気象観測所としては、対象事業実施区域の北東約6kmに位置する彦根地方気象台（彦根市城町）がある。彦根地方気象台における気象概況を表 3.2-1に、令和3年の風配図を図 3.2-1に、気象観測所位置図を図 3.2-2に示す。

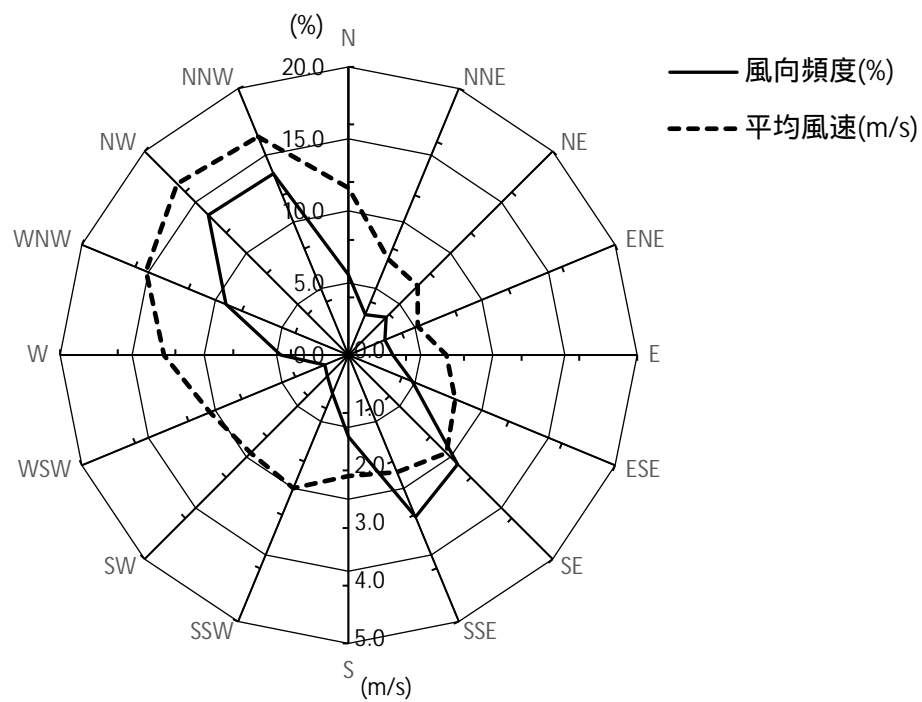
これによると、彦根地方気象台での令和3年の年平均気温は15.7℃、年間降水量は1,803.5mmである。年平均風速は2.9m/sで、年最多風向は北西となっている。

表 3.2-1 彦根地方気象台における気象概況（令和3年）

月	令和3年									平年値 <sup>注)</sup>			
	降水量 (mm)			気温 (°C)			風速 (m/s)			年間降水量 (合計) (mm)	平均気温 (°C)	平均風速 (m/s)	最多風向
	年間降水量 (合計)	日降水量の最大	1時間降水量の最大	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速	最多風向				
1	79.0	23.5	4.5	4.0	13.7	-4.3	3.4	13.5	SSE	112.0	3.9	3.7	NW
2	88.0	38.5	7.5	6.3	19.0	-1.4	3.6	12.4	NW	99.6	4.2	4.0	NW
3	148.0	50.0	15.5	9.8	20.6	1.0	3.2	12.9	NNW	114.9	7.3	3.3	NW
4	159.0	60.5	6.0	13.2	24.0	3.7	3.2	12.1	NW	117.3	12.4	2.8	NW
5	196.0	48.5	14.0	17.7	27.1	8.2	2.5	10.6	NNW	146.9	17.6	2.5	NW
6	129.5	38.0	27.5	22.5	31.8	14.8	2.3	8.9	NW	175.6	21.8	2.4	NW
7	205.0	49.5	24.0	27.2	34.6	21.4	2.4	8.6	SSE	219.0	26.1	2.5	NW
8	300.0	118.5	39.0	26.9	36.7	20.8	2.4	11.8	SSE	124.6	27.5	2.5	NW
9	143.0	39.0	16.5	23.6	29.8	15.4	2.3	9.1	NW	167.7	23.6	2.9	NW
10	30.0	19.5	3.5	18.9	29.5	6.7	3.2	12.5	NNW	140.7	17.7	3.1	NW
11	71.0	31.0	10.5	12.4	24.0	1.4	3.0	11.3	SSE	85.8	11.7	2.9	NW
12	255.0	59.5	9.0	6.4	15.0	-2.0	3.5	14.2	SSE	105.9	6.5	3.7	SSE
年間	1,803.5	118.5	39.0	15.7	36.7	-4.3	2.9	14.2	NW	1,610.0	15.0	3.0	NW

注) 平年値は、平成3年～令和2年の30年間の観測値をもとに算出している。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 Web サイト）



注1) 静穏率（風速 0.2m/s 以下の割合）は 0.2%であった。  
 注2) 風配図の作成にあたっては、令和3年1月～12月の12か月間のデータを集計した。  
 出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 Web サイト）

図 3.2-1 彦根地方气象台における風配図（令和3年）



## 2) 気温

彦根地方気象台における気温の経年変化を表 3.2-2に示す。平均気温は14.8~15.8℃で推移している。

表 3.2-2 彦根地方気象台における気温の経年変化

単位：℃

区分	年次	平均	最高	月日	最低	月日
彦根地方気象台	平成 29 年	14.8	35.6	8/6	-2.4	2/1
	30 年	15.7	36.8	7/22	-4.2	2/6
	令和元年	15.8	36.9	8/13	-1.9	1/10
	2 年	15.8	36.3	8/21	-1.4	2/10
	3 年	15.7	36.7	8/5	-4.3	1/9

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 Web サイト）

## 3) 降水量

彦根地方気象台における降水量の経年変化を表 3.2-3に示す。年間降水量は、1,398.5~1,895.0mmで推移している。

表 3.2-3 彦根地方気象台における降水量の経年変化

単位：mm

区分	年次	年間総量	日最大	月日	1 時間最大	月日
彦根地方気象台	平成 29 年	1,895.0	200.0	10/22	52.5	7/17
	30 年	1,863.0	177.5	7/5	47.5	7/5
	令和元年	1,398.5	100.0	10/12	32.5	7/18
	2 年	1,862.5	81.5	6/13	28.5	6/13
	3 年	1,803.5	118.5	8/14	39.0	8/14

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 Web サイト）

## 4) 風向・風速

彦根地方気象台における風向・風速の経年変化を表 3.2-4に示す。平均風速は2.9~3.0m/sで推移し、最多風向は北北西~北西である。

表 3.2-4 彦根地方気象台における風向・風速の経年変化

単位：m/s

区分	年次	平均	最大風速			最多風向
			風速	月日	風向	
彦根地方気象台	平成 29 年	3.0	19.6	10/23	NNW	NNW
	30 年	2.9	24.9	9/4	ESE	NW)
	令和元年	2.9	19.4	10/12	NW	NW)
	2 年	2.9	14.7	12/30	WNW	NNW)
	3 年	2.9	14.2	12/17	WNW	NW

注) 表中の“( ) ”は、統計を行う対象資料が許容範囲で欠けており、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う準正常値を示す。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 Web サイト）

## (2) 大気質

滋賀県では大気汚染の状況を把握するため、監視網となる大気測定局を設置し、大気汚染物質の濃度等を測定している。調査対象地域においては、一般環境大気測定局である彦根局（県立盲学校）、および地域特設監視地点である彦根（県立彦根工業高校）が設置されている。大気質測定項目を表 3.2-5 に、大気質測定位置図を図 3.2-3 に示す。

表 3.2-5 調査対象地域における大気質測定項目

区分	名称	所在地	測定項目								
			二酸化硫黄	窒素酸化物		光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	ダイオキシン類	
				二酸化窒素	一酸化窒素						
SO <sub>2</sub>	NO <sub>2</sub>	NO	O <sub>x</sub>	SPM	PM <sub>2.5</sub>						
一般環境大気測定局	彦根局 (県立盲学校)	彦根市西今町 800 県立盲学校敷地内	○ <sup>注1)</sup>	○	○	○	○	○	○	○ <sup>注2)</sup>	—
地域特設監視地点	彦根 (県立彦根工業高校)	彦根市南川瀬町 1310 県立彦根工業高校敷地内	—	—	—	—	—	—	—	○ <sup>注2)</sup>	—

注 1) 二酸化硫黄の測定は過去 5 年間では平成 28 年度に実施された。

注 2) 有害大気汚染物質の測定は、平成 28 年度は一般環境大気測定局である彦根局（県立盲学校）で、平成 29 年度～令和 2 年度は県立彦根工業高校敷地内で実施された。

注 3) “—” は当該項目の調査が実施されていないことを示す。

出典：「滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）資料編」（令和 4 年 1 月、滋賀県）  
「有害大気情報」（滋賀県 Web サイト）



図 3.2-3 大気質測定位置図



### 1) 二酸化硫黄

彦根局（県立盲学校）における二酸化硫黄の測定結果を表 3.2-6に示す。二酸化硫黄の測定は平成28年度のみ実施され、環境基準を満足している。

表 3.2-6 彦根局（県立盲学校）における二酸化硫黄の測定結果

測定局	年度	有効測定日数		年 平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数と その割合		1時間値 の 最高値	日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数
		日	時間		時間	%	日	%				
彦根局 (県立 盲学 校)	平成 28 年度	299	7,131	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0
	平成 29 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成 30 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和 2 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1) 長期的評価における環境基準の達成：「年間を通じて測定した平均値の高いほうから、2%の範囲にあるものを除外した値（2%除外値）が 0.04ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。」をいう。

注 2) 測定結果欄における“—”は当該年度に測定が実施されていないことを示す。

出典：「滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）資料編」（令和 4 年 1 月、滋賀県）

## 2) 窒素酸化物

彦根局（県立盲学校）における二酸化窒素の測定結果を表 3.2-7に、窒素酸化物の測定結果を表 3.2-8に示す。二酸化窒素の年平均値は、0.006～0.007ppmで推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3.2-7 彦根局（県立盲学校）における二酸化窒素の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
						時間	%	時間	%	日	%	日	%		
彦根局 (県立盲学校)	平成28年度	362	8,576	0.007	0.046	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	平成29年度	318	7,590	0.007	0.041	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0
	平成30年度	363	8,586	0.007	0.039	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	令和元年度	363	8,612	0.006	0.034	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.016	0
	令和2年度	363	8,601	0.006	0.040	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0

注) 環境基準の達成：「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」をいう。  
出典：「滋賀の環境 2021（令和3年版環境白書）資料編」（令和4年1月、滋賀県）

表 3.2-8 彦根局（県立盲学校）における窒素酸化物の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素			窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )			
				年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> )
		日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
彦根局 (県立盲学校)	平成28年度	362	8,576	0.002	0.085	0.007	0.009	0.112	0.025	81.0
	平成29年度	363	8,654	0.002	0.041	0.006	0.009	0.067	0.023	80.3
	平成30年度	363	8,586	0.002	0.036	0.005	0.009	0.062	0.022	81.7
	令和元年度	363	8,612	0.002	0.042	0.005	0.008	0.070	0.021	80.2
	令和2年度	363	8,601	0.001	0.064	0.003	0.007	0.086	0.020	87.2

出典：「滋賀の環境 2021（令和3年版環境白書）資料編」（令和4年1月、滋賀県）

### 3) 浮遊粒子状物質

彦根局（県立盲学校）における浮遊粒子状物質の測定結果を表 3.2-9 に示す。浮遊粒子状物質の年平均値は、減少傾向を示している。また、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3.2-9 彦根局（県立盲学校）における浮遊粒子状物質の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
					時間	%	日	%				
		日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有×, 無○	日
彦根局 (県立盲学校)	平成 28 年度	362	8,629	0.019	0	0.0	0	0.0	0.102	0.037	○	0
	平成 29 年度	361	8,641	0.018	0	0.0	0	0.0	0.073	0.040	○	0
	平成 30 年度	363	8,678	0.018	0	0.0	0	0.0	0.103	0.042	○	0
	令和元年度	363	8,674	0.017	0	0.0	0	0.0	0.077	0.040	○	0
	令和 2 年度	347	8,331	0.016	0	0.0	0	0.0	0.191	0.038	○	0

注) 長期的評価における環境基準の達成：「日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ日平均値が 0.1mg/m<sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと。」をいう。

出典：「滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）資料編」（令和 4 年 1 月、滋賀県）

### 4) 微小粒子状物質

彦根局（県立盲学校）における微小粒子状物質の測定結果を表 3.2-10 に示す。微小粒子状物質の年平均値は、概ね減少傾向を示している。また、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3.2-10 彦根局（県立盲学校）における微小粒子状物質の測定結果

測定局	年度	有効測定日数	年平均値	日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		日平均値の最高値	日平均値の年間 98 パーセントイル値
				日	%		
		日	μg/m <sup>3</sup>	日	%	μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>
彦根局 (県立盲学校)	平成 28 年度	363	12.1	2	0.6	38.3	27.0
	平成 29 年度	362	11.6	3	0.8	40.5	25.7
	平成 30 年度	363	12.0	2	0.6	41.5	29.6
	令和元年度	364	10.1	0	0.0	34.1	26.1
	令和 2 年度	363	10.0	4	1.1	44.6	25.6

注) 環境基準の達成：長期基準（年平均値が 15 μg/m<sup>3</sup> 以下）、短期基準（日平均値が 35 μg/m<sup>3</sup> 以下）の両方を達成した場合。

出典：「滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）資料編」（令和 4 年 1 月、滋賀県）

## 5) 光化学オキシダント

彦根局（県立盲学校）における光化学オキシダントの測定結果を表 3.2-11に示す。光化学オキシダントの年平均値（昼間）は、概ね減少傾向を示している。また、いずれの年度も環境基準を満足していない。なお、滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの光化学スモッグ情報によると、調査対象地域において平成28年度～令和2年度に発令された光化学スモッグ注意報は1回（令和元年度）である。

表 3.2-11 彦根局（県立盲学校）における光化学オキシダントの測定結果

測定局	年度	有効測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数とその割合			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数とその割合			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
					日	時間	%	日	時間	%		
彦根局 (県立盲学校)	平成28年度	365	5,397	0.038	75	469	8.7	0	0	0.0	0.100	0.050
	平成29年度	324	4,775	0.038	76	428	9.0	0	0	0.0	0.119	0.051
	平成30年度	365	5,398	0.036	66	371	6.9	0	0	0.0	0.109	0.049
	令和元年度	366	5,410	0.037	74	399	7.4	1	3	0.1	0.121	0.049
	令和2年度	365	5,394	0.036	58	295	5.5	0	0	0.0	0.099	0.048

注1) 環境基準の達成：「昼間（5～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。」をいう。

注2) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

出典：「滋賀の環境2021（令和3年版環境白書）資料編」（令和4年1月、滋賀県）

## 6) 有害大気汚染物質

彦根局（県立盲学校）および彦根（県立彦根工業高校）における有害大気汚染物質の測定結果を表 3.2-12に示す。測定の結果、いずれの項目も全ての年度で環境基準および指針値を満足している。

表 3.2-12 有害大気汚染物質の測定結果

項目	測定地点・測定年度	単位	彦根局 (県立盲学校)					彦根 (県立彦根工業高校)	環境基準 (指針値)
			平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		
ベンゼン		μg/m <sup>3</sup>	0.62	0.55	0.59	0.59	0.56	3 以下	
トリクロロエチレン		μg/m <sup>3</sup>	0.045	0.11	0.042	0.056	0.051	130 以下	
テトラクロロエチレン		μg/m <sup>3</sup>	0.042	0.067	0.039	0.046	0.045	200 以下	
アクリロニトリル		μg/m <sup>3</sup>	0.028	0.026	0.016	0.024	0.048	(2 以下)	
塩化ビニルモノマー		μg/m <sup>3</sup>	0.023	0.024	0.018	0.022	0.022	(10 以下)	
クロロホルム		μg/m <sup>3</sup>	0.15	0.17	0.17	0.17	0.19	(18 以下)	
1,2-ジクロロエタン		μg/m <sup>3</sup>	0.11	0.12	0.22	0.19	0.15	(1.6 以下)	
1,3-ブタジエン		μg/m <sup>3</sup>	0.038	0.054	0.065	0.042	0.038	(2.5 以下)	
トルエン		μg/m <sup>3</sup>	2.5	4.6	3.3	4.3	3.3	—	
塩化メチル		μg/m <sup>3</sup>	1.1	1.1	1.5	1.4	1.5	—	
アセトアルデヒド		μg/m <sup>3</sup>	0.76	1.5	1.2	1.3	1.2	—	

注 1) 彦根局（県立盲学校）および彦根（県立彦根工業高校）において測定された項目のうち、ジクロロメタンおよびホルムアルデヒドは工業団地固定発生源の影響を把握することを目的として測定されているため、対象外とした。

注 2) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）（環境省 Web サイト）は、環境基準値（指針値）欄において括弧内に示す。

注 3) 環境基準（指針値）欄における“—”は、環境基準・指針値が設定されていないことを示す。

注 4) 有害大気汚染物質の測定地点は、平成 29 年 4 月に彦根局（県立盲学校）より彦根（県立彦根工業高校）に移設した。

出典：「有害大気情報」（滋賀県 Web サイト）

## 7) ダイオキシン類

調査区域において、大気ダイオキシン類の測定は実施されていない。

### (3) 騒音

#### 1) 道路交通騒音

調査区域では、令和2年度に一般県道神郷彦根線に位置する2区間内の各1地点、計2地点で道路交通騒音測定を実施している。調査地点における道路交通騒音測定結果を表 3.2-13に、調査区域の道路交通騒音調査地点位置を図 3.2-4に示す。

測定の結果、いずれの調査地点においても、環境基準および要請限度を満足している。

表 3.2-13 調査区域の道路交通騒音測定結果

単位：dB

No.	路線名	調査対象区間	地域 類型	近接 空間 特例 <small>注3)</small>	騒音測定結果					
					騒音		騒音 環境基準		要請限度	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	一般県道 神郷彦根線	三津町交差点～ 楡町交差点	B	有	64	54	70	65	75	70
2		宇尾町交差点～ 京町2丁目交差点	— <small>注5)</small>	有	63	56	70	65	75	70

注1) 単位 dB とは、計量法（平成4年法律第51号）に定める音圧レベルの計量単位である。

注2) 時間区分は以下のとおり。

昼間 6:00～22:00、夜間 22:00～6:00

注3) 近接空間特例：幹線交通を担う道路近接空間（高速道路、国道、都道府県道および4車線以上の市町村道から15m（2車線以下）又は20m（2車線超）の範囲）における基準値の適用の有無。

注4) No.1、2ともに詳細な調査地点が不明なため、調査対象区間を示す。

注5) No.2は調査対象区間が地域類型A、B、Cに該当するため、地域類型は“—”で示した。

注6) No.は図3.2-4に対応している。

出典：「彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）」（令和3年11月、彦根市）

## 2) 環境騒音

調査区域では、令和2年度に5地点において環境騒音測定を実施している。調査区域の環境騒音測定結果を表 3.2-14に、調査区域の環境騒音調査地点位置図を図 3.2-4に示す。

測定の結果、5地点中2地点で、夜間の環境基準を超過している。

表 3.2-14 調査区域の環境騒音測定結果

単位：dB

No.	調査地点	地域類型	年度	騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )		環境基準 <sup>注3)</sup> との比較 ○：基準値以下 ×：基準値超過	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	須越町公民館	B	令和2年度	48	47	○	×
2	日夏ニュータウン第3公園	A		49	45	○	○
3	日吉天満宮（田原町）	B		41	32	○	○
4	出路町ジョイソン裏	B		55	51	○	×
5	彦富町笹田地区前 <sup>注4)</sup>	A		41	34	○	○

注1) dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める音圧レベルの計量単位である。

注2) 時間区分：昼間 6:00～22:00、夜間 22:00～6:00

注3) 環境基準は以下のとおり。

AA 類型 昼間：50dB 以下、夜間：40dB 以下

A 類型 昼間：55dB 以下、夜間：45dB 以下

B 類型 昼間：55dB 以下、夜間：45dB 以下

C 類型 昼間：60dB 以下、夜間：50dB 以下

注4) No.5 は詳細な調査地点が不明なため、調査対象範囲の字界を示す。

注5) No.は、図 3.2-4 に対応している。

出典：「彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）」（令和3年11月、彦根市）

## (4) 振動

### 1) 道路交通振動

調査区域において、道路交通振動の調査は実施されていない。

### 2) 環境振動

調査区域において、環境振動の調査は実施されていない。

## (5) 悪臭

調査区域において、悪臭に係る測定は実施されていない。



図 3.2-4 調査区域の道路交通騒音および環境騒音調査地点位置図



### 3.2.2 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

#### (1) 一般的な水象の状況

調査区域の河川および湖沼一覧を表 3.2-15に、河川・湖沼等位置図を図 3.2-5に示す。

調査区域を流れる主な河川は、淀川水系の犬上川、宇曾川および愛知川である。

対象事業実施区域の北東側には宇曾川が南北に流れ、複数の農業用水路が耕作地周辺に分布している。これらの河川および小水路はいずれも琵琶湖の集水域に該当する。

湖沼の代表的なものは、対象事業実施区域の北側に位置する琵琶湖、その内湖である曾根沼や野田沼、神上沼がある。

琵琶湖、曾根沼は「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）において自然景観資源として選定されている。

表 3.2-15 調査区域の河川および湖沼一覧

区分	水系等	名称
河川	淀川水系	琵琶湖
		平田川
		野瀬川
		犬上川
		江面川
		安食川
		宇曾川
		豊郷川
		文録川
		額戸川
		室戸川
		不飲川
		愛知川
		湖沼
野田沼		
神上沼		

出典：「滋賀県湖東土木管内図」（令和4年1月、湖東土木事務所）



図 3.2-5 調査区域の河川・湖沼等位置図

## (2) 水質

調査区域では、令和2年度に琵琶湖や宇曾川などに位置する10地点において水質調査が実施されている。また、令和元年度に宇曾川本流の唐崎橋においてダイオキシン類の調査が実施されている。調査区域の水質調査概要を表 3.2-16に、水質調査地点位置図を図 3.2-6に、各調査地点の水質測定結果を表 3.2-17～表 3.2-20に示す。

環境基準点である宇曾川の唐崎橋において、健康項目およびダイオキシン類調査の測定結果は、環境基準を満足している。一方、生活環境項目については、大腸菌群数が環境基準を満足しなかった。

表 3.2-16 調査区域の水質調査概要

No.	河川・湖沼	調査地点	環境基準点	水域類型	健康項目	生活環境項目	要監視項目	ダイオキシン類	その他項目
1	琵琶湖	石寺沖		AA・II	○	○	○		○
2	宇曾川	唐崎橋	○	B	○	○	○	○	○
3		唐崎橋直下		B		○			
4	犬上川	犬上橋付近		AA		○			
5		開出今橋直下		AA		○			
6	江面川	江面川橋直下		—	○	○	○		○
7	安食川	休神橋直下		—	○	○	○		○
8	文禄川	つぶり橋直下		—	○	○	○		○
9	不飲川	普光寺町		—	○	○	○		○
10	曾根沼	三津屋町		—		○			

注1) 環境基準点欄における“○”は、該当調査地点が環境基準点であることを示す。

注2) 水域類型欄における“—”は、水域類型が設定されていないことを示す。

注3) 各項目欄における“○”は、該当項目の一部について調査を実施していることを示す。

注4) No.は、図 3.2-6 に対応している。

注5) 各調査地点における調査実施主体は以下のとおり。

No.1：国土交通省

No.2：滋賀県

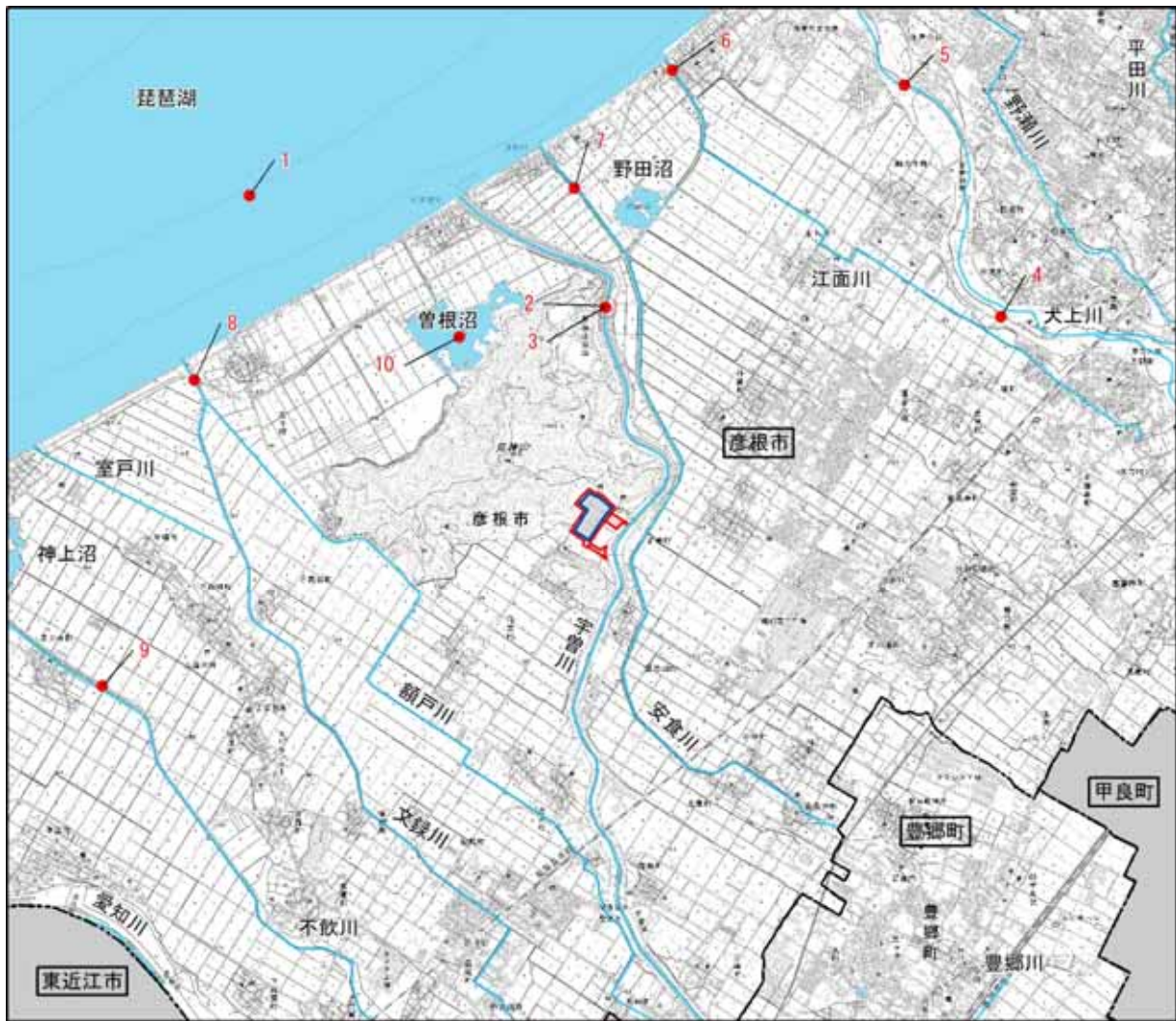
No.3～10：彦根市

注6) ダイオキシン類は令和元年度、健康項目、生活環境項目、要監視項目、その他項目は令和2年度の測定結果を示す。

出典：「彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）」（令和3年11月、彦根市）

「滋賀の環境 2021（令和3年版環境白書）資料編」（令和4年1月、滋賀県）

「令和元年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（令和3年3月、環境省）



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 水質調査地点
- 水質調査地点（環境基準点）
- 河川、湖沼

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

注) 図中の No. は表 3.2-16～表 3.2-20 に対応している。

出典：「彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）」（令和 3 年 11 月、彦根市）  
 「滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）資料編」（令和 4 年 1 月、滋賀県）  
 「令和元年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（令和 3 年 3 月、環境省）  
 「滋賀県湖東土木管内図」（令和 4 年 1 月、湖東土木事務所）

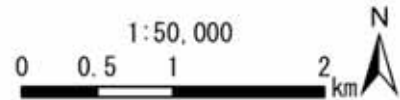


図 3.2-6 調査区域の水質調査地点位置図

表 3.2-17(1) 調査区域の水質測定結果 (No.1,2 : 健康項目・要監視項目)

単位 : mg/L

No.		1			2			環境基準・ 指針値 <sup>注2)</sup>
河川・湖沼名		琵琶湖			宇曾川			
地点		石寺沖			唐崎橋 (環境基準点)			
項目		平均	最大	最小	平均	最大	最小	
健康 項目	カドミウム	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全アン	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	検出されな いこと
	鉛	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下 <sup>注3)</sup>
	砒素	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	ジクロロメタン	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	—	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素および 亜硝酸性窒素	0.05	0.15	<0.01	0.80	1.3	0.65	10 以下
	ふっ素	—	—	—	0.08	0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジキシサン	—	—	—	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	
要監視 項目	p-ジクロロベンゼン	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下
	塩化ビニルモノマー	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	エビクロヒトリン	—	—	—	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0.0004以下
	全マンガン	—	—	—	0.04	0.04	0.04	0.2 以下
	ウラン	—	—	—	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	クロホルム	—	—	—	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06 以下
	フェノール	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	—
ホルムアルデヒド	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	—	

注 1) 測定結果欄における"<"は報告下限値または定量下限値未満、"—"は測定項目対象外であることを示す。  
 注 2) 環境基準・指針値欄における"—"は、環境基準・指針値が設定されていないことを示す。また、表中の環境基準・指針値は測定当時の数値を示す。  
 注 3) 「水質汚濁に係る環境基準について」(令和3年環境省告示第62号)により、六価クロムの環境基準値は令和4年4月1日より0.05mg/Lから0.02mg/Lに変更された。  
 注 4) No.は、図3.2-6に対応している。  
 出典 : 「滋賀の環境 2021 (令和3年版環境白書) 資料編」(令和4年1月、滋賀県)

表 3.2-17(2) 調査区域の水質測定結果 (No.1,2 : その他項目)

単位 : mg/L

No.		1			2			環境基準・ 指針値 <sup>注2)</sup>
河川・湖沼名		琵琶湖			宇曾川			
地点		石寺沖			唐崎橋 (環境基準点)			
項目		平均	最大	最小	平均	最大	最小	
その他 項目	NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> -N	0.01	0.01	<0.01	0.04	0.09	<0.01	—
	PO <sub>4</sub> -P	—	—	—	0.047	0.094	0.012	—
	塩化物イオン	8.8	9.3	8.3	12.8	23.0	7.3	—
	MBAS	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	—
	糞便性大腸菌群数	9.3	60	<2	51.8	90	11	—
	D-COD	1.8	2.1	1.5	2.3	3.6	1.7	—
	TOC	1.3	1.5	1.0	1.4	2.5	0.9	—
	P-TOC	0.13	0.24	0.05	0.29	0.91	0.13	—
	D-TOC	1.2	1.3	1.0	1.1	2.0	0.8	—
	大腸菌数	—	—	—	47.2	82	22	—
	org-N	—	—	—	0.25	0.47	0.16	—
	NO <sub>2</sub> <sup>-</sup> -N	0.002	0.005	<0.001	—	—	—	—
	NO <sub>3</sub> <sup>-</sup> -N	0.05	0.15	<0.01	—	—	—	—
	PO <sub>4</sub> <sup>3-</sup>	0.004	0.008	<0.003	—	—	—	—
	クロロフィル-a	5.1	10.9	1.3	—	—	—	—
	クロロフィル-b	0.6	2.8	<0.1	—	—	—	—
	クロロフィル-c	0.5	0.9	<0.1	—	—	—	—
フェオフィチン	0.7	1.6	0.2	—	—	—	—	
シリカ	1.8	3.0	0.3	—	—	—	—	

注 1) 測定結果欄における“<”は報告下限値または定量下限値未満、“—”は測定項目対象外であることを示す。

注 2) 環境基準・指針値欄における“—”は、環境基準・指針値が設定されていないことを示す。

注 3) 糞便性大腸菌群数および大腸菌数の単位は個/100mL である。

注 4) No.は、図 3.2-6 に対応している。

出典 : 「滋賀の環境 2021 (令和 3 年版環境白書) 資料編」 (令和 4 年 1 月、滋賀県)

表 3.2-18 調査区域の水質測定結果 (No.6~9 : 重金属関連)

単位 : mg/L

No.		6	7	8	9	環境基準・ 指針値 <sup>注2)</sup>
河川・湖沼名		江面川	安食川	文禄川	不飲川	
地点		江面川橋直下	休神橋直下	つぶり橋直下	普光寺町	
項目		平均	平均	平均	平均	
生活環境項目	全亜鉛	0.011	0.008	0.009	0.008	0.03 以下
健康項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下 <sup>注5)</sup>
	ひ素	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.01 以下
要監視項目	全マンガン	<0.05	0.07	<0.05	0.15	0.2 以下
その他項目	鉄	0.49	0.54	0.52	1.25	—
	銅	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—

注 1) 測定結果欄における“<”は定量下限値未満、“—”は出典に数値が記載されていないことを示す。

注 2) 環境基準・指針値欄における“—”は、環境基準・指針値が設定されていないことを示す。また、表中の環境基準・指針値は測定当時の数値を示す。

注 3) No.6~9 については年 4 回調査を実施しており、出典に最大値、最小値は記載されていない。

注 4) 出典における項目名称は以下のとおり

全亜鉛 : 亜鉛

六価クロム : クロム

全マンガン : マンガン

注 5) 「水質汚濁に係る環境基準について」 (令和 3 年環境省告示第 62 号) により、六価クロムの環境基準値は令和 4 年 4 月 1 日より 0.05mg/L から 0.02mg/L に変更された。

注 6) No.は、図 3.2-6 に対応している。

出典 : 「彦根市の環境 (環境の状況に関する年次報告書)」 (令和 3 年 11 月、彦根市)

表 3.2-19 調査区域の水質測定結果（生活環境項目）

No.	河川・湖沼名 調査地点名 (類型)	区分	項目							
			pH (-)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌 群数 <sup>注3)</sup> (MPN/100mL)	全りん (mg/L)	全窒素 (mg/L)
1	琵琶湖 石寺沖 (湖沼 AA・II)	平均	8.1	9.8	0.7	2.4	1.8	1856.2	0.010	0.19
		最大	9.1	11.0	1.3	3.1	4	13,000	0.024	0.33
		最小	7.6	8.0	<0.5	1.7	<1	2	0.005	0.13
2	宇曾川 唐崎橋 (環境基準点) (河川 B)	平均	7.7	9.3	1.0	2.8	5	3,343	0.066	1.09
		最大	7.8	11.0	1.3	4.3	17	11,000	0.160	1.60
		最小	7.5	8.0	0.7	2.0	<1	240	0.021	0.87
3	宇曾川 唐崎橋直下 (河川 B)	平均	7.7	8.0	2.1	3.3	4.2	-	0.06	1.35
		最大	-	-	-	-	-	-	-	-
		最小	-	-	-	-	-	-	-	-
4	犬上川 犬上橋付近 (河川 AA)	平均	7.1	6.4	1.7	0.8	1.0	-	0.05	1.17
		最大	-	-	-	-	-	-	-	-
		最小	-	-	-	-	-	-	-	-
5	犬上川 開出今橋直下 (河川 AA)	平均	7.4	7.1	1.4	1.9	4.4	-	0.02	0.80
		最大	-	-	-	-	-	-	-	-
		最小	-	-	-	-	-	-	-	-
6	江面川 江面川橋直下 (指定なし)	平均	7.4	6.8	2.1	2.8	6.8	-	0.09	1.30
		最大	-	-	-	-	-	-	-	-
		最小	-	-	-	-	-	-	-	-
7	安食川 休神橋直下 (指定なし)	平均	7.4	7.7	2.5	1.8	6.2	-	0.06	1.37
		最大	-	-	-	-	-	-	-	-
		最小	-	-	-	-	-	-	-	-
8	文祿川 つぶり橋直下 (指定なし)	平均	7.1	7.6	1.7	3.1	4.8	-	0.09	1.63
		最大	-	-	-	-	-	-	-	-
		最小	-	-	-	-	-	-	-	-
9	不飲川 普光寺町 (指定なし)	平均	7.2	7.0	2.1	3.1	5.3	-	0.12	1.14
		最大	-	-	-	-	-	-	-	-
		最小	-	-	-	-	-	-	-	-
10	曾根沼 三津屋町 (指定なし)	平均	7.4	8.3	5.4	10.5	24.3	-	0.10	1.55
		最大	-	-	-	-	-	-	-	-
		最小	-	-	-	-	-	-	-	-
環境基準 (上段：湖沼 下段：河川)			AA 類型 6.5 以上 8.5 以下	AA 類型 7.5 以上	設定なし	AA 類型 1 以下	AA 類型 1 以下	AA 類型 50 以下	II 類型 0.01 以下	II 類型 0.2 以下
			AA 類型 6.5 以上 8.5 以下 B 類型 6.5 以上 8.5 以下	AA 類型 7.5 以上 B 類型 5 以上	AA 類型 1 以下 B 類型 3 以下	設定なし	AA 類型 25 以下 B 類型 25 以下	AA 類型 50 以下 B 類型 5,000 以下	設定なし	設定なし

注 1) 測定結果欄における“<”は報告下限値または定量下限値未満、“-”は出典に数値が記載されていない、または測定項目対象外であることを示す。

注 2) 網掛けは環境基準値を満足していないことを示す。

注 3) 「水質汚濁に係る環境基準について」（令和 3 年環境省告示第 62 号）により、大腸菌群数は令和 4 年 4 月 1 日より生活環境項目環境基準の項目から削除され、新たに大腸菌数が追加された。表中の環境基準は測定当時の数値を示す。

注 4) No.は、図 3.2-6 に対応している。

出典：「彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）」（令和 3 年 11 月、彦根市）

「滋賀の環境 2021（令和 3 年版環境白書）資料編」（令和 4 年 1 月、滋賀県）

表 3.2-20 調査区域のダイオキシン類調査測定結果（水質）

単位：pg-TEQ/L

No.	河川・湖沼名	調査地点	測定結果（平均値）	環境基準
2	宇曾川	唐崎橋	0.091	1 以下

注) No.は、図 3.2-6 に対応している。

出典：「令和元年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（令和 3 年 3 月、環境省）

### (3) 水底の底質

調査区域では、過去5年間では令和元年度に宇曾川本流の唐崎橋において水底のダイオキシン類調査が実施されている。水底のダイオキシン類測定結果を表 3.2-21に、調査地点位置図を図 3.2-7に示す。水底のダイオキシン類調査の結果は、環境基準を満足している。

表 3.2-21 調査区域のダイオキシン類測定結果（水底）

No.	河川・湖沼名	調査地点	測定結果（平均値）	環境基準
1	宇曾川	唐崎橋	0.17	150 以下

単位：pg-TEQ/g

注) No.は、図 3.2-7 に対応している。

出典：「令和元年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（令和3年3月、環境省）





図 3.2-7 調査区域の水底の底質調査地点位置図

#### (4) 地下水

調査区域では、令和2年度に地下水質の状況を把握するための概況調査が2調査地域（彦根市湖岸地域2箇所）、過年度に実施された概況調査および汚染井戸周辺地区調査により確認した汚染地域で実施される継続監視調査が2調査地域（日夏・清崎・南川瀬地区および彦根市湖岸地域）で行われている。なお、汚染井戸周辺地区調査とは、概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水調査をいう。

調査区域の令和2年度の地下水水質測定結果（概況調査）を表 3.2-22に、令和元～2年度の地下水水質測定結果（継続監視調査）を表 3.2-23に、調査区域の地下水水質調査地域位置図を図 3.2-8に示す。調査地域の詳細な位置は公表されていないため、調査地域の字界を示す。なお、彦根市湖岸地域は字名が不明なため、図示していない。概況調査の結果、彦根市湖岸地域の2調査地域ではいずれもひ素が環境基準を満足していない。継続監視調査の結果、日夏・清崎・南川瀬地区ではテトラクロロエチレンが環境基準を満足していないが、その他の項目は環境基準を満足している。また、彦根市湖岸地域ではひ素が環境基準を満足していない。

また、調査区域では、平成25、28年度および令和2年度に計3地点において地下水のダイオキシン類の測定が実施されている。地下水のダイオキシン類の測定結果を表 3.2-24に、測定地点位置図を図 3.2-8に示す。調査地点の詳細な位置は公表されていないため、調査地域の字界を示す。なお、豊郷町豊郷は字名が不明なため、図示していない。地下水のダイオキシン類測定の結果は、いずれの調査地点でも環境基準を満足している。

表 3.2-22 調査区域の地下水水質測定結果（概況調査）

No.	調査地域	汚染物質	検出数 <sup>注2)</sup>	超過数 <sup>注3)</sup>	最高値 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
					令和2年度	
1	彦根市湖岸地域	ひ素	1	1	0.012	0.01 以下
2	彦根市湖岸地域	ひ素	1	1	0.074	

注1) No.1、No.2はいずれも令和2年度に継続監視調査を実施している地域である。なお、彦根市湖岸地域は字名が不明なため、図示していない。

注2) 検出数欄は、年間調査のうち1回以上、調査項目が検出された調査地点の数を示す。

注3) 超過数欄は、最高値（年間最高検出濃度）が環境基準を越えた調査地点の数を示す。

注4) 検出数および超過数は令和2年度調査における地点数を示す。

注5) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

出典：「滋賀の環境 2021（令和3年版環境白書）資料編」（令和4年1月、滋賀県）

表 3.2-23 調査区域の地下水水質測定結果（継続監視調査）

No.	調査地域	調査地点数	汚染物質	検出数 <sup>注2)</sup>	超過数 <sup>注3)</sup>	最高値 (mg/L)		環境基準 (mg/L)
						令和元年度	令和2年度	
3	日夏・清崎・南川瀬地区	6	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0	0	不検出	不検出	0.002以下
			1,1-ジクロロエチレン	0	0	不検出	不検出	0.1以下
			1,2-ジクロロエチレン	0	0	不検出	不検出	0.04以下
			トリクロロエチレン	0	0	不検出	不検出	0.01以下
			テトラクロロエチレン	3	2	0.039	0.038	0.01以下
4	彦根市湖岸地域	1	ひ素	1	1	0.066	0.017	0.01以下

注1) 出典において、ひ素は自然的原因の可能性が高いと考えられるものであり、その他の汚染物質は人為的な汚染原因が考えられるものと記載されている。

注2) 検出数欄は、年間調査のうち1回以上、調査項目が検出された調査地点の数を示す。

注3) 超過数欄は、最高値（年間最高検出濃度）が環境基準を越えた調査地点の数を示す。

注4) 網掛けは環境基準を満足していないことを示す。

注5) 検出数および超過数は令和2年度調査における地点数を示す。

注6) No.は、図3.2-8に対応している。

出典：「滋賀の環境2021（令和3年版環境白書）資料編」（令和4年1月、滋賀県）

表 3.2-24 調査区域のダイオキシン類の測定結果（地下水）

単位：pg-TEQ/L

No.	測定年度	測定地点	測定結果（年平均値）	環境基準
5	平成25年度	豊郷町石畑	0.051	1以下
6	平成28年度	豊郷町豊郷	0.049	
7	令和2年度	彦根市南川瀬町	0.068	

注) No.は、図3.2-8に対応している。なお、豊郷町豊郷は字名が不明なため、図示していない。

出典：「平成25年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成27年3月、環境省）

「平成28年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成30年3月、環境省）

「令和2年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（令和4年3月、環境省）



図 3.2-8 調査区域の地下水水質調査地域および地下水ダイオキシン類測定地点位置図

### 3.2.3 土壌および地盤の状況

#### (1) 一般的な土壌の状況

調査区域の土壌図を図 3.2-9 に示す。調査区域の北西に位置する琵琶湖沿岸部には主に砂丘未熟土壌が、その内陸に中粗粒褐色低地土壌（斑紋なし）が分布し、さらに内陸部には細粒灰色低地土壌（灰色系）、細粒グライ土壌、細粒強グライ土壌などが分布する。また、荒神山および山崎山には主に乾性褐色森林土壌（赤褐系）および乾性褐色森林土壌（黄褐系）が分布する。対象事業実施区域の土壌は細粒強グライ土壌により構成されている。

#### (2) 土壌に係る環境の状況

調査区域では、彦根市日夏町、三津屋町および下稲葉町の3地点において、彦根市による土壌調査が実施されている。調査区域の土壌調査測定結果を表 3.2-25 に、調査区域の土壌調査地点位置を図 3.2-10 に示す。なお、調査地点の詳細な位置は公表されていないため、調査地点名の字界を示す。土壌調査の結果、全ての調査地点において、測定された全項目で環境基準を満足している。

また、滋賀県による土壌中のダイオキシン類調査が実施されている。調査区域の土壌中のダイオキシン類測定結果を表 3.2-26 に、土壌中のダイオキシン類調査地点位置を図 3.2-10 に示す。なお、調査地点の詳細な位置は公表されていないため、調査地点名の字界を示す。平成25年度、平成27年度および令和2年度における調査では、いずれも環境基準を満足している。

表 3.2-25 調査区域の土壌調査測定結果

No.	調査地点	項目	カドミウム (mg/L)	鉛 (mg/L)	六価クロム (mg/L)	ひ素 (mg/L)	水銀 (mg/L)	銅 (mg/kg at dry)
1	彦根市日夏町		<0.001	<0.001	<0.01	0.002	<0.0005	測定なし
2	彦根市三津屋町		<0.001	<0.001	<0.01	<0.001	<0.0005	測定なし
3	彦根市下稲葉町		測定なし	<0.001	<0.01	測定なし	測定なし	80
	環境基準		0.01 以下 <sup>注2)</sup>	0.01 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.0005 以下	125 以下

注1) 測定結果欄における“<”は報告下限値または定量下限値未満であることを示す。

注2) 土壌中のカドミウムに対する環境基準は、「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和2年環境省告示第44号）により、令和3年4月1日以降、0.01 以下から 0.003 以下へ変更された。表中の環境基準は測定当時の数値を示す。

注3) No.は、図 3.2-10 に対応している。

出典：「彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）」（令和3年11月、彦根市）

表 3.2-26 調査区域のダイオキシン類測定結果（土壌）

No.	測定年度	調査地点	測定結果（年平均値）	環境基準
1	平成25年度	豊郷町石畑	0.0011	1,000 以下
2	平成27年度	彦根市西葛籠町	0.0058	
3		彦根市西今町	0.028	
4		彦根市甘呂町	0.0026	
5	令和2年度	彦根市川瀬馬場町	0.0059	

注) No.は、図 3.2-10 に対応している。

出典：「平成25・27年度・令和2年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果」（平成27・29年3月、令和4年3月、環境省）

#### (3) 地盤の状況

「令和2年度全国の地盤沈下地域の概況」（令和4年3月、環境省）によると、調査区域では地盤沈下は認められていない。

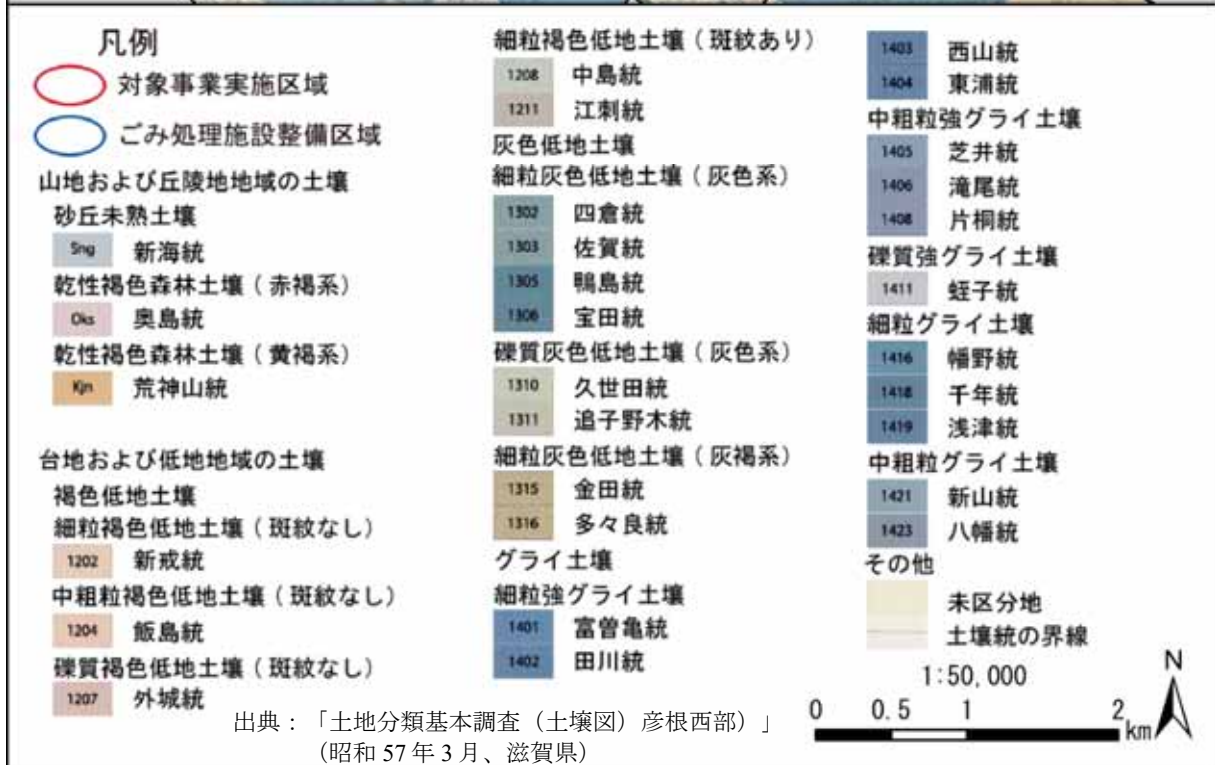
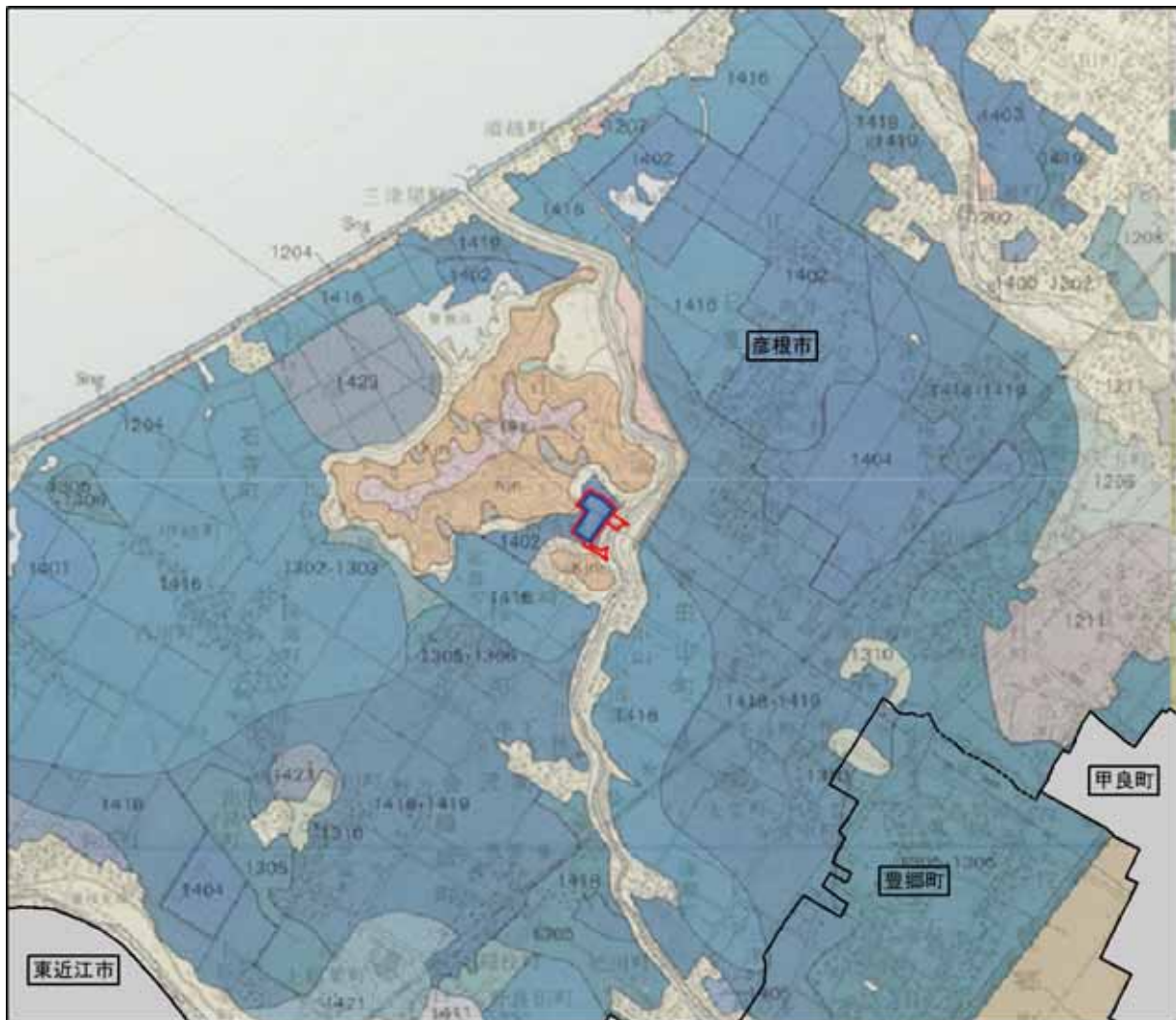


図 3.2-9 調査区域の土壤図



図 3.2-10 調査区域の土壌および土壌中ダイオキシン類調査地点位置図

### 3.2.4 地形および地質の状況

#### (1) 一般的な地形の状況

調査区域の地形分類図を図 3.2-11に示す。調査区域の地形は、北西部に琵琶湖が分布し、琵琶湖沿岸部には浜堤が、内陸部には主に愛知川、宇曾川、犬上川等の堆積作用に由来する緩傾斜扇状地や三角州が分布している。また、愛知川、宇曾川、犬上川等の両岸に自然堤防や河原が分布している。対象事業実施区域は三角州に位置しており、隣接する北側および南側に一般山地（荒神山および山崎山）が分布している。

#### (2) 活断層の分布状況

「活断層データベース」（産業技術総合研究所Webサイト）によると、調査区域に活断層は確認されていない。

#### (3) 一般的な地質、堆積物の状況

調査区域の表層地質図を図 3.2-12に示す。調査区域の地質は、主に泥がち堆積物が分布し、琵琶湖沿岸部および愛知川、宇曾川、犬上川等の両岸に砂がち堆積物が分布している。対象事業実施区域の地質は、泥がち堆積物が分布し、隣接する北側および南側に溶結凝灰岩が分布している。

#### (4) 重要な地形および地質の分布および特性

調査区域の重要な地形を表 3.2-27に、調査区域の重要な地形位置図を図 3.2-13に示す。調査区域には、非火山性孤立峰の荒神山および湖沼の曾根沼がある。なお、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)、彦根市文化財保護条例(昭和47年彦根市条例第205号)および豊郷町文化財保護条例(昭和44年豊郷町条例第5号)に基づき定められた天然記念物、「日本の地形レッドデータブック 第1集 新装版」(平成12年12月、日本の地形レッドデータブック作成委員会)に記載された重要な地形および地質はない。

表 3.2-27 調査区域の重要な地形

No.	分類		名称
1	自然景観資源	非火山性孤立峰	荒神山
2		湖沼	曾根沼

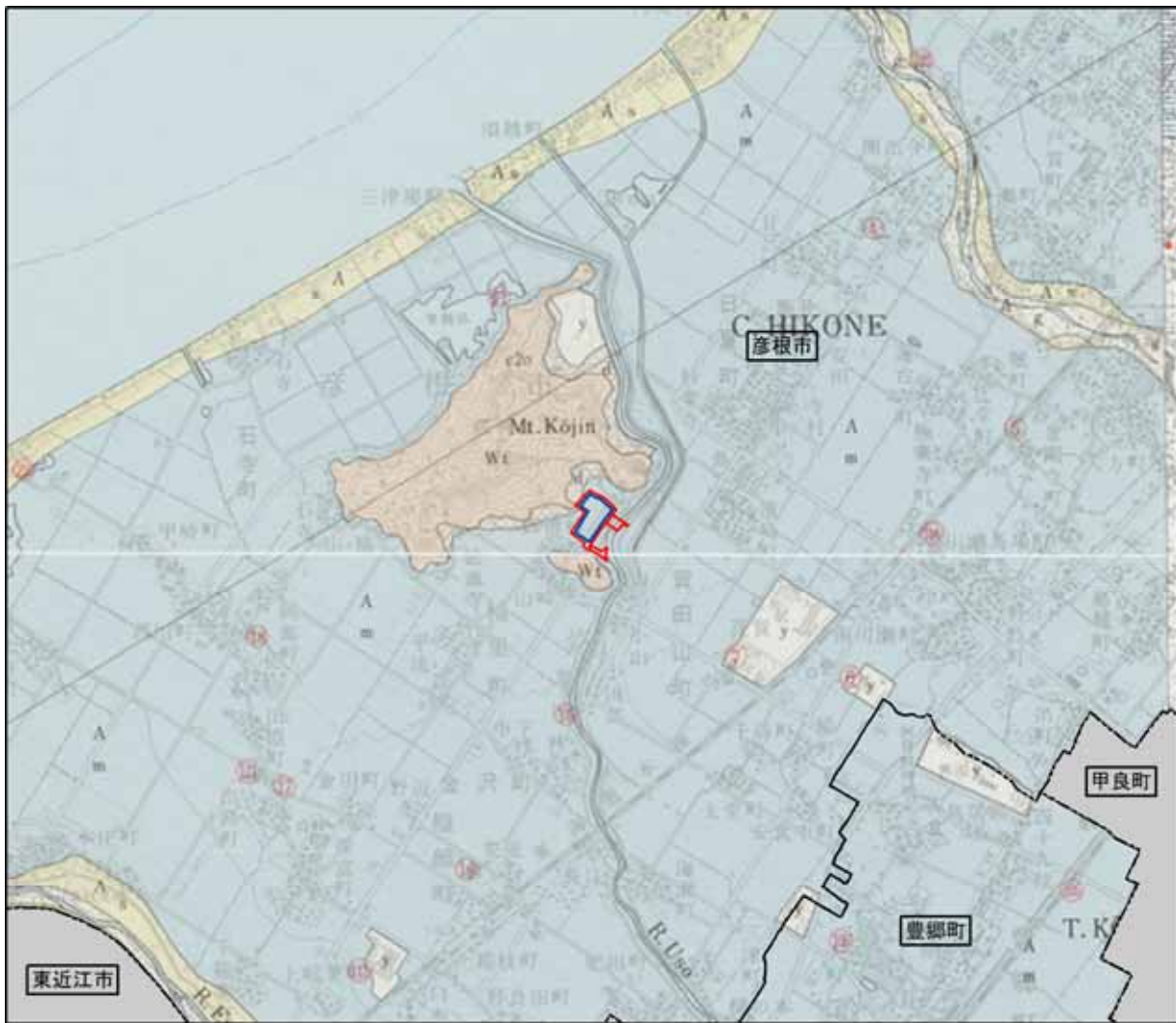
注) No.は、図 3.2-13 に対応している。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）





図 3.2-11 調査区域の地形分類図



凡例

○ 対象事業実施区域

○ ごみ処理施設整備区域

未固結堆積物

g 礫がち堆積物

s 砂がち堆積物

m 泥がち堆積物

d 碎屑物

Wt 溶結凝灰岩

y 人工改変地

— 岩石の種類境界

- - - 断層

① ボーリング地点

時代

A 沖積世

岩体のかたさ

2 中 (弾性波速度 1.5 ~ 3km/sec)

岩片のかたさ

c 硬 (耐圧硬度 400kg/cm<sup>2</sup> 以上)

風化帯の深度

○ 浅い (約 3m 以浅)

出典：「土地分類基本調査 (表層地質図 (彦根西部))」  
(昭和 57 年 3 月、滋賀県)

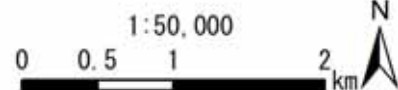


図 3.2-12 調査区域の表層地質図



図 3.2-13 調査区域の重要な地形位置図

### 3.2.5 動植物の生息または生育、植生および生態系の状況

#### (1) 動物

##### 1) 調査区域に生息する可能性のある重要な種

「自然環境保全基礎調査(第2回～第6回)」(昭和53年～平成17年、環境庁・環境省)および「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」(平成17年3月、彦根市)、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2015年版」(平成28年3月、滋賀県)における動物の分布状況を整理し、調査区域に生息する可能性のある重要な種を抽出した。

「自然環境保全基礎調査」で調査対象とした範囲は、調査区域を含む2次メッシュ(523661、523662、523671、523672)とした。調査対象とした2次メッシュ位置図を図3.2-14に示す。

また、「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」記載種のうち、調査区域に分布情報のあるものを抽出し、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2015年版」では、分布区域に「全域」「広く分布」「湖東地域」「琵琶湖」「北湖」「犬上川」「荒神山」「彦根市」「豊郷町」等と記載があるものを抽出した。

調査区域に生息する可能性のある重要な種の文献調査結果一覧(動物)を表3.2-28(1)～(7)に、第2回自然環境保全基礎調査(滋賀県動植物分布図)で確認した重要な種位置図を図3.2-15に示す。

哺乳類は、20種の重要な種を確認した。樹林を主な生息環境とするムササビ、ツキノワグマ、ニホンリス等の種や、草地や農耕地を主な生息環境とするノウサギ、アズマモグラ、ホンDOIタチ等の種の生息可能性がある。

鳥類は、140種の重要な種を確認した。サンバ、オオタカ、チョウゲンボウ等の里山の猛禽類のほか、チュウサギ、ヒクイナ、イカルチドリ等の水辺を利用する種の生息可能性がある。また、ヒシクイ、マガン、コハクチョウ等の冬季に湖岸や水田に飛来する冬鳥の生息可能性がある。

爬虫類は、9種の重要な種を確認した。水辺でみられるニホンイシガメ、ニホンスッポンや、草地から樹林に生息するヤマカガシ、ニホンマムシ等の生息可能性がある。また、樹林に生息するシロマダラ、タカチホヘビの生息可能性がある。

両生類は、13種の重要な種を確認した。水田等の水辺に生息するトノサマガエル、ナゴヤダルマガエルや、樹林に生息するタゴガエル、ニホンアカガエル、モリアオガエル等のカエル類の生息可能性がある。

昆虫類は、94種の重要な種を確認した。キイロサナエやハッチョウトンボ、カトリヤンマ等のトンボ類や、オオムラサキ、ギフチョウ、ツマグロキチョウ等のチョウ類の生息可能性がある。また、ミズカマキリ、クロゲンゴロウ、ガムシ等の水生昆虫の生息可能性がある。

魚類は、51種の重要な種を確認した。ヤリタナゴ、ドジョウ、ミナミメダカ等、水田や流れの緩やかな小河川に生息する種の生息可能性がある。また、琵琶湖水系の固有種であるビワコガタスジシマドジョウ、ビワコオオナマズ、ビワヨシノボリ等の生息可能性がある。

底生動物は、48種の重要な種を確認した。マツカサガイ広域分布種、セタシジミ等の琵琶湖沿岸に生息する貝類や、マルタニシ、オオタニシなどの水田や水路に生息する貝類、ヌマエビ、モクズガニなどの琵琶湖沿岸に生息する甲殻類の生息可能性がある。

陸産貝類は、22種の重要な種を確認した。樹林に生息するチャイロオトメマイマイ類、ビロウドマイマイ類、ニッポンマイマイ類や、水辺に生息するナガオカモノアラガイ等の生息可能性がある。

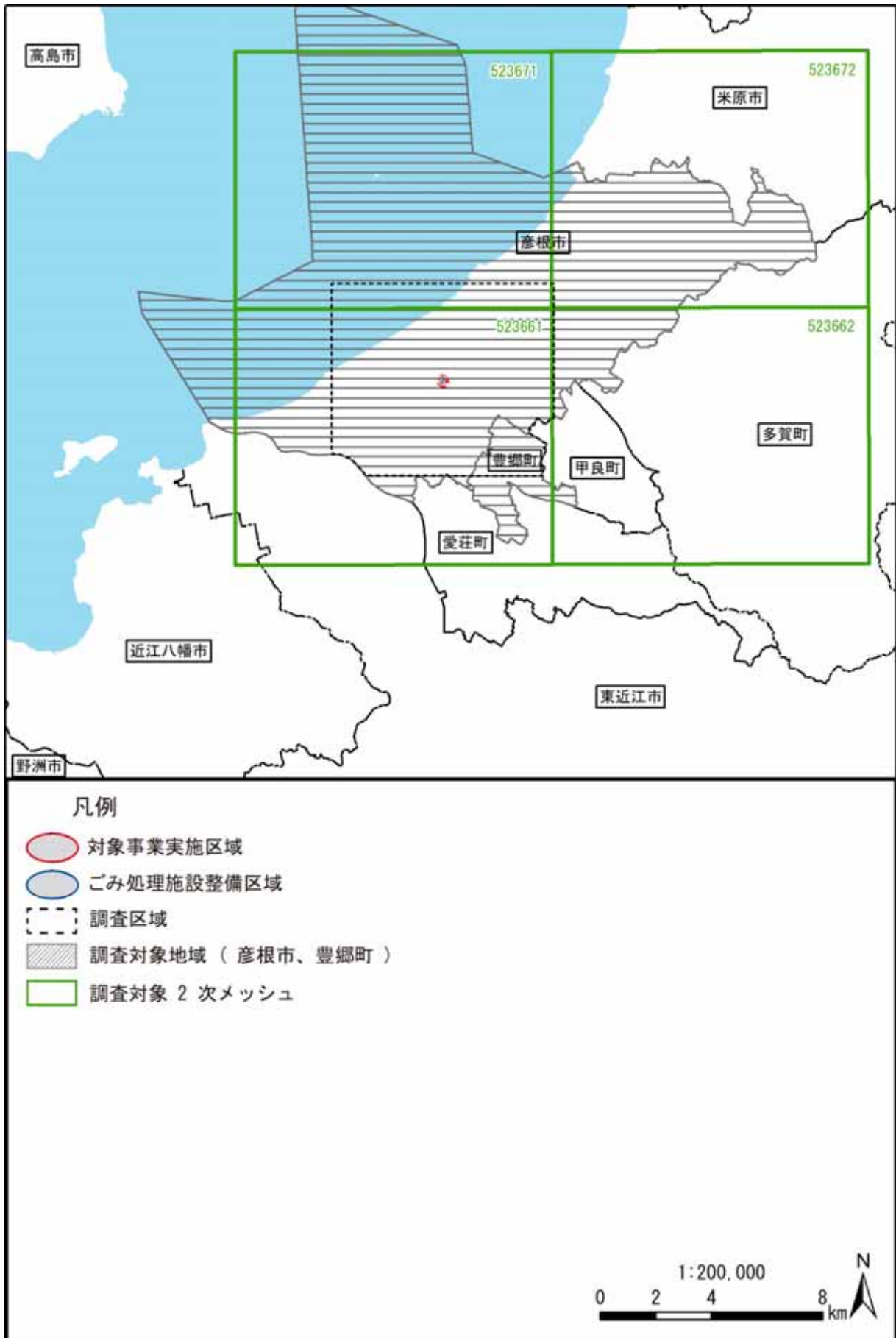


図 3.2-14 調査対象 2 次メッシュ位置図

表 3.2-28(1) 重要な種の文献調査結果一覧(動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
哺乳類	1	モグラ目	トガリネズミ科	ジネズミ	2					要注	EII
	2	(食虫目)	モグラ科	ヒミズ	2						EII
	3			アズマモグラ	1,7			希少		希少	D
	4	コウモリ目	キクガシラコウモリ科	ニホンコキクガシラコウモリ	1			希少		危惧	B
	5	(翼手目)		キクガシラコウモリ	6			希少		危惧	B
	6	サル目(霊長目)	オナガザル科	ニホンザル	1,2,4,6,7,8					要注	EI
	7	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	2,6,7						EI
	8	ネズミ目	リス科	ニホンリス	2,6,7						C
	9	(齧歯目)		ムササビ	1,7			希少		希少	C
	10		ネズミ科	ハタネズミ	1,2			希少		希少	EII
	11			カヤネズミ	2			希少		希少	D
	12			ハツカネズミ	2						EII
	13			クマネズミ	2						EII
	14			ドブネズミ	2						EII
	15	ネコ目(食肉目)	クマ科	ツキノワグマ	1			希少		希少	EII
	16		イタチ科	ホンドテン	2,6,7						EI
	17			チョウセンイタチ	2						EI
	18			ホンドイタチ	2,6,7						EI
	19			ニホンアナグマ	2,4,8						EII
	20	ウシ目(偶蹄目)	ウシ科	カモシカ	1,6,7,8	特別		希少		危惧	D
合計	7目10科20種					1種	0種	8種	0種	10種	20種
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
鳥類	1	キジ目	キジ科	コジュケイ	24						E
	2			ヤマドリ	24					他	E
	3	カモ目	カモ科	ヒシクイ	1,2	天然		希少	VU	増大	C
	4			マガン	1,2	天然		希少	NT	増大	C
	5			コハクチョウ	1,2			希少			D
	6			オシドリ	1,2			希少	DD	希少	D
	7			ヨシガモ	1,2			希少		希少	D
	8			アメリカヒドリ	1,2			希少		希少	D
	9			シマアジ	1,2			希少		希少	D
	10			トモエガモ	1,2			希少	VU	希少	D
	11			ホオジロガモ	1,2			希少		希少	D
	12			ミコアイサ	1,2			希少		希少	D
	13			カワアイサ	1,2			希少		希少	D
	14			ウミアイサ	1,2			希少		希少	D
	15	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	1,2,4			希少		希少	E
	16			カンムリカイツブリ	1,2			希少		希少	D
	17	ハト目	ハト科	アオバト	1,2			希少		希少	D
	18	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	2						E
	19	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	1	特別	国内			CR	要注
	20	ペリカン目	サギ科	ヨシゴイ	1,2			指定	NT	危惧	C
	21			ゴイサギ	2			希少		希少	
	22			ササゴイ	2			希少		希少	D
	23			アマサギ	2					要注	
	24			チュウサギ	1,2			希少	NT	希少	D
	25			コサギ	2					要注	
	26	ツル目	クイナ科	クイナ	1			希少		増大	
	27			ヒクイナ	1,4			希少	NT	増大	
	28			パン	1,2,4			希少		希少	D
	29	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	1,2,4			希少		希少	D
	30			ツツドリ	1,2,4			希少		希少	D
	31			カッコウ	1,2,4			希少		希少	D
	32	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	2			希少	NT	増大	C
	33	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	2						E
	34			アマツバメ	2						D
	35	チドリ目	チドリ科	タゲリ	1,2			希少		希少	D
	36			ケリ	2,4				DD		
	37			ムナグロ	2						D
	38			ダイゼン	2			希少		希少	D
	39			イカルチドリ	1,2			希少		希少	D

表 3.2-28(2) 重要な種の文献調査結果一覧(動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
						①	②	③	④	⑤	⑥		
鳥類	40	チドリ目	チドリ科	コチドリ	1,2,4			希少		希少	E		
	41			メダイチドリ	1			希少		希少			
	42		セイタカシギ科 シギ科	セイタカシギ	1			希少	VU	希少			
	43			ヤマシギ	1,2			希少		希少	D		
	44			アオシギ	1			希少		希少			
	45			オオジシギ	1			希少	NT	希少			
	46			チュウジシギ	1			希少		希少			
	47			タシギ	1,2			希少		希少	D		
	48			オグロシギ	1			希少		希少			
	49			オオソリハシシギ	1			希少	VU	希少			
	50			チュウシヤクシギ	1,2			希少		希少	D		
	51			ダイシャクシギ	1			希少		希少			
	52			ホウロクシギ	1,2			希少	VU	希少	D		
	53			ツルシギ	1,2			希少	VU	希少	D		
	54			コアオアシシギ	1			希少		希少			
	55			アオアシシギ	1,2			希少		希少	D		
	56			クサシギ	1,2			希少		希少	D		
	57			タカブシギ	1,2			希少	VU	希少	D		
	58			キアシシギ	1,2			希少		希少	D		
	59			ソリハシシギ	1			希少		希少			
	60			イソシギ	1,2			希少		希少	D		
	61			キョウジョシギ	1,2			希少		希少	D		
	62			オバシギ	1			希少		希少			
	63			トウネン	1,2			希少		希少	D		
	64			オジロトウネン	1			希少		希少			
	65			ヒバリシギ	1,2			希少		希少	D		
	66			ウズラシギ	1,2			希少		希少	D		
	67			ハマシギ	2					NT		D	
	68			エリマキシギ	1,2			希少		希少	D		
	69			タマシギ科	タマシギ	1		希少	VU	増大			
	70			カモメ科	コアジサシ	2		希少	VU	増大	C		
	71			タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	1,2			希少	NT	希少	C
	72				タカ科	ハチクマ	1,2			希少	NT	増大	C
	73					チュウヒ	1,2		国内	希少	EN	増大	C
	74					ハイイロチュウヒ	1,2			希少		増大	C
	75					ツミ	1,2			希少		希少	D
	76					ハイタカ	1,2			希少	NT	希少	D
	77					オオタカ	1,2			希少	NT	希少	C
	78					サシバ	1,2,4			希少	VU	希少	C
	79		ノスリ			1,2			希少		希少	D	
	80		イヌワシ			2		天然	国内	希少	EN	危惧	B
	81		クマタカ			2			国内	希少	EN	危惧	B
	82		フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	1,2			希少		希少	D	
	83				アオバズク	1,2			希少		希少	D	
	84				コミミズク	2			指定		危惧	C	
	85		ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	1,2,4			希少		希少	D	
	86				ヤマセミ	4			指定		危惧		
	87			ブッポウソウ科	ブッポウソウ	1			指定	EN	危惧		
	88		キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	2			希少		希少	D	
	89				オオアカゲラ	1,4			希少		希少		
	90				アカゲラ	2,4						D	
	91				アオゲラ	2,4						D	
	92		ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	1,2			希少		希少	D	
	93				コチョウゲンボウ	1,2			希少		希少	C	
	94				チゴハヤブサ	2						D	
	95				ハヤブサ	1,2		国内	希少	VU	希少	C	
	96		スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	1		国内	希少	EN	希少		
	97			サンショウクイ科	サンショウクイ	1,2,4			希少	VU	希少	D	
	98			カササギヒタキ科	サンコウチョウ	1,2,4			希少		希少	D	
	99			モズ科	アカモズ	2		国内		EN		E	
	100			ツリスガラ科	ツリスガラ	1			希少		希少		
	101			シジュウカラ科	コガラ	2			希少		希少	D	

表 3.2-28(3) 重要な種の文献調査結果一覧(動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
						①	②	③	④	⑤	⑥		
鳥類	102	スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ	2					他	E		
	103		ウグイス科	ヤブサメ	1,2,4			希少		希少	D		
	104		ムシクイ科	メボソムシクイ	1,2			希少		希少	D		
	105			エゾムシクイ	2						D		
	106			センダイムシクイ	1,2			希少		希少	D		
	107		ヨシキリ科	オオヨシキリ	1,2,4			希少		希少	D		
	108			コヨシキリ	1			希少		希少			
	109		セッカ科	セッカ	1,2,4			希少		希少	D		
	110		レンジャク科	キレンジャク	1,2			希少		希少	E		
	111			ヒレンジャク	1,2			希少		希少	E		
	112		ミソサザイ科	ミソサザイ	1,2,4			希少		希少	D		
	113		ムクドリ科	コムクドリ	1,2			希少		希少	D		
	114		カワガラス科	カワガラス	2,4			希少		希少	D		
	115		ヒタキ科	トラツグミ	1,2,4			希少		希少	C		
	116			クロツグミ	1,2,4			希少		希少	D		
	117			アカハラ	2							E	
	118			コルリ	2				希少		増大	D	
	119			ルリビタキ	1,2				希少		希少	D	
	120			イソヒヨドリ	2							D	
	121			エゾビタキ	2							D	
	122			サメビタキ	2							D	
	123			コサメビタキ	1,2				希少		希少	D	
	124			キビタキ	1,2,4				希少		希少	D	
	125			オオルリ	1,2,4				希少		希少	D	
	126			スズメ科	ニュウナイスズメ	1			希少		希少		
	127			セキレイ科	ハクセキレイ	2							E
	128				ビンズイ	2							D
	129			タヒバリ	1,2			希少		希少	D		
	130		アトリ科	ハギマシコ	1			希少		希少			
	131			ベニマシコ	1,2			希少		希少	D		
	132			オオマシコ	1			希少		希少			
	133			イスカ	1			希少		希少			
	134			ウソ	1,2			希少		希少	D		
	135			シメ	2							D	
	136		ホオジロ科	ホオアカ	1			希少		希少			
	137			ミヤマホオジロ	2						D		
	138			ノジコ	1			希少	NT	希少			
	139			クロジ	1			希少		希少			
	140			オオジュリン	1,2			希少		希少	D		
合計	18目43科140種					4種	7種	114種	33種	19種	107種		
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
爬虫類	1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	1			希少	NT	希少			
	2		スッポン科	ニホンスッポン	1				DD	要注			
	3	有鱗目	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ	1						要注		
	4		タカチホヘビ科	タカチホヘビ	1						要注		
	5		ナミヘビ科	ジムグリ	1							要注	
	6			シロマダラ	1							要注	
	7			ヒバカリ	1							要注	
	8			ヤマカガシ	1							要注	
	9		クサリヘビ科	ニホンナムシ	1							要注	
	合計	2目6科9種					0種	0種	1種	2種	9種	0種	
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
両生類	1	有尾目	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	1	特別		希少	VU	危惧			
	2		イモリ科	アカハライモリ	1,7				NT	要注			
	3	無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル	1,7			希少		希少			
	4			ナガレヒキガエル	1			希少		希少			
	5		アカガエル科	タゴガエル	1,7						要注		
	6			ニホンアカガエル	1						要注		
	7			ヤマアカガエル	1			希少		希少			
	8			トノサマガエル	1					NT	要注		



表 3.2-28(4) 重要な種の文献調査結果一覧(動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
						①	②	③	④	⑤	⑥		
両生類	9	無尾目	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル	1			指定	EN	増大			
	10			ツチガエル	1					要注			
	11		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	1					要注			
	12			モリアオガエル	1,7					要注			
	13			カジカガエル	1					要注			
合計	2目5科13種					1種	0種	5種	4種	13種	0種		
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
昆虫類	1	カゲロウ目(蜉蝣目)	シロイロカゲロウ科	ビワコシロカゲロウ	1				NT	分布			
	2	トンボ目(蜻蛉目)	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	1			希少	NT	増大			
	3			アオヤンマ	1			希少	NT	増大			
	4			カトリヤンマ	1			希少		希少			
	5			サナエトンボ科	キイロサナエ	1				NT		他	
	6		アオサナエ		1						他		
	7		ホンサナエ		1						他		
	8		オオサカサナエ		1				希少	VU	希少		
	9		メガネサナエ		1,4,6				希少	VU	希少		
	10		タバサナエ		1				希少	NT	希少		
	11		フタスジサナエ		1,3,4				希少	NT	希少		
	12		オグマサナエ		1				希少	NT	希少		
	13		エゾトンボ科		トラフトンボ	1						要注	
	14				エゾトンボ	1				希少		希少	
	15		トンボ科	ヨツボシトンボ	1						要注		
	16			ハッチョウトンボ	1						要注		
	17			コノシメトンボ	1						分布		
	18			キトンボ	1					希少		希少	
	19			ナツアカネ	6							他	
	20			マイコアカネ	1					希少		希少	
	21			ミヤマアカネ	1					希少		希少	
	22			オオキトンボ	1					希少	EN	危惧	
	23			カワゲラ目(セキ翅目)	オナシカワゲラ科	カワイオナシカワゲラ	1				DD	要注	
	24	バッタ目(直翅目)		ヒバリモドキ科	ハマスズ	1						要注	
	25		バッタ科	カワラバッタ	1				希少		希少		
	26	カメムシ目(半翅目)	セミ科	ハルゼミ	1,4						他		
	27		キジラミ科	クロオビカイガラキジラミ	1				希少		増大		
	28		キンカメムシ科	オオキンカメムシ	1,3,4						分布		
	29		イトアメンボ科	イトアメンボ	1					VU	要注		
	30		ミズムシ科(昆)	ミゾナシミズムシ	1					NT	要注		
	31		タイコウチ科	ミズカマキリ	1				希少		希少		
	32		ナベヅタムシ科	カワムラナベヅタムシ	1				希少	CR	危惧		
	33		マルミズムシ科	ヒメマルミズムシ	1				希少		希少		
	34		アミメカゲロウ目(脈翅目)	ウスバカゲロウ科	オオウスバカゲロウ	1				希少		増大	
	35	トビケラ目(毛翅目)	シンテイトビケラ科	シンテイトビケラ	1						要注		
	36		コエグリトビケラ科	ビワコエグリトビケラ	1						分布		
	37		アシエダトビケラ科	ビワアシエダトビケラ	1				希少	NT	増大		
	38		ヒゲナガトビケラ科	クロスジヒゲナガトビケラ	1						要注		
	39			ビワアオヒゲナガトビケラ	1						要注		
	40			モリクサツミトビケラ	1						要注		
	41	チョウ目(鱗翅目)	イラガ科	アオイラガ	1						要注		
	42		セセリチョウ科	ミヤマチャバネセセリ	6,7						D		
	43		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	2							D	
	44			ウラゴマダランジミ	2,3,4							D	
	45			キリシマミドリシジミ 本州以南亜種	4,6,7							D	
	46			ヒサマツミドリシジミ	4,6							C	
	47			エゾミドリシジミ	4,6							C	
	48			オオミドリシジミ	2,4							D	
	49			ウラジロミドリシジミ	1,2,3,4					希少		増大	
	50			ミヤマカラスシジミ	1					希少		希少	
	51			ウラクロシジミ	4							D	
	52			アカシジミ	2							D	
	53		ミドリシジミ	4							D		

表 3.2-28(5) 重要な種の文献調査結果一覧(動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
						①	②	③	④	⑤	⑥		
昆虫類	54	チョウ目(鱗翅目)	シジミチョウ科	フジミドリシジミ	7						B		
	55			キマダラルリツバメ	1,4			希少	NT	増大			
	56			ゴイシシジミ	2						D		
	57		タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン	3,4				CR	絶滅	A		
	58			クモガタヒョウモン	1,2			希少		希少	D		
	59			オオムラサキ	1,2,4,6			希少	NT	増大	D		
	60		アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ本土亜種	2						D		
	61			ギフチョウ	1,4,6,7			希少	VU	危惧	D		
	62		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	1,2,3,4			希少	EN	危惧	B		
	63			スジボソヤマキチョウ	3,4			希少		希少			
	64	ツトガ科	キタホシオビホソノメイガ	1						要注			
	65	ヤガ科	ベニシタバ	1						要注			
	66		フシキキシタバ	1			希少			増大			
	67		キシタアツバ	1					NT	要注			
	68	ハエ目(双翅目)	ユスリカ科	ビロヒゲユスリカ	1						分布		
	69			キミドリユスリカ	1						他		
	70			アシマダラユスリカ	1						他		
	71	コウチュウ目(鞘翅目)	ハンミョウ科	カワラハンミョウ	1			指定	EN	危惧			
	72		ゲンゴロウ科	コセスジゲンゴロウ	1			希少	CR	希少			
	73			クロゲンゴロウ	1			希少	NT	希少			
	74			マルガタゲンゴロウ	1			希少	VU	危惧			
	75			シマゲンゴロウ	1					NT	他		
	76			オオイチモンジシマゲンゴロウ	1			希少	EN	増大			
	77			コマルケシゲンゴロウ	1			希少	NT	希少			
	78			ヒメシマチビゲンゴロウ	1			希少		希少			
	79			ゴマダラチビゲンゴロウ	1			希少		希少			
	80			キバリマメゲンゴロウ	1			希少	NT	希少			
	81			ミズスマシ科	コオナガミズスマシ	1			希少	VU	希少		
	82				オナガミズスマシ	1						要注	
	83			コガシラミズムシ科	クビボソコガシラミズムシ	1			希少	DD	希少		
	84				マダラコガシラミズムシ	1			希少	VU	希少		
	85		ガムシ科	ガムシ	1			希少	NT	希少			
	86			マルチビガムシ	1			希少		希少			
	87		クワガタムシ科	オオクワガタ	1			希少	VU	増大			
88	コガネムシ科		セマルケシマグソコガネ	1						分布			
89	タマムシ科		タマムシ	1						分布			
90	ホタル科		ヒメボタル	1,4						要注			
91	ゴミムシダマシ科		マルチビゴミムシダマシ	1						分布			
92	カミキリムシ科		ホシベニカミキリ	1						要注			
93	ハムシ科		ヤヒロミドリトビハムシ	1						要注			
94	ハチ目(膜翅目)		ミツバチ科	クローラルハナバチ	1			希少	NT	希少			
合計	11目43科94種					0種	0種	45種	35種	81種	19種		
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準							
魚類	1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種 <sup>注3)</sup>	1,2,7			希少	VU	増大	B		
	2	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	1,2,7				EN	要注			
	3	コイ目	コイ科	コイ(野生型)	1,2,7			希少	LP	希少	D*		
	4			ゲンゴロウブナ	1,2			希少	EN	希少	EI*		
	5			ニゴロブナ	1,2,7			希少	EN	希少	C*		
	6			ギンブナ	1,2,7						要注		
	7			ヤリタナゴ	1,2			希少	NT	増大	B		
	8			アブラボテ	1,2			希少	NT	増大	C		
	9			カネヒラ	1,2			希少		増大	D		
	10			イチモンジタナゴ	2					指定	CR	危惧	B
	11			シロヒレタビラ	1,2			希少	EN	危惧	B		
	12			ニッポンバラタナゴ	2					CR	絶滅	A	
	13			ワタカ	1,2			希少	CR	危惧	B		
	14			カワバタモロコ	1,2				国内	希少	EN	危惧	B
	15			ハス	1,2			希少	VU	希少	EI		
	16			ヌマムツ	1,2						分布		
	17			アブラハヤ	1,2,6,7							要注	EI
	18	タカハヤ	1,2							要注	EI		

表 3.2-28(6) 重要な種の文献調査結果一覧(動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準								
						①	②	③	④	⑤	⑥			
魚類	19	コイ目	コイ科	モツゴ	1,2			希少		希少	D			
	20			アブラヒガイ	1,2			指定	CR	危惧	EII			
	21			ビワヒガイ	1,2,7					希少	D			
	22			ムギツク	1,2					希少	C			
	23			ホシモロコ	1,2					希少	CR	B*		
	24			ゼゼラ	1,2					希少	VU	EI		
	25			イトモロコ	1					希少		増大		
	26			デメモロコ	1,2					希少	VU	希少	D	
	27			スゴモロコ	1,2					希少	VU	希少	D	
	28			ドジョウ科	ドジョウ	1,2					NT		要注	
	29				ニシシマドジョウ	1							要注	
	30				ビワコガタスジシマドジョウ	1,2					希少	EN	危惧	B
	31				オオガタスジシマドジョウ	1,2					希少	EN	危惧	B
	32				アジメドジョウ	1					希少	VU	希少	
	33	フタドジョウ科	ホトケドジョウ	1,2,7					希少	EN	増大	B		
	34	アユモドキ科	アユモドキ	2	天然	国内			希少	CR	危惧	B		
	35	ナマズ目	ギギ科	ギギ	1,2				希少		危惧	B		
	36		ナマズ科	イワトコナマズ	1,2				希少	NT	増大	EII		
	37			ビワコオオナマズ	1,2					希少		希少	EII	
	38			ナマズ	1,2								要注	
	39	アカザ科	アカザ	1,2					希少	VU	希少	B		
	40	サケ目	アユ科	アユ	1,2,6						分布	EI		
	41		サケ科	イワナ属 <sup>(注4)</sup>	1,2				希少	DD	増大			
	42			サツキマス(アマゴ)	1,2					NT		要注	EII*	
	43			ビワマス	1,2,7						NT		要注	C*
	44	トゲウオ目	トゲウオ科	ハリヨ	1,2,6,7				指定	CR	危惧	B		
	45	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	1,2				希少	VU	増大	D		
	46	スズキ目	カジカ科	カジカ	1				希少	NT	希少			
	47			ウツセミカジカ(琵琶湖型)	1,2,6,7						EN	分布	C	
	48		ドンコ科	ドンコ	1,2							他		
	49		ハゼ科	カワヨシノボリ	1							要注		
	50			ビワヨシノボリ	1,2						DD	分布	EI	
	51		イサザ	1,2					希少	CR	危惧	D		
	合計	8目16科51種						1種	2種	35種	35種	51種	39種	
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準								
底生動物	1	三岐腸目	オオウズムシ科	ビワオオウズムシ	1			希少	CR+EN	増大				
	2	テムノケファーラ目	ヤドリフタツノムシ科	エビヤドリツノムシ	1			希少		希少				
	3	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ	1			希少	VU	希少				
	4			オオタニシ	1,6,7					NT		要注		
	5			ナガタニシ	1,6,7					希少	NT	希少		
	6		カワニナ科	ホソマキカワニナ	1,6,7				希少	NT	希少			
	7			タテヒダカワニナ	1,6,7						NT	分布		
	8			フトマキカワニナ	1					希少	DD	危惧		
	9			ハベカワニナ	1,6,7							分布		
	10			モリカワニナ	6,7					希少	NT	希少		
	11			イボカワニナ	1,6,7					希少	NT	希少		
	12			ヤマトカワニナ	1,6,7						NT	分布		
	13			オオウラカワニナ	1					希少	DD	危惧		
	14			カゴメカワニナ	1						NT	分布		
	15			タケシマカワニナ	6,7					希少	NT	希少		
	16	エゾマメタニシ科	マメタニシ	1,6,7					CR		要注			
	17	ミズシタダミ科	ビワコミズシタダミ	1					NT		分布			
	18	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ	6,7					NT				
	19			オウミガイ	1,6,7					VU	分布			
	20		ヒラマキガイ科	カドヒラマキガイ	6,7					NT	分布			
	21	イシガイ目	イシガイ科	メンカラスガイ <sup>(注5)</sup>	1				希少	VU	希少			
	22			オバエボシガイ	1					希少	VU	増大		
	23			オトコタテボシガイ	1,6,7					希少	VU	増大		
	24			ニセマツカサガイ	1					希少	VU	危惧		
	25			ササノハガイ	1,6,7							分布		
	26			タテボシガイ	1,6,7							分布		

表 3.2-28(7) 重要な種の文献調査結果一覧(動物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
底生動物	27	イシガイ目	イシガイ科	カタハガイ	1			希少	VU	危惧	
	28			マツカサガイ広域分布種	1			希少	NT	増大	
	29			マルドブガイ	1,6,7			希少	VU	希少	
	30			オグラヌマガイ	1			希少	EN	危惧	
	31			イケチョウガイ	1			希少	CR	危惧	
	32	マルスダレガイ目	シジミ科	マシジミ	1,6,7			希少	VU	増大	
	33			セタシジミ	1,6,7			希少	VU	増大	
	34		マメシジミ科	ミズウミマメシジミ	1					要注	
	35			マメシジミ	1					要注	
	36			カワムラムメシジミ	1					分布	
	37		ドブシジミ科	ピワコドブシジミ	1					分布	
	38		イトミミズ目	ミズミミズ科	ピワゴレイトミミズ	1			希少		希少
	39	吻蛭目	ヒラタビル科	イカリビル	1			希少	DD	危惧	
	40	ヨコエビ目	カマカヨコエビ科	ピワカマカ	1			希少		希少	
	41		キタヨコエビ科	アナンデールヨコエビ	1			希少	NT	希少	
	42		ナリタヨコエビ	1			希少	NT	希少		
	43	エビ目	ヌマエビ科	ミナミヌマエビ	1			希少		危惧	
	44			ヌマエビ	1			希少		希少	
	45		サワガニ科	サワガニ	1					要注	
46	モクズガニ科		モクズガニ	1			希少		希少		
47	ハネコケムシ目	ヒメテンコケムシ科	カンテンコケムシ	1			希少		希少		
48			ヒメテンコケムシ	1			希少		希少		
合計	11目 20科 48種					0種	0種	31種	32種	47種	0種
項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
陸産貝類	1	ニナ目	ヤマタニシ科	アツプタガイ	1,6,7			希少		希少	
	2	マイマイ目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ	1			希少	NT	希少	
	3		キバサナギガイ科	クチマガリスナガイ	1			希少	VU	希少	
	4		ナタネキバサナギガイ	1			希少	VU	増大		
	5		キセルガイモドキ科	キセルガイモドキ	1,6,7			希少		希少	
	6		キセルガイ科	オオギセル	1,6,7			希少	NT	希少	
	7			コンボウギセル	1			希少		希少	
	8			キョウトギセル	1,6,7			希少	VU	増大	
	9			シリボソギセル	1,6,7			希少	NT	増大	
	10			ミカドギセル	1,6,7			希少	NT	増大	
	11			ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ	1				DD	要注
	12		ニッポンマイマイ科	エチゼンピロウドマイマイ	6,7				DD	要注	
	-			ピロウドマイマイ類 <sup>注6)</sup>	1				DD	要注	
	13			コシタカコベソマイマイ	1,6,7			希少	NT	希少	
	14			コベソマイマイ	1,6,7					分布	
	15		ヤマタカマイマイ	1,6,7			希少	NT	希少		
	16		ニッポンマイマイ類 <sup>注7)</sup>	1						要注	
	17		オナジマイマイ科	ツルガマイマイ	1			希少		希少	
	18			ミヤマヒダリマキマイマイ	1			希少	VU	希少	
	19			クロイワマイマイ	6,7					要注	
	20	マメマイマイ類 <sup>注8)</sup>		1					要注		
	21	チャイロオトメマイマイ類 <sup>注9)</sup>		1					NT	要注	
22	タワラガイ科	タワラガイ	1					要注			
合計	2目 9科 22種					0種	0種	14種	13種	22種	0種

注1) 種名および種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度版」に準拠した。また陸産貝類については、「日本産野生生物目録—本邦産野生動物の種の現状—(無脊椎動物編III)」(平成10年12月、環境庁)に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準

- ① 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づく天然記念物に指定されている種  
 特天：特別天然記念物 天然：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)において希少野生動植物種に指定されている種  
 国内：国内希少野生動植物種
- ③ 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成18年滋賀県条例第4号)において指定されている種  
 指定：指定希少野生動植物種、希少：希少野生動植物種
- ④ 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月、環境省)において指定されている種  
 EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧Ⅱ類、EN：絶滅危惧Ⅲ類  
 VU：絶滅危惧Ⅳ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

(次ページに続く)

- ⑤「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2020年版」(令和2年4月、滋賀県)において指定されている種  
 危惧：絶滅危惧種、増大：絶滅危機増大種、希少：希少種、要注：要注目種  
 分布：分布上重要種、他：その他重要種、絶滅：絶滅種

- ⑥「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」(平成17年3月、彦根市)において指定されている種

A：絶滅種、B：絶滅危惧種、C：危急種、D：希少種、E：要注目種、EI：要注目種I、EII：要注目種II

※は、放流魚を除くことを示す。

注3)「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」では、スナヤツメ類が確認されているが、県内には湖西地方にスナヤツメ北方種が、湖西、湖北、湖東、湖南地方および琵琶湖にスナヤツメ南方種が分布することから、スナヤツメ南方種とした。

注4)イワナ属：斑紋の変異に基づき琵琶湖東部流入河川ではヤマトイワナ、琵琶湖西部流入河川ではニッコウイワナが分布するといわれてきたが、遺伝子解析の結果からは、2亜種の存在は確認できず、琵琶湖水系のイワナは地域固有性の高い個体群とされる。ニッコウイワナの場合は、環境省RLの「DD」に該当する。

注5)メンカラスガイ：カラスガイの琵琶湖淀川水系における湖沼型(亜種)であり、環境省RLの「VU」に該当する。

注6)ピロウドマイマイ類：県内にはケハダピロウドマイマイ、ピロウドマイマイ、エチゼンピロウドマイマイが分布し、彦根市にはピロウドマイマイ、エチゼンピロウドマイマイが分布する。ケハダピロウドマイマイは環境省RLの「NT」、ピロウドマイマイ、エチゼンピロウドマイマイは環境省RLの「DD」に該当する。調査区域においては、ピロウドマイマイもしくはエチゼンピロウドマイマイが生息している可能性が高いため、環境庁RLの「DD」として抽出した。

注7)ニッポンマイマイ類：広義のニッポンマイマイは分類的な検討課題の多いグループである。

注8)マメマイマイ類：県内にはクロオトメマイマイ、ミヤコオトメマイマイ、エンドウマイマイが分布すると考えられている。

注9)チャイロオトメマイマイ類：チャイロオトメマイマイ、ヒルゲンドルフマイマイ、オオヒルゲンドルフマイマイとの関係の検討が必要である。ヒルゲンドルフマイマイの場合は、環境省RLの「NT」に該当する。

文献資料1：「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック 2015年版」(平成28年3月、滋賀県)

2：「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」(平成17年3月、彦根市)

3：「第2回自然環境保全基礎調査 滋賀県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)

4：「第2回自然環境保全基礎調査 報告書」(昭和53年～55年、環境庁)

5：「第3回自然環境保全基礎調査 報告書」(昭和58年～63年、環境庁)

6：「第4回自然環境保全基礎調査 報告書」(昭和63年～平成5年、環境庁)

7：「第5回自然環境保全基礎調査 報告書」(平成5年～11年、環境庁)

8：「第6回自然環境保全基礎調査 報告書」(平成11年～17年、環境庁・環境省)

## (2) 植物

### 1) 調査区域に生育する可能性のある重要な種

「自然環境保全基礎調査(第2回～第6回)」(昭和53年～平成17年、環境庁・環境省)および「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」(平成17年3月、彦根市)、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2015年版」(平成28年3月、滋賀県)における植物の分布状況を整理し、調査区域に生育する可能性のある重要な種を抽出した。

「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」では、調査区域に分布情報のあるものを抽出し、「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2015年版」では、分布区域に「全域」「広く分布」「湖東地域」「琵琶湖」「北湖」「犬上川」「彦根市」「豊郷町」等と記載があるものを抽出した。

調査区域に生育する可能性のある重要な種の文献調査結果一覧(植物)を表 3.2-29(1)～(3)に、重要な種(豊郷町指定天然記念物のスズムシバナ)位置図を図 3.2-15に示す。

植物は149種の重要な種を確認した。山地等に生育するウラボシノコギリシダ、トウゴクサバノオ、アカモノや、水田等に生育するデンジソウ、ホシクサ、シソクサ等の水田雑草類、琵琶湖や河川、水路に生育するネジレモ、イバラモ、ヒロハノエビモ等の水草類、湿地に生育するヒメザゼンソウ、ヤナギスブタ、マツカサススキ等が生育する可能性がある。

表 3.2-29(1) 重要な種の文献調査結果一覧(植物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準					
						①	②	③	④	⑤	⑥
植物	1	ハナヤスリ目	ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ	1			希少		希少	C
	2			ハマハナヤスリ	1,2			希少		希少	D
	3	マツバラ目	マツバラ科	マツバラ	1			指定	NT	増大	B
	4	サンショウモ目	デンジソウ科	デンジソウ	1			希少	VU	危惧	B
	5		サンショウモ科	オオアカウキクサ	2			希少	EN	希少	
	6			サンショウモ	1,2			希少	VU	増大	C
	7	ヘゴ目	キジノオシダ科	タカサゴキジノオ	1			希少		希少	
	8	ウラボシ目	チャセンシダ科	クルマシダ	1			希少		希少	B
	9		コウヤワラビ科	コウヤワラビ	2						E
	10		メシダ科	ウラボシノコギリシダ	2						D
	11			ムクゲシケシダ	1			希少		希少	
	12		オシダ科	ヒロハヤブソテツ	1					他	D
	13			ヌカイタチシダモドキ	1			希少		希少	
	14			ギフベニシダ	1,2					分布	D
	15			キヨズミオオクジャク	1					他	
	16		ウラボシ科	ヒメサジラン	1			希少		希少	B
	17			クリハラン	1					他	
	18	スイレン目	スイレン科	オニバス	1			希少	VU	危惧	D
	19			コウホネ	1			希少		希少	
	20			ヒメコウホネ	2				VU	要注	D
	21			ヒツジグサ	1			希少		希少	
	22	コショウ目	ドクダミ科	ハンゲショウ	2						D
	23		ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ	2						D
	24	モクレン目	モクレン科	コブシ	2						D
	25	クスノキ目	クスノキ科	ニッケイ	2				NT		
	26	オモダカ目	サトイモ科	ヒメザゼンソウ	1					他	
	27		オモダカ科	アギナシ	1			希少	NT	希少	B
	28			ウリカワ	2						D
	29		トチカガミ科	スブタ	1			希少	VU	危惧	
	30			ヤナギスブタ	1			希少		希少	B
	31			トチカガミ	1,2				NT	他	D
	32			ヒロハトリゲモ	1			希少	VU	危惧	B
	33			イバラモ	1,2					他	
	34			ミズオオバコ	1,2				VU	他	
	35			コウガイモ	1,2					他	
	36			ネジレモ	1,2					分布	
	37		ヒルムシロ科	オオササエビモ	1,2					他	
	38			サンネンモ	1			希少		増大	
	39			ヒルムシロ	1,2					他	D
	40			ヒロハノエビモ	1,2					分布	D
	41			リュウノヒゲモ	1				NT	要注	
	42	ユリ目	シュロソウ科	シュロソウ	2					分布	
	43		ユリ科	コオニユリ	2						B
	44	クサスギカズラ目	ラン科	エビネ	1,2				NT	他	D
	45			ナツエビネ	1				VU	他	D
	46			ギンラン	1,2			希少		希少	D
	47			キンラン	1			希少	VU	希少	D
	48	クサスギカズラ目	ラン科	モイワラン	1			希少	CR	危惧	
	49			サイハイラン	2						D
	50			アキザキヤツシロラン	1,2			希少		希少	E
	51			クモキリソウ	1					他	D
	52			ヨウラクラン	1					要注	A
	53		アヤメ科	カキツバタ	1,2				NT	他	D
	54		ススキノキ科	ノカンゾウ	1			希少		希少	
	55	イネ目	ガマ科	ミクリ	1,2				NT	他	D
	56			ヤマトミクリ	1			希少	NT	希少	D
	57			ナガエミクリ	2				NT		
	58			コガマ	2					他	
	59		ホシクサ科	ホシクサ	1			希少		希少	B
	60			クロホシクサ	1			希少	VU	危惧	
	61		カヤツリグサ科	ウマスゲ	1			希少		増大	D
	62			オオアオスゲ	1			希少		希少	
	63			タカネマスクサ	2						C

表 3.2-29(2) 重要な種の文献調査結果一覧(植物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
植物	64	イネ目	カヤツリグサ科	マメスゲ	1					他	C	
	65			オニナルコスゲ	1,2					分布	B	
	66			ヒメアオガヤツリ	1					他	D	
	67			オオシロガヤツリ	1,2				希少	希少	D	
	68			シロガヤツリ	1				希少	希少	C	
	69			コアゼテンツキ	1				希少	希少		
	70			アオテンツキ	1,2					他	B	
	71			アゼテンツキ	1,2				希少	希少	C	
	72			タイワンヤマイ	1,2					他	D	
	73			マツカサススキ	1,2					他	D	
	74			コシンジュガヤ	1				希少	希少	C	
	75			イネ科	ヒメコヌカグサ	1,2				NT	他	D
	76				ミノボロ	1					要注	
	77				アゼガヤ	2						D
	78				スズメノコビエ	1				希少	希少	
	79				タキキビ	1				希少	希少	
	80			キンボウゲ目	キンボウゲ科	フクジュソウ	1			希少	希少	D
	81					キクザキイチゲ	2					B
	82					カザグルマ	1,2				指定	NT
	83	トウゴクサバノオ	1								分布	D
	84	バイカモ	1								他	
	85	ユキノシタ目	ボタン科	ヤマシャクヤク	1			希少	NT	希少	D	
	86		ユキノシタ科	タキミチャルメルソウ	1				NT	他		
	87		タコノアシ科	タコノアシ	2				NT		D	
	88	マメ目	マメ科	タヌキマメ	2			希少		増大	C	
	89			ハマエンドウ	1				指定		危惧	B
	90			オオバクサフジ	1				希少		希少	
	91			ナツフジ	2							D
	92	バラ目	アサ科	コバノチョウセンエノキ	1					要注		
	93		バラ科	カワラサイコ	1,2			希少		希少	D	
	94			コバナノワレモコウ	1					他		
	95	ニシキギ目	ニシキギ科	ウメバチソウ	1					他		
	96	キントラノオ目	トウダイグサ科	ノウルシ	2				NT		D	
	97		スミレ科	ナガバタチツボスミレ	2					他		
	98	フウロソウ目	フウロソウ科	コフウロ	1			希少		増大		
	99	フトモモ目	ミソハギ科	ヒメミソハギ	1,2					他		
	100			ミズマツバ	1,2					VU	他	
	101		アカバナ科	ウシタキソウ	1				希少		希少	
	102			ウスゲチョウジタデ	1					NT	他	E
	103	ムクロジ目	ムクロジ科	カラコギカエデ	1,2			希少		希少	B	
	104	アオイ目	ジンチョウゲ科	チョウセンナニワズ	1			希少		VU	希少	
	105	アブラナ目	アブラナ科	タチスズシロソウ	1,2					EN	他	C
	106			イヌナズナ	2							C
	107	ナデシコ目	タデ科	ナガバノウナギツカミ	1,2			希少	NT	希少	C	
	108			サデクサ	1,2						他	C
	109			コギシギシ	1					VU	要注	E
	110			マダイオウ	1				希少		増大	C
	111		モウセンゴケ科	トウカイコモウセンゴケ	1						他	
	112		ナデシコ科	エゾカワラナデシコ	1						要注	
	113			ヤマハコベ	1						要注	
	114		ヒユ科	ヤナギイノコヅチ	1,2						他	
	115		ホソバアカザ	2							C	
	116	ツツジ目	サクラソウ科	カラタチバナ	1					他	D	
	117			ヤナギトラノオ	1,2						分布	C
	118		ハイノキ科	クロミノニシゴリ	1						他	
	119		ツツジ科	ウメガサソウ	1				希少		希少	E
	120	アカモノ		2							E	
	121	リンドウ目	アカネ科	オオキヌタソウ	1					分布		
	122		キョウチクトウ科	コバノカモメヅル	1,2					他		
	123			アズマカモメヅル	2							D
	124	ナス目	ナス科	オオマルバノホロシ	1,2					他	D	
	125	シソ目	オオバコ科	アブノメ	2						D	
	126			シソクサ	1,2					他		



表 3.2-29(3) 重要な種の文献調査結果一覧 (植物)

項目	No.	目名	科名	種名	文献資料	選定基準						
						①	②	③	④	⑤	⑥	
植物	127	シソ目	オオバコ科	イヌノフグリ	1,2			希少	VU	希少	B	
	128			カワヂシャ	2				NT			
	129		シソ科	コムラサキ	1,2					他	B	
	130			マネキグサ	1			希少	NT	希少		
	131			ミズネコノオ	1,2			希少	NT	増大	D	
	132			ミゾコウジュ	1,2			希少	NT	希少	C	
	133			ヒメナミキ	1,2			希少		希少	C	
	134			ハマゴウ	1,2			希少		希少	D	
	135			ハマウツボ科	ケヤマウツボ	2					要注	A
	136		コシオガマ		1			希少		希少	B	
	137		キツネノマゴ科	オギノツメ	1,2					他	C	
	138			スズムシバナ	1			希少		危惧		
	139		キク目	ミツガシワ科	ガガブタ	1			希少	NT	危惧	A
	140	アサザ			1			希少	NT	危惧	A	
	141	キク科		イワオモギ	2					VU		
	142			ヤマジノギク	1			希少		希少	E	
	143			コヤブタバコ	2						D	
	144			フジバカマ	1,2					NT	他	B
	145			オグルマ	1,2						他	
146	カセンソウ			1			希少			危惧		
147	ノニガナ			1			希少			希少		
148	セリ目	セリ科	ヌマゼリ	1,2			希少	VU	希少	B		
149	マツムシソウ目	ガマズミ科	レンブクソウ	2						D		
合計			33目 63科 149種		0種	0種	64種	44種	124種	93種		

注1) 種名および種の配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和3年度版」に準拠した。

注2) 重要な種の選定基準

- ① 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づく天然記念物に指定されている種  
特天：特別天然記念物 天然：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)において希少野生動植物種に指定されている種  
国内：国内希少野生動植物種
- ③ 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」(平成18年滋賀県条例第4号)において指定されている種  
指定：指定希少野生動植物種、希少：希少野生動植物種
- ④ 「環境省レッドリスト2020」(令和2年3月、環境省)において指定されている種  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類  
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ⑤ 「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2020年版」(令和2年4月、滋賀県)において指定されている種  
危惧：絶滅危惧種、増大：絶滅危機増大種、希少：希少種、要注：要注目種  
分布：分布上重要種、他：その他重要種、絶滅：絶滅種
- ⑥ 「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」(平成17年3月、彦根市)において指定されている種  
A：絶滅種、B：絶滅危惧種、C：危急種、D：希少種、E：要注目種

文献資料1：「滋賀県で大切にすべき野生生物 滋賀県レッドデータブック2015年版」(平成28年3月、滋賀県)

2：「彦根市で大切にすべき野生生物 レッドデータブックひこねー」(平成17年3月、彦根市)

3：「第2回自然環境保全基礎調査 滋賀県動植物分布図」(昭和56年、環境庁)

4：「第2回自然環境保全基礎調査 報告書」(昭和53年～55年、環境庁)

5：「第3回自然環境保全基礎調査 報告書」(昭和58年～63年、環境庁)

6：「第4回自然環境保全基礎調査 報告書」(昭和63年～平成5年、環境庁)

7：「第5回自然環境保全基礎調査 報告書」(平成5年～11年、環境庁)

8：「第6回自然環境保全基礎調査 報告書」(平成11年～17年、環境庁・環境省)



図 3.2-15 調査区域の重要な種位置図

## 2) 植生

調査区域の現存植生図を図 3.2-16に示す。

調査区域は、水田地帯が主要な環境となっている。調査区域の北西側には琵琶湖が位置しており、対象事業実施区域と琵琶湖の間に荒神山が位置している。「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成13年～平成16年、環境省）によると、調査区域の植生は、水田雑草群落が必要な植生で、荒神山の周辺にアベマキーコナラ群集やモチツツジアカマツ群集等の森林植生がみられる。犬上川と愛知川の河畔には、ケヤキムクノキ群集や竹林等の河辺林や、ツルヨシ群集、河辺一年生草本群落（タウコギクラス）等の河川植生がみられる。荒神山の北側にある曾根沼や野田沼にはヨシクラスが分布している。そのほか、琵琶湖の湖岸には砂丘植生やヤナギ高木群落、クロマツ植林等がみられる。

## 3) 植物群落

調査区域の重要な植物群落一覧を表 3.2-30に、重要な植物群落位置図を図 3.2-17に示す。

「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年、環境庁）によると、特定植物群落として、「三津屋のハマヒルガオ群落」「荒神山のタブ林」が挙げられる。

表 3.2-30 調査区域の重要な植物群落一覧

No.	群落名
1	三津屋のハマヒルガオ群落
2	荒神山のタブ林

注) No.は、図 3.2-17 に対応している。

出典：「第2回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（昭和54年、環境庁）

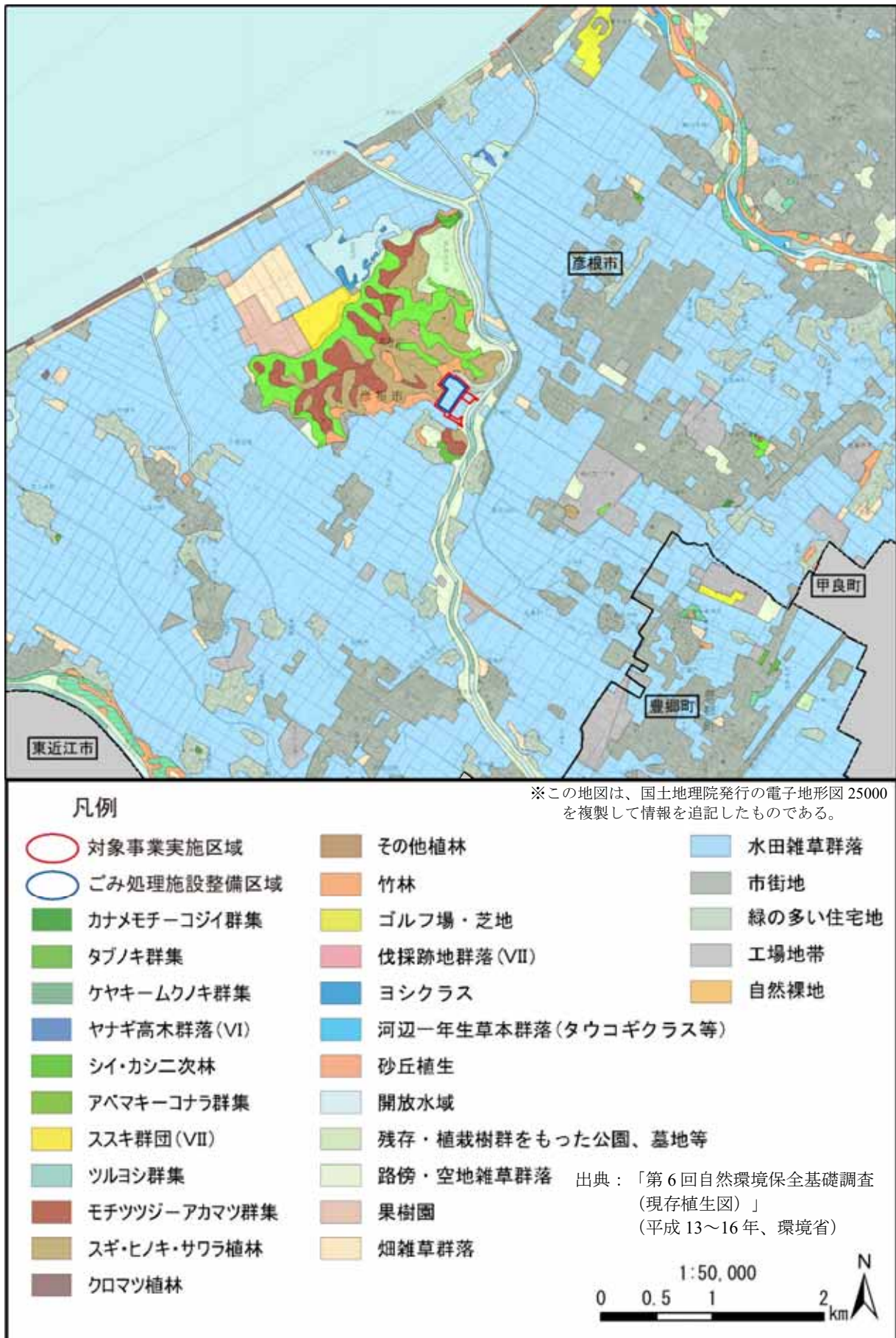


図 3.2-16 調査区域の現存植生図



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 重要な植物群落

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

注) 図中の No. は表 3.2-30 に対応している。

出典: 「第2回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)」(昭和54年、環境庁)

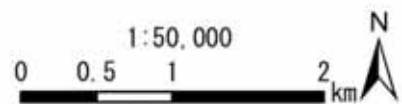


図 3.2-17 調査区域の重要な植物群落位置図

#### 4) 巨樹・巨木林

「第4回、第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」(昭和63、平成11、12年度、環境庁)で確認した調査区域の巨樹・巨木林一覧を表 3.2-31に、巨樹・巨木林位置図を図 3.2-18に示す。調査区域内には、巨木林は分布していないが、ケヤキやスギ、イチョウ等の巨樹が17箇所分布している。

表 3.2-31 調査区域の巨樹・巨木林一覧

No.	種名	区分	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	エノキ	巨樹	640	20
2	スギ	巨樹	332	9
3	ケヤキ	巨樹	310	13
4	ケヤキ	巨樹	438	17
5	ケヤキ	巨樹	424	—
6	ケヤキ	巨樹	489	—
7	ムクノキ	巨樹	400	16
8	タブノキ	巨樹	420	10
9	イチョウ	巨樹	408	15
10	イチョウ	巨樹	310	11
11	ムクノキ	巨樹	352	32
12	ケヤキ	巨樹	335	22
13	ケヤキ	巨樹	326	22
14	ケヤキ	巨樹	304	21
15	スギ	巨樹	420	23
16	ケヤキ	巨樹	375	15
17	ケヤキ	巨樹	435	8

注1) No.は、図 3.2-18 に対応している。

注2) 調査区域内に巨木林は確認されなかった。

注3) “—” は出典に数値の表記がないものを示す。

出典：「第4回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」(昭和63年度、環境庁)

「第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)」(平成11,12年度、環境庁)



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 巨樹

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

注 1) 図中の No. は表 3.2-31 に対応している。

注 2) 調査区域内に巨木林は確認されなかった。

出典：「第 4 回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（昭和 63 年度、環境庁）

「第 6 回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（平成 11,12 年度、環境庁）

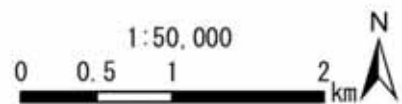


図 3.2-18 調査区域の巨樹・巨木林位置図

### (3) 生態系

#### 1) 生態系の概要

調査区域は、水田地帯が主要な環境となっている。対象事業実施区域の北側には荒神山があり、森林植生が分布している。また、調査区域の北西側には琵琶湖があり、曾根沼や野田沼などの湖沼や、犬上川とその支川等の水域も広くみられることから、里地・里山の生態系と、琵琶湖を中心とする水辺の生態系が分布していると考えられる。

水田では、ヤナギタデ、イヌビエ、テンツキといった水田雑草類が生育していると考えられる。これらの植生を基盤として、鳥類のヒバリ、ツバメ、ホオジロ、両生類のトノサマガエル、アカハライモリ、爬虫類のニホンマムシやアオダイショウ、昆虫類のアジアイトトンボ、チャバネセセリ、魚類のドジョウ、ミナミメダカといった小動物が生息すると考えられる。また、それらの動物を捕食する中型哺乳類のホンDOIタチ、ホンDキツネや、鳥類のアオサギ、ダイサギが生息し、さらにノスリ、チョウゲンボウ等の生態系上位種が生息していると考えられる。

山地では、アベマキーコナラ群集やモチツツジアカマツ群集、植林地であるスギ・ヒノキ・サワラ植生が分布しており、これらの樹林内にニホンイノシシ、ニホンジカといった哺乳類、タゴガエルやニホンアカガエル等の両生類、ヤマカガシなどの爬虫類、オオムラサキ、アカシジミ、タマムシといった昆虫類が生息していると考えられる。また、昆虫類を捕食するヤマガラやキビタキ等の鳥類や、生態系上位種であるサシバやオオタカも生息していると考えられる。

琵琶湖の沿岸では、ヨシ等の抽水植物群落やエビモやネジレモ等の水草群落が生育していると考えられる。沿岸部では、ギンブナ、ヤリタナゴ等の魚類やヌマエビなどの甲殻類、魚食性の上位種であるミサゴも生息していると考えられる。



## 2) 重要な生態系

調査区域の重要な生態系一覧を表 3.2-32に、重要な生態系位置図を図 3.2-19に示す。調査区域には、自然公園法（昭和32年法律第161）により指定された琵琶湖国定公園の「特別地域」等、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）で定められた「鳥獣特別保護地区」、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）による「ヨシ群落保全区域」、豊郷町文化財保護条例（昭和44年豊郷町条例第5号）による「天然記念物」、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年条約28号）により指定された「ラムサール条約登録湿地」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省）に選定された琵琶湖、「守りたい育てたい湖国の自然100選」（ふるさとの野生動植物を絶滅させることなく子や孫たちの未来へ引き継ぐために滋賀県が選考した、保全、再生を図ることがふさわしい野生動植物の生息・生育地）に選考された荒神山・曾根沼地域等がある。

なお、調査区域には以下に示す地域および地区はない。

- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により指定された「生息地等保護区」
- ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）により指定された「原生自然環境保全地域」および「自然環境保全地域」
- ・滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）により指定された「滋賀県自然環境保全地域」および「緑地環境保全地域」、「自然記念物」
- ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）に基づき、指定された「生息・生育地保護区」

表 3.2-32 調査区域の重要な生態系一覧

名称	注目される主な生物・景観	重要な生態系選定根拠
琵琶湖国定公園特別地域等	—	自然公園法
荒神山鳥獣特別保護地区	—	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
曾根沼、野田沼	ヨシ	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例
天然記念物	スズムシバナ	豊郷町文化財保護条例
琵琶湖	水鳥	ラムサール条約登録湿地
琵琶湖	湿原植生、水草、淡水藻類、ガンカモ類、湿地性鳥類、淡水魚類、昆虫類、淡水貝類、底生動物	生物多様性の観点から重要度の高い湿地
新海浜・石寺町地域の湖岸	砂浜湖岸の植物、水鳥類	守りたい育てたい湖国の自然 100 選
荒神山・曾根沼地域	湿生植物、水鳥類	
犬上川下流域	タブノキ林、鳥類、河川生魚類	
愛知川下流域	河畔林、河川生魚類、昆虫類	

注) “—” は出典に注目される主な生物・景観の記載がないことを示す。

出典：「滋賀県の自然公園（東部）」・「滋賀県の自然公園（北部）」（平成12年3月、滋賀県）

「令和3年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区位置図等」（滋賀県 Web サイト）

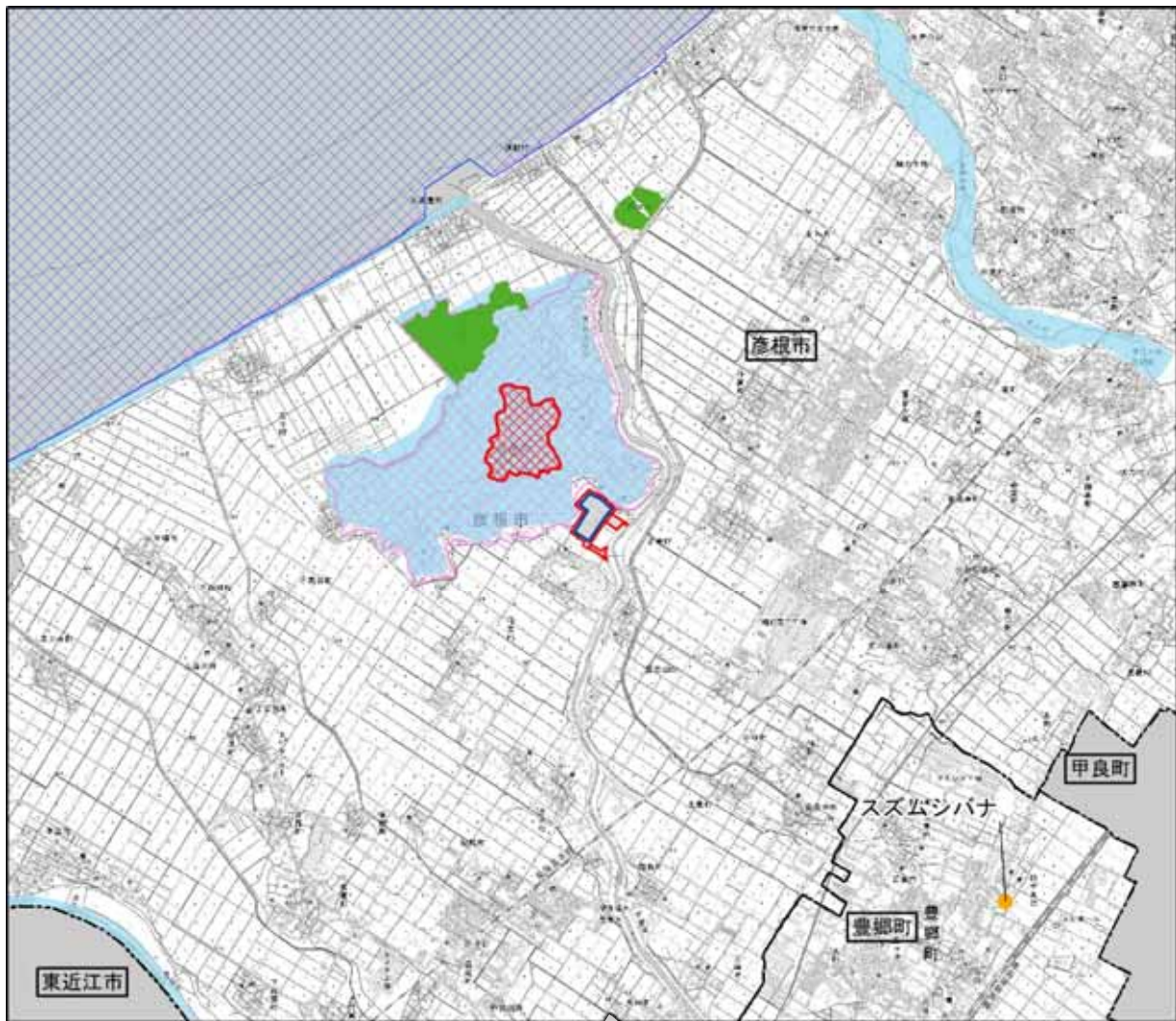
「第5次豊郷町総合計画」（平成31年3月、豊郷町）

「ヨシ群落保全区域等指定図（内湖等）」（平成30年、滋賀県）

「日本の条約湿地」（環境省 Web サイト）

「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 Web サイト）

「守りたい育てたい湖国の自然100選」（滋賀県 Web サイト）



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 琵琶湖国定公園 第2種特別地域
- 鳥獣特別保護地区（荒神山）
- 豊郷町指定天然記念物（スズムシバナ）
- ラムサール条約湿地および生物多様性の観点から重要度の高い湿地（琵琶湖）
- ヨシ群落保全区域（曾根沼・野田沼）
- 守りたい育てたい湖国の自然100選

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

注) 「守りたい育てたい湖国の自然100選」(滋賀県 Web サイト)には、範囲が図示されていないため、地名の周辺を任意で図示する。

出典: 「滋賀県の自然公園(東部)」・「滋賀県の自然公園(北部)」(平成12年3月、滋賀県)  
 「令和3年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区位置図等」(滋賀県 Web サイト)  
 「第5次豊郷町総合計画」(平成31年3月、豊郷町)  
 「ヨシ群落保全区域等指定図(内湖等)」(平成30年、滋賀県)  
 「日本の条約湿地」(環境省 Web サイト)  
 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 Web サイト)  
 「守りたい育てたい湖国の自然100選」(滋賀県 Web サイト)

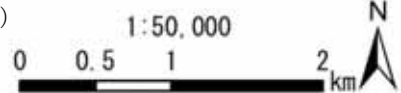


図 3.2-19 調査区域の重要な生態系位置図

### 3.2.6 景観および人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### (1) 景観の状況

調査区域の主要な眺望点一覧を表 3.2-33に、景観資源一覧を表 3.2-34に、主要な眺望点および景観資源位置図を図 3.2-20に示す。

調査区域の主要な眺望点としては、対象事業実施区域の北西側に位置する荒神山に設定されたウォーキングコース上の複数地点、対象事業実施区域の南側に位置する山崎山城跡があげられる。

調査区域の景観資源としては、「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）において自然景観資源として選定されている荒神山や、滋賀県指定名勝に指定されている阿自岐神社庭園、彦根市の「彦根八景」に選考されている石寺浜並木等があげられる。

表 3.2-33 調査区域の主要な眺望点一覧

No.	名称	出典
1	山崎山城跡	②
2	三角点コース（荒神山）	①③
3	林道荒神山線（荒神山）	①③
4	林道日夏山線（荒神山）	①③
5	唐崎コース（荒神山）	①③

注 1) No.は、図 3.2-20（青字）に対応している。

注 2) No.2～5は荒神山に設定されたウォーキングコースであり、コース上に複数の眺望点が存在する。

出典：①「ここに残る滋賀の風景」（滋賀県 Web サイト）

②「彦根観光ガイド」（公益社団法人彦根観光協会、彦根市観光企画課 Web サイト）

③「荒神山ウォーキングマップ」

（平成 23 年 7 月、荒神山おこし会（彦根市中南部まちづくり協議会））

表 3.2-34 調査区域の景観資源一覧

No.	名称	分類	出典
1	琵琶湖	湖沼	①
2	荒神山のタブ林	植物群落（特定植物群落）	①
3	三津屋のハマヒルガオ群落	植物群落（特定植物群落）	①
4	荒神山	非火山性孤立峰(風致地区)、彦根八景	①②⑤⑨
5	曾根沼	湖沼	①②
6	野田沼	湖沼	②
7	石寺浜並木	湖岸、風景林、彦根八景	②⑤
8	明照寺庭園	市指定名勝	⑥
9	阿自岐神社庭園	県指定名勝	④⑦⑧
10	琵琶湖国定公園	国定公園	③
11	彦根長浜湖岸風致地区	湖岸（風致地区）	⑨
12	古城山風致地区	丘陵（風致地区）	⑨

注) No.は、図 3.2-20（緑字・黄字）に対応している。

出典：①「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

②「ここに残る滋賀の風景」（滋賀県 Web サイト）

③「滋賀県の自然公園（東部）」・「滋賀県の自然公園（北部）」（平成12年3月、滋賀県）

④「文化財目録」（滋賀県教育委員会 Web サイト）

⑤「彦根八景」（彦根市 Web サイト）

⑥「彦根市の指定文化財一覧表」（彦根市 Web サイト）

⑦「観光案内」（豊郷町観光協会 Web サイト）

⑧「滋賀・びわ湖 観光情報」（公益社団法人びわこビジターズビューロー Web サイト）

⑨「彦根まっぷ」（彦根市 Web サイト）

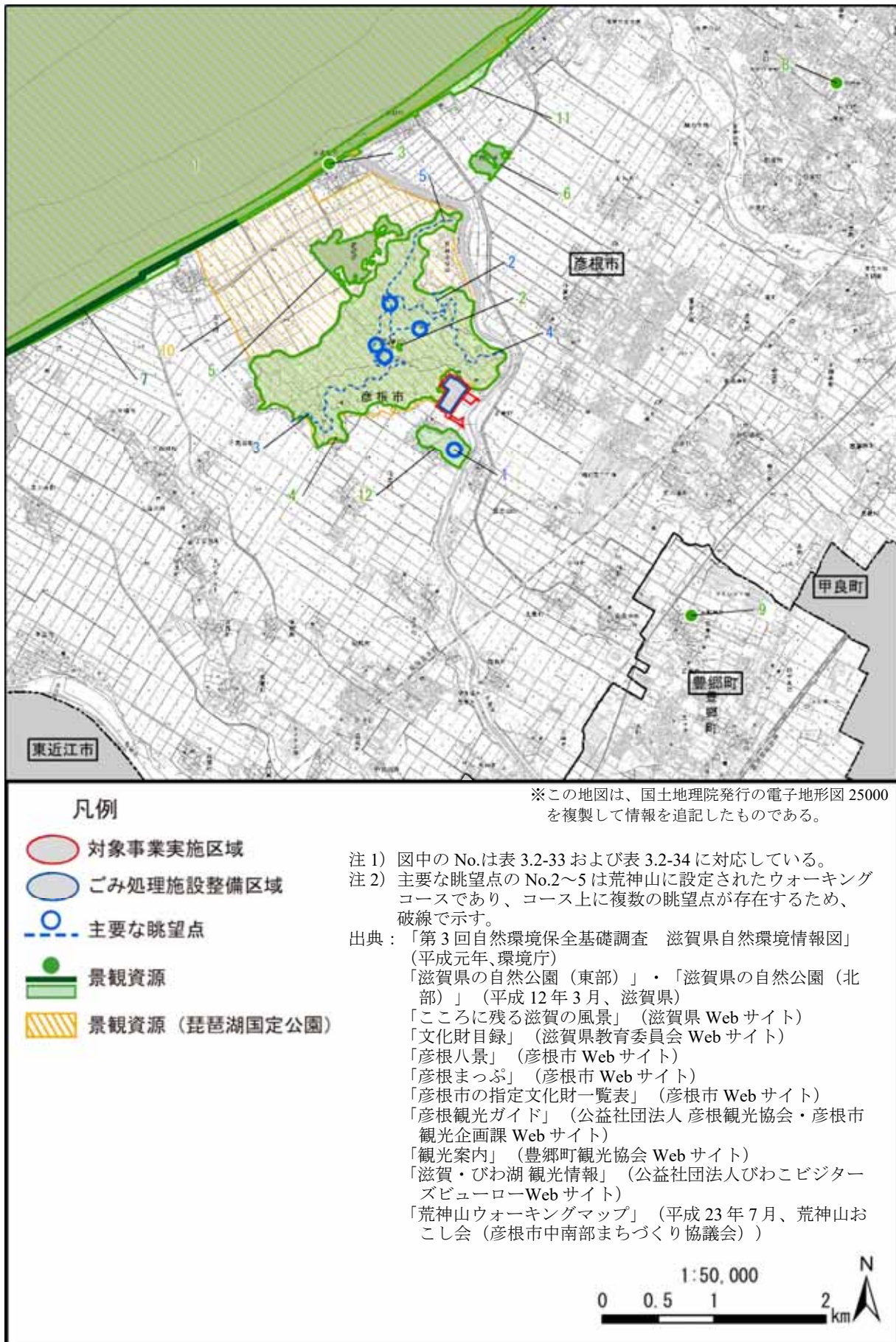


図 3.2-20 調査区域の主要な眺望点および景観資源位置図

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表 3.2-35に、人と自然との触れ合いの活動の場位置図を図 3.2-21に示す。対象事業実施区域の北側に位置する荒神山は、琵琶湖を一望できる眺望が彦根八景に選定されており、荒神山古墳や複数の神社も存在することから、ハイキングコースとして利用されている。また、調査区域には琵琶湖畔に位置するびわ湖一周コース、宇曾川沿いに位置するホントの宇曾川ルート等、複数のサイクリングコースが設定されている。

表 3.2-35 調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	名称	分類	出典
1	琵琶湖	湖沼	①
2	荒神山のタブ林	植物群落 (特定植物群落)	①
3	三津屋のハマヒルガオ群落	植物群落 (特定植物群落)	①
4	荒神山	ハイキング・自然景観資源	①②⑤
5	曾根沼	湖沼	①②
6	野田沼	湖沼	②
7	十王水	湧水	②⑦
8	石寺浜並木	植物群落	②⑤
9	庄堺公園	公園	②⑦⑫
10	彦根市荒神山公園	公園	⑦
11	荒神山古墳	国指定文化財 (史跡)	⑥⑦
12	山崎山城跡	市指定文化財 (史跡)	⑥⑦
13	明照寺庭園	市指定名勝	⑥
14	阿自岐神社庭園	県指定名勝	④⑧⑫
15	荒神山歴史めぐりウォーキングコース	ハイキング	⑨
16	林道日夏山線	ハイキング	⑨
17	林道荒神山線	ハイキング	⑨
18	本坂	ハイキング	⑨
19	唐崎コース	ハイキング	⑨
20	三角点コース	ハイキング	⑨
21	天満コース	ハイキング	⑨
22	稲部遺跡・彦留神社コース	ハイキング	⑩
23	彦根梨園コース	ハイキング	⑩
24	野田沼・八坂地藏尊コース	ハイキング	⑩
25	平田ぼたん桜コース	ハイキング	⑩
26	66かまどルート	サイクリングコース	⑪
27	THE 湖東路・中山道ルート	サイクリングコース	⑪
28	ビワイチブルート	サイクリングコース	⑪
29	ホントの宇曾川ルート	サイクリングコース	⑪
30	醸され発酵ルート	サイクリングコース	⑪
31	びわ湖一周コース	サイクリングコース	⑬
32	特別史跡を行くー安土城跡と彦根城跡	サイクリングコース	⑬
33	琵琶湖国定公園	国定公園	③

注) No.は、図 3.2-21 に対応している。

出典：①「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)

②「ここに残る滋賀の風景」(滋賀県 Web サイト)

③「滋賀県の自然公園(東部)」・「滋賀県の自然公園(北部)」(平成12年3月、滋賀県)

④「文化財目録」(滋賀県教育委員会 Web サイト)

⑤「彦根八景」(彦根市 Web サイト)

⑥「彦根市の指定文化財一覧表」(彦根市 Web サイト)

⑦「彦根観光ガイド」(公益社団法人彦根観光協会・彦根市観光企画課 Web サイト)

⑧「観光案内」(豊郷町観光協会 Web サイト)

⑨「荒神山ウォーキングマップ」

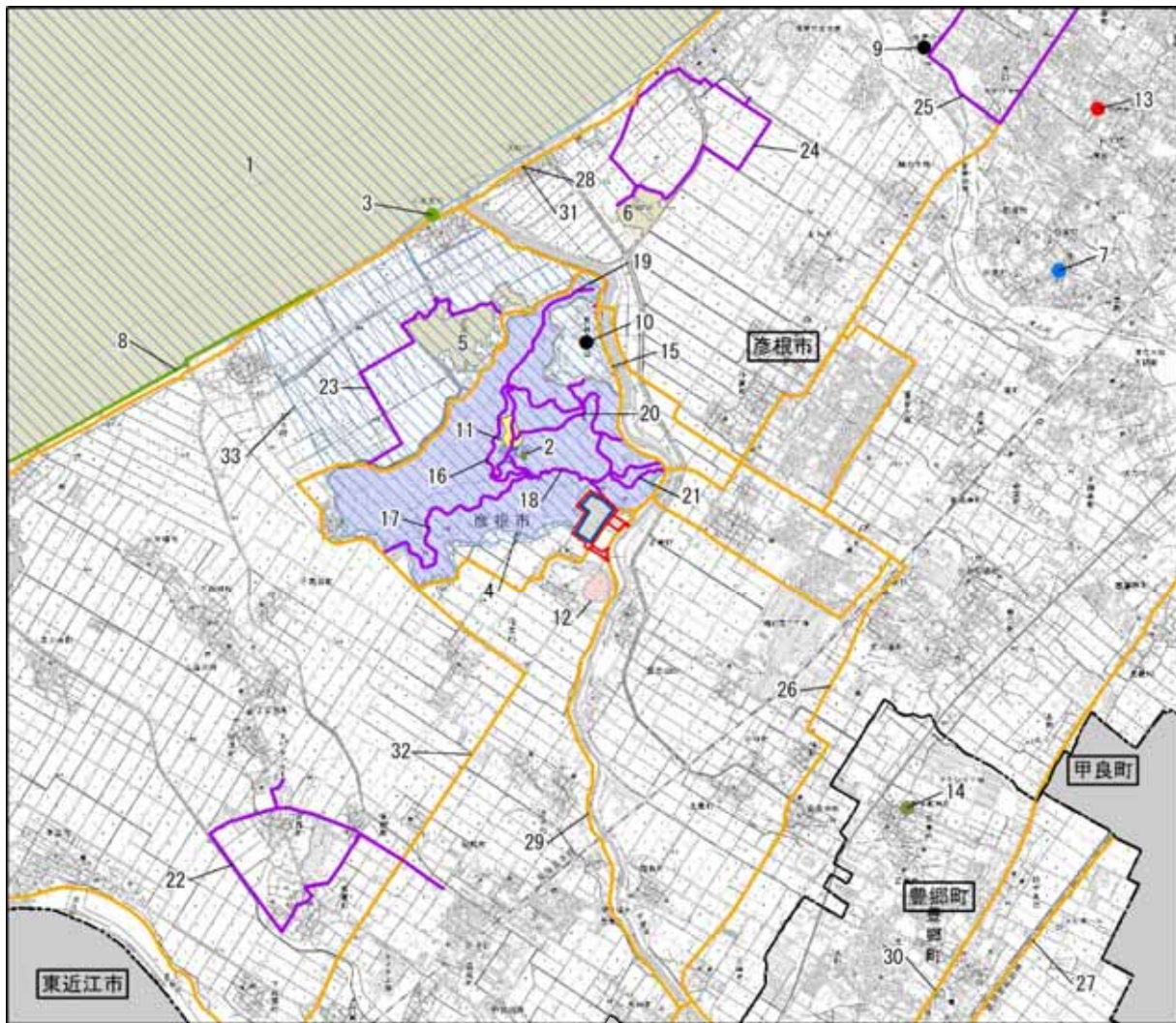
(平成23年7月、荒神山おこし会(彦根市中南部まちづくり協議会))

⑩「ひこねウォーキングマップ 第4弾」(平成29年10月、ひこね元気クラブ21)

⑪「ことうサイクリングマップ」(びわこ湖東路観光協議会事務局 Web サイト)

⑫「滋賀・びわ湖観光情報」(公益社団法人びわこビジターズビューロー Web サイト)

⑬「ぐるっとびわ湖サイクリングマップ」(滋賀県 Web サイト)



**凡例**

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 人と自然との触れ合いの活動の場**
- 国定公園
- 植物群落
- 湖沼
- 国指定文化財（史跡）
- 市指定文化財（史跡）
- 県指定名勝
- 市指定名勝
- 公園
- 湧水
- ハイキング
- サイクリングコース

注1) 図中のNo.は、表 3.2-35 に対応している。  
 注2) No.4 荒神山については、ハイキングの凡例で図示する。  
 出典：「第3回自然環境保全基礎調査 滋賀県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）  
 「こころに残る滋賀の風景」（滋賀県 Web サイト）  
 「滋賀県の自然公園（東部）」・「滋賀県の自然公園（北部）」（平成12年3月、滋賀県）  
 「文化財目録」（滋賀県教育委員会 Web サイト）  
 「彦根八景」（彦根市 Web サイト）  
 「彦根マップ」（彦根市 Web サイト）  
 「彦根市の指定文化財一覧表」（彦根市 Web サイト）  
 「彦根観光ガイド」（公益社団法人彦根観光協会・彦根市観光企画課 Web サイト）  
 「観光案内」（豊郷町観光協会 Web サイト）  
 「荒神山ウォーキングマップ」（平成23年7月、荒神山おこし会（彦根市中南部まちづくり協議会））  
 「ひこねウォーキングマップ 第4弾」（平成29年10月、ひこね元気クラブ21）  
 「ことうサイクリングマップ」（びわこ湖東路観光協議会事務局 Web サイト）  
 「滋賀・びわ湖 観光情報」（公益社団法人びわこビジターズビューロー Web サイト）  
 「ぐるっとびわ湖サイクリングマップ」（滋賀県 Web サイト）

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を複製して情報を追記したものである。

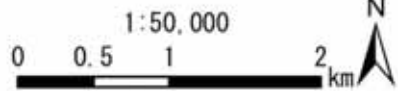


図 3.2-21 調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場位置図



### 3.2.7 一般環境中の放射性物質の状況

調査区域に最も近い原子力規制委員会が設置するモニタリングポストとしては、対象事業実施区域の北東約5kmに位置する彦根保健所（彦根市和田町）があり、空間線量率の連続的な監視が行われている。彦根保健所における空間線量率の状況を表 3.2-36に、空間線量率測定位置図を図 3.2-22に示す。

彦根保健所では、いずれの年度も、環境省が示す「追加被ばく線量1mSv/年」に相当する空間線量率0.23  $\mu$  Sv/hを下回っている。

表 3.2-36 彦根保健所における空間線量率の状況

単位：  $\mu$  Sv/h

地点名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
彦根保健所	0.047	0.046	0.046	0.046	0.046

出典：「放射線モニタリング情報」（原子力規制委員会 Web サイト）



図 3.2-22 空間線量率測定位置図

### 3.2.8 文化財および伝承文化の状況

#### (1) 指定文化財等の状況

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)、彦根市文化財保護条例(昭和47年彦根市条例第11号)および豊郷町文化財保護条例(昭和44年豊郷町条例第5号)に基づき、調査対象地域である彦根市および豊郷町で指定または登録されている文化財等は198件ある。

調査対象地域の指定文化財等を表 3.2-37に示す。

表 3.2-37 調査対象地域(彦根市、豊郷町)の指定文化財等

単位：件

区分 指定区分 指定種別		彦根市						豊郷町					
		国指定		国登録 国選定 国選択	県 指定	市 指定	計	国指定		国登録 国選定 国選択	県 指定	町 指定	計
		国宝 特別	重文 ほか					国宝 特別	重文 ほか				
有形 文化財	建造物	1	8	56	4	32	101	—	—	8	1	—	9
	絵画	1	—	—	1	13	15	—	—	—	—	2	2
	彫刻	—	5	—	3	18	26	—	—	—	—	2	2
	工芸品	—	3	—	2	5	10	—	—	—	—	—	0
	書跡・典籍・古文書	—	1	—	—	7	8	—	—	—	—	—	0
	考古資料	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	0
	歴史資料	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
無形文化財		—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	1	1
民俗 文化財	有形	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	0
	無形	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	—	0
記念物	史跡	1	2	—	1	2	6	—	—	—	—	—	0
	名勝	—	2	—	1	2	5	—	—	—	1	—	1
	天然記念物	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—	1	1
伝統的建造物群 保存技術		—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	0
合計		3	21	57	12	89	182	0	0	8	2	6	16

注1) 彦根市については令和3年3月31日現在、豊郷町については令和4年4月現在の状況を示す。

注2) “/”は登録・選定・指定の区分が無いことを示す。

注3) “—”は登録・選定・指定の区分はあるものの、当該地域において該当する文化財が無いことを示す。

出典：「彦根市統計書 令和3年版」(彦根市 Web サイト)

「豊郷町文化財一覧」(豊郷町 提供資料)

上記のうち、調査区域の指定文化財等一覧を表 3.2-38に、指定文化財等位置図を図 3.2-23に示す。調査区域には彫刻や建造物等の指定文化財等が43件分布している。なお、調査区域には伝統的建造物群保存地区はない。

表 3.2-38 調査区域の指定文化財等一覧

No.	指定区分	分類	種別	名称
1	国指定	有形文化財	彫刻	木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像
2		記念物	史跡	荒神山古墳
3	国登録	有形文化財	建造物	旧日夏村役場産業組合同庁舎
4		有形文化財	建造物	若林家住宅
5		有形文化財	建造物	荒神山神社本殿・拝殿・渡殿・神饌所・神楽殿・鳥居
6		有形文化財	建造物	旧豊郷小学校校舎
7		有形文化財	建造物	旧豊郷小学校講堂
8		有形文化財	建造物	旧豊郷小学校酬徳記念図書館
9		有形文化財	建造物	旧豊郷尋常高等小学校本館
10		有形文化財	建造物	古川家住宅客間棟
11		有形文化財	建造物	古川家住宅主屋
12		有形文化財	建造物	古川家住宅蔵
13		有形文化財	建造物	古川家住宅離れ
14	県指定	有形文化財	建造物	彦留神社社殿
15		有形文化財	建造物	阿自岐神社本殿
16		有形文化財	彫刻	木造僧形坐像
17		有形文化財	彫刻	木造僧形神坐像
18		記念物	名勝	阿自岐神社庭園
19	市指定	有形文化財	建造物	鹿島家住宅
20		有形文化財	建造物	彦留神社石造宝塔
21		有形文化財	建造物	荒神山神社社務所、書院及び書院中門 附棟札（旧奥山寺）
22		有形文化財	建造物	荒神山神社遥拝殿（旧観徳殿）
23		有形文化財	建造物	妙巖寺本堂（御堂）、鐘楼堂及び太鼓楼（太鼓番屋） 附棟札、附破風板拝み掴み
24		有形文化財	彫刻	木造千手観音菩薩立像 脇侍 木造毘沙門天立像・木造不動明王立像
25		有形文化財	彫刻	木造聖観音菩薩立像
26		有形文化財	彫刻	木造十一面観音菩薩坐像
27		有形文化財	彫刻	木造仏頭
28		有形文化財	彫刻	木造僧形半跏像
29		有形文化財	彫刻	木造菩薩形坐像（寺伝観世音菩薩）
30		有形文化財	彫刻	木造地藏菩薩立像
31		有形文化財	彫刻	木造聖観音坐像
32		有形文化財	工芸品	鼻高面 附 毘沙門面（1面）
33		有形文化財	工芸品	金銅阿弥陀如来懸仏・金銅観音菩薩懸仏
34		有形文化財	古文書	山田家文書
35		有形文化財	考古資料	塔心礎（普光寺廃寺）
36		記念物	史跡	山崎山城跡
37		記念物	史跡	竹ヶ鼻遺跡
38		記念物	名勝	明照寺庭園
39	町指定	有形文化財	絵画	絹本着色愛染明王像
40		有形文化財	絵画	絹本着色不動明王二童子像
41		有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像
42		有形文化財	彫刻	木造甲良豊後守宗広坐像
43		記念物	天然記念物	スズムシバナ

注) No.は、図 3.2-23 に対応している。

出典：「彦根市の指定文化財一覧表」（彦根市 Web サイト）

「文化財目録」（滋賀県教育委員会 Web サイト）

「第 5 次豊郷町総合計画」（平成 31 年 3 月、豊郷町）



図 3.2-23 調査区域の指定文化財等位置図

## (2) 埋蔵文化財の状況

調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧を表 3.2-39(1)～(3)に、埋蔵文化財包蔵地位置図を図 3.2-24に示す。

調査区域には遺跡や古墳等の埋蔵文化財包蔵地が113箇所分布している。

表 3.2-39(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名称	所在地	種類
1	一ツヤ遺跡	彦根市平田町	集落跡
2	下野々上遺跡	彦根市平田町	散布地
3	七講田遺跡	彦根市開出今町	散布地
4	八坂東遺跡	彦根市八坂町	社寺跡・集落跡
5	江面須賀遺跡	彦根市須越町・八坂町	散布地
6	洲越館跡	彦根市須越町	城館跡
7	中久保遺跡	彦根市野瀬町・西今町	散布地
8	平田城跡	彦根市平田町	城館跡
9	木戸口遺跡	彦根市平田町・戸賀町	散布地
10	山之脇遺跡	彦根市山之脇町・小泉町	集落跡
11	小泉館跡	彦根市小泉町	城館跡
12	福満遺跡	彦根市西今町・小泉町	集落跡・古墳
13	品井戸遺跡	彦根市小泉町・西今町	集落跡
14	須川遺跡	彦根市野瀬町・西今町	集落跡
15	西今遺跡	彦根市西今町・竹ヶ鼻町	集落跡
16	椿塚遺跡	彦根市竹ヶ鼻町・西今町	古墳
17	竹ヶ鼻麩寺遺跡	彦根市竹ヶ鼻町・西今町	社寺跡・官衙跡・集落跡
18	大宇城跡	彦根市宇尾町	城館跡
19	今村城跡	彦根市開出今町・甘呂町	城館跡
20	上沢尻遺跡	彦根市宇尾町	散布地
21	甘呂遺跡	彦根市甘呂町	社寺跡
22	甘露城跡	彦根市甘呂町	城館跡
23	門田遺跡	彦根市堀町・宇尾町	集落跡
24	横地遺跡	彦根市堀町・宇尾町・犬方	古墳
25	石原遺跡	彦根市堀町・金剛寺町	散布地
26	堀南遺跡	彦根市堀町・金剛寺町	集落跡
27	神ノ木遺跡	彦根市金剛寺町	集落跡
28	堀城跡	彦根市堀町	城館跡
29	蓮台寺城跡	彦根市蓮台寺町	城館跡
30	蓮台寺遺跡	彦根市蓮台寺町	社寺跡
31	辻ノ東遺跡	彦根市辻堂町・極楽寺町・森堂町	散布地
32	寺村遺跡	彦根市日夏町	散布地
33	段ノ東遺跡	彦根市犬方町・金剛寺町	集落跡
34	葛籠北遺跡	彦根市西葛籠町・法土町・森堂町	古墳群・集落跡
35	極楽寺遺跡	彦根市極楽寺町・森堂町・金剛寺町・川瀬馬場町	集落跡
36	天田遺跡	彦根市極楽寺町・川瀬馬場町	集落跡
37	西海道遺跡	彦根市川瀬馬場町	散布地
38	杉田遺跡	彦根市川瀬馬場町	散布地
39	鶴ヶ池遺跡	彦根市川瀬馬場町	散布地
40	川瀬馬場遺跡	彦根市川瀬馬場町・日夏町	集落跡

表 3.2-39(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名称	所在地	種類
41	清水城跡	彦根市清崎町	城館跡
42	法土南遺跡	彦根市葛籠町	集落跡
43	西葛籠遺跡	彦根市西葛籠町	古墳
44	葛籠城跡	彦根市葛籠町	城館跡
45	葛籠南遺跡	彦根市葛籠町	散布地
46	南川瀬南遺跡	彦根市川瀬馬場町・西葛籠町	集落跡
47	尼子西遺跡	彦根市出町	集落跡
48	南河瀬古墳	彦根市南川瀬町	古墳
49	河瀬城跡	彦根市南川瀬町	城館跡
50	十八遺跡	彦根市南川瀬町・楡町	散布地
51	横田遺跡	彦根市楡町	散布地
52	茂賀山砦跡	彦根市賀田山町	城館跡
53	千尋古墳	彦根市太堂町	古墳
54	野田沼遺跡	彦根市須越町	散布地
55	下石寺遺跡	彦根市石寺町	散布地
56	妙楽寺遺跡	彦根市日夏町	集落跡
57	日夏城跡	彦根市日夏町	城館跡
58	曾根沼遺跡	彦根市石寺町・三津屋町	集落跡
59	古屋敷遺跡	彦根市日夏町	集落跡
60	蛭目遺跡	彦根市清崎町・日夏町	散布地
61	南谷遺跡	彦根市日夏町	散布地
62	荒神山古墳	彦根市日夏町・清崎町・石寺町・三津屋町	史跡
63	荒神山城跡	彦根市石寺町	城館跡
64	山脇古城山城跡	彦根市稲里町・石寺町	城館跡
65	荒神山古墳群	彦根市日夏町・清崎町・稲里町・石寺町・三津屋町・上岡部町・下岡部町	古墳群
66	賀田山遺跡	彦根市賀田山町	集落跡
67	山崎山城跡	彦根市稲里町・賀田山町	城館跡
68	国昌寺遺跡	彦根市稲里町	社寺跡
69	北町城跡	彦根市稲里町	城館跡
70	平流城跡	彦根市稲里町	城館跡
71	稲里遺跡	彦根市稲里町	集落跡
72	屋中寺廃寺遺跡	彦根市上岡部町・下岡部町	社寺跡・集落跡
73	鍬取遺跡	彦根市賀田山町	集落跡
74	宝山寺遺跡	彦根市海瀬町	社寺跡
75	長江館跡	彦根市金沢町	城館跡
76	沢田遺跡	彦根市稲部町・金沢町	散布地
77	稲部遺跡	彦根市稲部町・彦富町	集落跡
78	稲部西遺跡	彦根市稲部町・彦富町	集落跡
79	彦富南遺跡	彦根市彦富町	散布地
80	肥田西遺跡	彦根市肥田町	集落跡
81	肥田城跡	彦根市肥田町・愛荘町長野	城跡跡・集落跡

表 3.2-39(3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名称	所在地	種類
82	越川城跡	彦根市三津町	城館跡
83	鶴田遺跡	彦根市肥田町	古墳・集落跡・城館跡
84	肥田南遺跡	彦根市肥田町	散布地
85	薩摩館跡	彦根市薩摩町	城館跡
86	甲崎城跡	彦根市甲崎町	城館跡
87	中川館跡	彦根市下岡部町・下西川町	城館跡
88	下岡部西遺跡	彦根市下岡部町・上岡部町	集落跡・社寺跡
89	上西川館跡	彦根市上西川町・下岡部町	城館跡
90	下西川館跡	彦根市下西川町	城館跡
91	藤木遺跡	彦根市普光寺町	散布地
92	普光寺北遺跡	彦根市普光寺町・柳川町	散布地
93	普光寺廃寺遺跡	彦根市普光寺町・本庄町	寺院跡・集落跡・古墳
94	三ノ坪遺跡	彦根市南本庄町	散布地
95	田原遺跡	彦根市田原町・上岡部町	散布地
96	金田遺跡	彦根市金田町・本庄町	集落跡
97	芝原遺跡	彦根市本庄町・田原町	集落跡
98	出路遺跡	彦根市出路町	集落跡・その他墓跡
99	本庄北遺跡	彦根市本庄町	散布地
100	本庄東遺跡	彦根市本庄町・出路町・彦富町	散布地
101	安田遺跡	彦根市本庄町	散布地
102	本庄城跡	彦根市本庄町	城館跡
103	彦富城跡	彦根市彦富町	城館跡
104	地福寺遺跡	彦根市上稲葉町・服部町	散布地
105	下稲葉遺跡	彦根市下稲葉町	散布地
106	十輪寺遺跡	彦根市下稲葉町	散布地
107	安食北遺跡	豊郷町安食西	散布地
108	安食西古墳	豊郷町安食西	古墳
109	四十九院遺跡	豊郷町四十九院	集落跡
110	八町古墳	豊郷町八町	古墳
111	那須城遺跡	豊郷町石畑	城館跡
112	大塚古墳	豊郷町高野瀬	古墳
113	高野瀬城遺跡	豊郷町高野瀬	城館跡

注) No.は図 3.2-24 に対応している。

出典：「彦根まっぷ」(彦根市 Web サイト)

「平成 28 年度 滋賀県遺跡地図」(平成 29 年 3 月、滋賀県教育委員会)





※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

- 凡例**
- 対象事業実施区域
  - ごみ処理施設整備区域
  - 埋蔵文化財包蔵地

注) 図中の No.は、表 3.2-39 (1) ~ (3) に対応している。  
 出典：「彦根まっぷ」(彦根市 Web サイト)  
 「平成 28 年度 滋賀県遺跡地図」(平成 29 年 3 月、滋賀県教育委員会)

図 3.2-24 調査区域の埋蔵文化財包蔵地位置図

### (3) 伝承文化の状況

調査区域の祭り等の伝承文化を表 3.2-40に、伝承文化位置図を図 3.2-25に示す。

表 3.2-40 調査区域の伝承文化

No.	名称	所在地	備考
1	小泉町幌踊り	彦根市小泉町（八王子神社）	彦根市指定無形民俗文化財 八王子神社の例祭
2 <sup>注2)</sup>	江州音頭、扇おどり、 絵日傘おどり、観音盆	豊郷町	豊郷町指定無形民俗文化財

注1) 表中のNo.は図 3.2-25 に対応している。

注2) 江州音頭、扇おどり、絵日傘おどりは、滋賀県をはじめ周辺都市で広く定着していることから伝承文化として抽出した。No.2の発祥の地は豊郷町の千樹寺であり、調査区域の範囲外である。

出典：「彦根市の指定文化財一覧表」（彦根市 Web サイト）

「豊郷町文化財一覧」（豊郷町 提供資料）」

「江州音頭の由来」（豊郷町 Web サイト）



図 3.2-25 調査区域の伝承文化位置図

### 3.3 社会的状況

#### 3.3.1 人口および産業の状況

##### (1) 人口の状況

##### 1) 人口・世帯数・人口密度等

調査対象地域である彦根市および豊郷町の人口・世帯数を表 3.3-1に示す。

彦根市の令和2年の人口・世帯数は、112,546人、48,859世帯、また、総面積に対する人口密度は572人/km<sup>2</sup>となっている。豊郷町の令和2年の人口・世帯数は、7,350人、3,073世帯、また、総面積に対する人口密度は942人/km<sup>2</sup>となっている。

平成28年以降の人口の推移についてみると、彦根市、豊郷町ともに減少、増加を経て、長期的には減少している。

表 3.3-1 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の人口・世帯数

市町	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	
					総面積 <sup>注2)</sup>	可住地面積 <sup>注3)</sup>
彦根市	平成 28 年	112,902	46,472	2.43	574	1,553
	平成 29 年	112,720	46,967	2.40	573	1,546
	平成 30 年	113,171	47,854	2.36	575	1,552
	令和元年	112,975	48,349	2.34	574	1,549
	令和 2 年	112,546	48,859	2.30	572	1,543
豊郷町	平成 28 年	7,389	2,900	2.55	947	947
	平成 29 年	7,367	2,947	2.50	945	945
	平成 30 年	7,349	2,979	2.47	942	942
	令和元年	7,364	3,010	2.45	944	944
	令和 2 年	7,350	3,073	2.39	942	942

注 1) 各年 1 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 総面積は琵琶湖を含む。

注 3) 可住地面積= {総面積－(林野面積+主要湖沼面積)}

出典：「滋賀県統計書 平成 28 年度～令和 2 年度」（滋賀県 Web サイト）

## (2) 人口動態

調査対象地域である彦根市および豊郷町の人口動態を表 3.3-2に示す。

彦根市において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成28年度から令和元年度まで増加しているが、令和2年度は減少している。

豊郷町において、自然動態はいずれの年度も減少し、社会動態は平成30年度に減少したが、その他の年度は増加している。

表 3.3-2 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の人口動態

単位：人

市町	年度	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減
彦根市	平成 28 年度	994	1,038	△44	3,746	3,531	215
	平成 29 年度	943	976	△33	3,614	3,492	122
	平成 30 年度	931	1,059	△128	3,657	3,211	446
	令和元年度	846	1,046	△200	3,493	3,420	73
	令和 2 年度	772	1,042	△270	2,948	3,008	△60
豊郷町	平成 28 年度	56	76	△20	102	94	8
	平成 29 年度	40	93	△53	136	80	56
	平成 30 年度	63	92	△29	100	118	△18
	令和元年度	46	81	△35	132	116	16
	令和 2 年度	42	77	△35	120	103	17

注 1) 自然動態は各年度 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間の実績を示す。

社会動態は各年度前年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間の実績を示す。

注 2) 表中の△は人口減少を意味する。

注 3) 転入は前住地不明を除く。

注 4) 転出は転出先不明を除く。

出典：「滋賀県統計書 平成 28 年度～令和 2 年度」（滋賀県 Web サイト）

### (3) 産業の状況

#### 1) 産業の構造

調査対象地域である彦根市および豊郷町の産業別人口を表 3.3-3に示す。

平成24年以降の産業別人口の総数（従業者数合計）は、彦根市、豊郷町ともに平成26年が最も多くなっている。産業別の就業者数は、彦根市では第1次産業および第3次産業は平成26年が最も多く、第2次産業は平成28年が最も多くなっている。豊郷町では、第1次産業は平成28年、第2次産業は平成24年、第3次産業は平成26年が最も多くなっている。

なお、平成28年の産業別人口の構成比は、彦根市では第1次産業が0.59%、第2次産業が27.71%、第3次産業が71.69%、豊郷町では、第1次産業が1.84%、第2次産業が22.04%、第3次産業が76.13%となっており、彦根市、豊郷町ともに第3次産業が最も多くなっている。

表 3.3-3 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の産業別人口

市町	年次	項目	第1次産業	第2次産業	第3次産業	従業者数 合計
彦根市	平成24年	総数(人)	218	13,869	36,620	50,707
		構成比	(0.43%)	(27.35%)	(72.22%)	(100.00%)
	平成26年	総数(人)	336	13,759	40,563	54,658
		構成比	(0.62%)	(25.17%)	(74.21%)	(100.00%)
	平成28年	総数(人)	309	14,429	37,329	52,067
		構成比	(0.59%)	(27.71%)	(71.69%)	(100.00%)
豊郷町	平成24年	総数(人)	47	740	2,494	3,281
		構成比	(1.43%)	(22.55%)	(76.01%)	(100.00%)
	平成26年	総数(人)	47	663	2,586	3,296
		構成比	(1.43%)	(20.12%)	(78.46%)	(100.00%)
	平成28年	総数(人)	55	660	2,280	2,995
		構成比	(1.84%)	(22.04%)	(76.13%)	(100.00%)

注1) 平成24年は2月1日現在、平成26年は7月1日現在、平成28年は6月1日現在の実績を示す。

注2) 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。

出典：「滋賀県統計書 平成29年度」（滋賀県 Web サイト）

「平成24年経済センサス活動調査 事業所に関する集計 産業横断的集計」  
（総務省統計局 Web サイト）

「平成28年経済センサス活動調査 事業所に関する集計 産業横断的集計」  
（総務省統計局 Web サイト）

## 2) 第1次産業

調査対象地域である彦根市および豊郷町の農家数の内訳を表 3.3-4に、経営耕地面積(農業経営体)を表 3.3-5に示す。

総農家数、販売農家数、自給的農家数のいずれも、彦根市、豊郷町ともに減少している。

農業経営体を集計対象とした経営耕地面積の総面積は、彦根市においては平成22年から平成27年にかけて増加し、令和2年には減少している。一方、豊郷町においては、平成22年から平成27年にかけて減少し、令和2年には増加している。また、田、畑、樹園地の種別では、彦根市、豊郷町ともに田の面積割合が高い。

表 3.3-4 調査対象地域(彦根市、豊郷町)の農家数の内訳

単位：戸

市町	年次	総農家数	販売農家数 <sup>注3)</sup>	自給的農家数 <sup>注4)</sup>
彦根市	平成22年	1,912	1,079	833
	平成27年	1,463	775	688
	令和2年	1,042	504	538
豊郷町	平成22年	275	190	85
	平成27年	211	130	81
	令和2年	159	94	65

注1) 各年2月1日現在の実績を示す。

注2) 「農家」とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

注3) 「販売農家」とは、経営耕地面積が30a以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家を示す。

注4) 「自給的農家」とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家を示す。

出典：「滋賀県統計書 平成26、29年度、令和2年度」(滋賀県 Web サイト)

表 3.3-5 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の経営耕地面積（農業経営体）

市町	年次	項目	総面積	田	畑	樹園地
彦根市	平成 22 年	総数(ha)	2,253	2,191	50	12
		構成比	(100.00%)	(97.25%)	(2.22%)	(0.53%)
	平成 27 年	総数(ha)	2,349	2,293	44	13
		構成比	(100.00%)	(97.62%)	(1.87%)	(0.55%)
	令和 2 年	総数(ha)	2,155	2,113	31	11
		構成比	(100.00%)	(98.05%)	(1.44%)	(0.51%)
豊郷町	平成 22 年	総数(ha)	366	361	5	0
		構成比	(100.00%)	(98.63%)	(1.37%)	(0.00%)
	平成 27 年	総数(ha)	346	344	3	0
		構成比	(100.00%)	(99.42%)	(0.87%)	(0.00%)
	令和 2 年	総数(ha)	377	366	11	0
		構成比	(100.00%)	(97.08%)	(2.92%)	(0.00%)

注 1) 各年 2 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 四捨五入の関係上、合計が 100%にならない場合がある。

注 3) 農業経営体とは、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
  - ① 露地野菜作付面積 15a
  - ② 施設野菜栽培面積 350m<sup>2</sup>
  - ③ 果樹栽培面積 10a
  - ④ 露地花き栽培面積 10a
  - ⑤ 施設花き栽培面積 250m<sup>2</sup>
  - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
  - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
  - ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
  - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
  - ⑩ プロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
  - ⑪ その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

注 4) 樹園地とは、木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが 1a 以上まとまっているもの（一定の畝幅および株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。花木類などを 5 年以上栽培している土地もここに含めた。樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

出典：「2010・2015・2020 年農林業センサス」（総務省統計局 Web サイト）



### 3) 第2次産業

調査対象地域である彦根市および豊郷町の事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移を表 3.3-6に、産業中分類別事業所数、従業者数および製造品出荷額等（令和2年）を表 3.3-7に示す。

事業所数は、彦根市では平成30年から令和元年にかけて増加し、令和2年に減少している。一方で、豊郷町では平成30年から令和元年にかけては増減がなく、令和2年に増加している。従業者数は、彦根市、豊郷町のいずれも平成30年から令和2年にかけて増加している。また、製造品出荷額等は、彦根市では平成30年から令和元年にかけて増加し、令和2年に減少している。一方で、豊郷町では平成30年から令和2年にかけて減少している。

令和2年の彦根市の事業所数は176、従業者数は11,624人、製造品出荷額等は70,371,097万円で、豊郷町の事業所数は15、従業者数は419人、製造品出荷額等は1,469,280万円となっている。

彦根市の産業中分類別事業所数、従業者数および製造品出荷額等（令和2年）をみると、事業所数ははん用機械が最も多く、従業者数は生産用機械が最も多く、製造品出荷額等も生産用機械が最も大きい。特に、はん用機械では産業用のバルブや上下水道用バルブ、船用のバルブなどのバルブ産業の最大規模集積地となっている。

表 3.3-6 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の事業所数、  
従業者数および製造品出荷額等の推移

市町	年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
彦根市	平成30年	179	10,994	67,184,623
	令和元年	182	11,476	71,135,351
	令和2年	176	11,624	70,371,097
豊郷町	平成30年	14	409	1,565,008
	令和元年	14	412	1,543,316
	令和2年	15	419	1,469,280

注1) 事業所数、従業者数については各年6月1日現在。製造品出荷額等などの経理事項については前年の1月から12月までの実績を調査している。表中の年次は事業所数、従業者数の調査年次を示す。

注2) 従業者4人以上の事業所を対象としている。

出典：「滋賀県統計書 平成30年度・令和元年度」（滋賀県 Web サイト）

「2020年工業統計調査結果報告書（2019年実績）」（令和3年12月、滋賀県）

表 3.3-7 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の産業中分類別事業所数、  
従業者数および製造品出荷額等（令和2年）

産業中分類	彦根市			豊郷町		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品 出荷額等 (万円)
総数	176	11,624	70,371,097	15	419	1,469,280
食料品	13	343	589,158	1	14	X
飲料・飼料	—	—	—	1	21	X
繊維工業	14	204	491,024	1	8	X
木材・木製品	—	—	—	1	5	X
家具・装備品	6	276	642,424	—	—	—
パルプ・紙	2	43	X	—	—	—
印刷	6	865	2,730,132	—	—	—
化学工業	2	224	X	1	27	X
石油・石炭	2	17	X	—	—	—
プラスチック	17	759	1,632,270	2	143	X
ゴム製品	2	1,604	X	—	—	—
皮革	1	4	X	—	—	—
窯業・土石	3	31	38,176	—	—	—
鉄鋼業	1	19	X	—	—	—
非鉄金属	5	157	493,596	2	56	X
金属製品	13	725	2,578,040	2	88	X
はん用機械	37	2,058	9,782,543	1	19	X
生産用機械	21	2,128	15,482,453	2	29	X
業務用機械	—	—	—	—	—	—
電子・デバイス	1	9	X	—	—	—
電気機械	12	1,583	10,352,404	1	9	X
情報通信機械	—	—	—	—	—	—
輸送機械	2	41	X	—	—	—
その他	16	534	7,044,140	—	—	—

注1) 事業所数、従業者数は令和2年6月1日現在、製造品出荷額等は平成31年1月から令和元年12月までの1年間の実績を示す。表題の年次は事業所数、従業者数の調査年次を示す。

注2) 表中の“X”は該当数値の公表をさし控えたものを示す。

注3) 表中の“—”は該当数字がないことを示す。

注4) 従業者4人以上の事業所を対象としている。

出典：「2020年工業統計調査結果報告書（2019年実績）」（令和3年12月、滋賀県）

#### 4) 第3次産業

調査対象地域である彦根市および豊郷町の事業所数、従業者数および年間商品販売額の推移を表 3.3-8に、業種別状況（平成28年）を表 3.3-9に示す。

彦根市の事業所数は、平成26年に一旦減少したが、平成28年には増加した。また、従業者数、年間販売額は経年的に増加している。豊郷町の事業所数は、平成26年に減少した。従業者数、年間販売額は平成26年に増加したが、平成28年には減少している。

業種別状況（平成28年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業では彦根市が機械器具卸売業、小売業では彦根市、豊郷町ともに飲食料品小売業である。

表 3.3-8 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の事業所数、従業者および年間販売額の推移

市町	年次	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
彦根市	平成 24 年	993	8,128	20,885,800
	平成 26 年	983	8,458	22,141,600
	平成 28 年	1,069	9,099	24,493,500
豊郷町	平成 24 年	69	511	1,014,800
	平成 26 年	64	600	1,678,000
	平成 28 年	65	553	1,560,000

注) 平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在の実績を示す。  
出典：「滋賀県統計書 平成 26、28 年度、令和 2 年度」（滋賀県 Web サイト）

表 3.3-9 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の業種別状況（平成 28 年）

産業中分類	彦根市			豊郷町			
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (万円)	
卸売業	総数	225	1,814	110,030	12	111	7,617
	各種商品卸売業	—	—	—	…	…	…
	繊維・衣服等卸売業	8	69	1,335	…	…	…
	飲食料品卸売業	31	378	14,592	…	…	…
	建築材料、飲物 金属材料等卸売業	58	383	33,630	…	…	…
	機械器具卸売業	86	666	42,283	…	…	…
	その他の卸売業	42	318	18,190	…	…	…
	総数	844	7,285	134,905	53	442	7,983
小売業	各種商品小売業	2	602	X	—	—	—
	織物・衣服 身の回り品小売業	107	508	8,255	6	24	392
	飲食料品小売業	229	2,684	36,120	18	201	3,663
	機械器具小売業	157	992	35,128	8	37	1,016
	その他の小売業	322	2,351	X	21	180	2,912
	無店舗小売業	27	148	2,920	—	—	—

注 1) 平成 28 年 6 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 表中の“—”は、該当数字がないものを示す。

注 3) 表中の“…”は資料なし（未調査を含む）または理論上数字が存在しないものを示す。

注 4) 表中の“X”は集計対象となる事業所が 1 または 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が 3 以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が 1 又は 2 の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて“X”とした。

出典：「平成 28 年経済センサス活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）」（総務省統計局）

### 3.3.2 土地利用の状況

#### (1) 現在の土地利用

調査対象地域である彦根市および豊郷町の地目別土地面積を表 3.3-10に示す。彦根市、豊郷町ともに田および宅地が多く占める。

表 3.3-10 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の地目別土地面積

単位：ha

地目		田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総数
彦根市	非課税地積	258	64	167	14	231	12	57	2,213	3,017
	課税地積	2,746	288	1,774	7	1,622	22	352	—	6,811
豊郷町	非課税地積	19	2	23	2	3	1	6	78	135
	課税地積	370	18	185	0	3	0	24	—	601

注1) 令和2年1月1日現在の実績を示す。

注2) 「雑種地」は、ゴルフ場用地、遊園地等用地、鉄軌道用地、その他の雑種地を指す。

注3) 「その他（非課税地積）」は、墓地、道路、保安林、水道用地、水路、寺社境内、公共溜池、公園等を指す。

出典：「滋賀県統計書 令和2年度」（滋賀県 Web サイト）

#### (2) 土地利用計画

調査対象地域である彦根市および豊郷町の土地利用計画については、彦根市都市計画マスタープラン（平成29年3月、彦根市）や第5次豊郷町総合計画（平成31年3月、豊郷町）がある。

彦根市都市計画マスタープランでは、地域特性を踏まえ、地域の現状や課題などに応じた取組方針を示し、今後の地域単位のまちづくりの指針となる地域別構想がある。調査区域は、新市街地地域、南彦根駅東地域、河瀬地域、稲枝地域に区分され、対象事業実施区域は河瀬地域に位置する（図 3.3-1）。対象事業実施区域が位置する河瀬地域と隣接する稲枝地域では、河瀬駅と稲枝駅を中心として一部が市街化区域に指定されており、コンパクトな商業・工業地や住宅地が形成されているとともに、その周辺に公共公益施設が立地している。また、その他の大部分の地域は、歴史ある農村集落が点在し、豊かな田園環境がひろがっているとともに、愛知川や宇曾川、荒神山、野田沼などの自然、稲部遺跡といった歴史資産にも恵まれている。それぞれまちづくりの目標としてまちづくりのテーマがあり、河瀬地域は「河瀬駅周辺を中心としたまとまりある市街地と自然・田園環境との共生」、稲枝地域は「稲枝駅を中心とした定住促進ならびに居住環境と自然・田園環境との調和したまちの形成」である。

豊郷町は、中山道周辺に形成された街並みと、それを包みこむようにひろがる農村集落、そして国道8号沿いに形成された工業・沿道サービス地でおおむね構成されている。第5次豊郷町総合計画では、これからの土地利用や基盤整備の指針として、将来の地域構造を田園ゾーン、住宅ゾーン、工業・沿道サービスゾーン、まちの中心核、主要道路、中山道の街並みづくりとし、それぞれのあり方について方針を掲げている。



図 3.3-1 彦根市都市計画マスタープランにおける地域区分と対象事業実施区域の位置関係

出典：「彦根市都市計画マスタープラン」（平成 29 年 3 月、彦根市都市建設部都市計画課）

### 3.3.3 河川および湖沼の利用ならびに地下水の利用の状況

#### (1) 水面利用、その他の水利用の状況

調査区域は琵琶湖に接し、琵琶湖の流入河川として宇曾川、犬上川、愛知川などが位置している。また、曾根沼や野田沼などの湖沼がある。

調査対象地域である彦根市および豊郷町では、水道用水として琵琶湖水および地下水を利用している。調査区域の水道水源としての水利用状況を表 3.3-11に、上水道取水井位置図を図 3.3-2に示す。

表 3.3-11 調査区域の水道水源としての水利用状況

単位：m<sup>3</sup>/日

No.	施設の種別	施設名	水系	水源名	取水量
1	上水道	稲枝水源地（彦根市）	地下水（深井戸）	稲枝水源地	3,406
2	簡易水道	北部浄水場（豊郷町）	地下水（深井戸）	1、2、3号井	1,856

注 1) No.は図 3.3-2 に対応している。

注 2) 豊郷町の北部浄水場水源 1～3 号井の数値は「能力」として公表された数値を記載した。

出典：「彦根市水道事業ビジョン～改訂版～」(令和 3 年 12 月、彦根市)

「平成 31 年度水質検査実施計画」(平成 31 年 3 月、豊郷町)

「滋賀県水道ビジョン」(平成 31 年 3 月、滋賀県)



図 3.3-2 調査区域の水道取水井位置図

## (2) 琵琶湖の利用

琵琶湖の利用としては、レジャーと漁業が主な利用形態である。

漁業では、琵琶湖は漁業法で海区扱いとされ、エリ漁、刺網漁など多様な漁業が営まれている。しかし、近年は地域の環境変化、琵琶湖の水質悪化、外来魚による食害や水草の影響により漁場環境が悪化し厳しい状況となっており、漁獲量の減少に伴う生産・出荷額の減少や、漁業者の高齢化により漁業従事者が減少しているとされる。

彦根市における水産業の状況を表 3.3-12に示す。調査区域内には、宇曾川河口の宇曾川漁港を拠点とする彦根市磯田漁業協同組合など複数の沿湖漁業協同組合および漁業生産組合が存在している。

表 3.3-12 彦根市における水産業の状況

単位：経営体

年次	延べ 経営体 数	網漁業					その他				漁業 従事者数 (人)
		底びき網 船びき網	刺し網	定置網	投網	その他	釣・ はえ縄	採貝・ 採藻	籠類	その他	
平成 10 年	77	14	31	10	28	14	-	-	4	-	208
平成 15 年	41	5	14	5	12	4	-	1	-	-	88
平成 20 年	31	3	8	6	23	-	16	4	1	2	63
平成 25 年	26	3	12	5	2	-	8	5	4	4	55
平成 30 年	17	7	11	2	1	1	5	-	3	3	28

注 1) 各年 11 月 1 日現在の実績を示す。

注 2) 表中の“-”は、事実のないものを示す。

出典：「彦根市統計（令和 3 年版）」（彦根市 Web サイト）

レジャーでは、釣りやウインドサーフィンなどにより琵琶湖が利用されている。一方で、ブラックバスを対象としたスポーツフィッシングや水上オートバイなどのプレジャーボート等の利用者と周辺住民や漁業者との間で軋轢が生じたことより、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定され、プレジャーボートの航行に関する規制や釣った外来魚の再放流禁止などが定められている。

## (3) 琵琶湖を除く河川および池沼の漁業および遊漁

調査区域の河川および池沼には内水面共同漁業権（第5種共同漁業権）はなく、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）等による規定内であれば遊漁を行うことができる。滋賀県では県内全域の河川や琵琶湖において、滋賀県漁業調整規則により、魚種別の禁止期間、大きさの制限、漁具・漁法が定められているほか、調査区域内の犬上川の一部には、採捕禁止区域がある。調査区域の採捕禁止区域（保護水面）の概要を表 3.3-13に、採捕禁止区域位置図を図 3.3-3に示す。

表 3.3-13 調査区域の採捕禁止区域（保護水面）の概要

区分	河川・湖沼名	区域	対象種	禁止期間
漁業調整規則による保護水面	犬上川	上流端：彦根市高宮町・犬方町地先、 国道 8 号千鳥橋 下流端：川尻（管理者が河口付近の両岸 に設置した標柱を結んだ線の 中点）より沖合半径 200m の線	アユ等すべての水 産動物の採捕禁止	9 月 1 日～ 11 月 30 日

出典：「遊漁の手帳」（令和 4 年 3 月、滋賀県農政水産部水産課）



図 3.3-3 調査区域の採捕禁止区域位置図



### 3.3.4 交通の状況

#### (1) 道路の状況

##### 1) 自動車交通量調査

調査区域の自動車交通量調査結果を表 3.3-14に、主要な道路および道路交通センサス位置図を図 3.3-4に示す。

調査区域の交通網は、一般国道8号が南東に延び、対象事業実施区域周辺には主要地方道（県道）大津能登川長浜線が南東に延びている。このほか、調査区域の北西側には主要地方道（県道）彦根近江八幡線、北東側には一般県道三津屋野口線、南西側には主要地方道（県道）愛知川彦根線が延びている。

調査区域の自動車交通量をみると、平成27年度における平日24時間の自動車交通量は、一般国道8号の区間番号「10310」で22,960台と最も多い。対象事業実施区域に最も近い区間は、主要地方道（県道）大津能登川長浜線「40170」で、平日24時間の自動車交通量は8,977台となっている。

表 3.3-14 調査区域の自動車交通量調査結果

単位：台

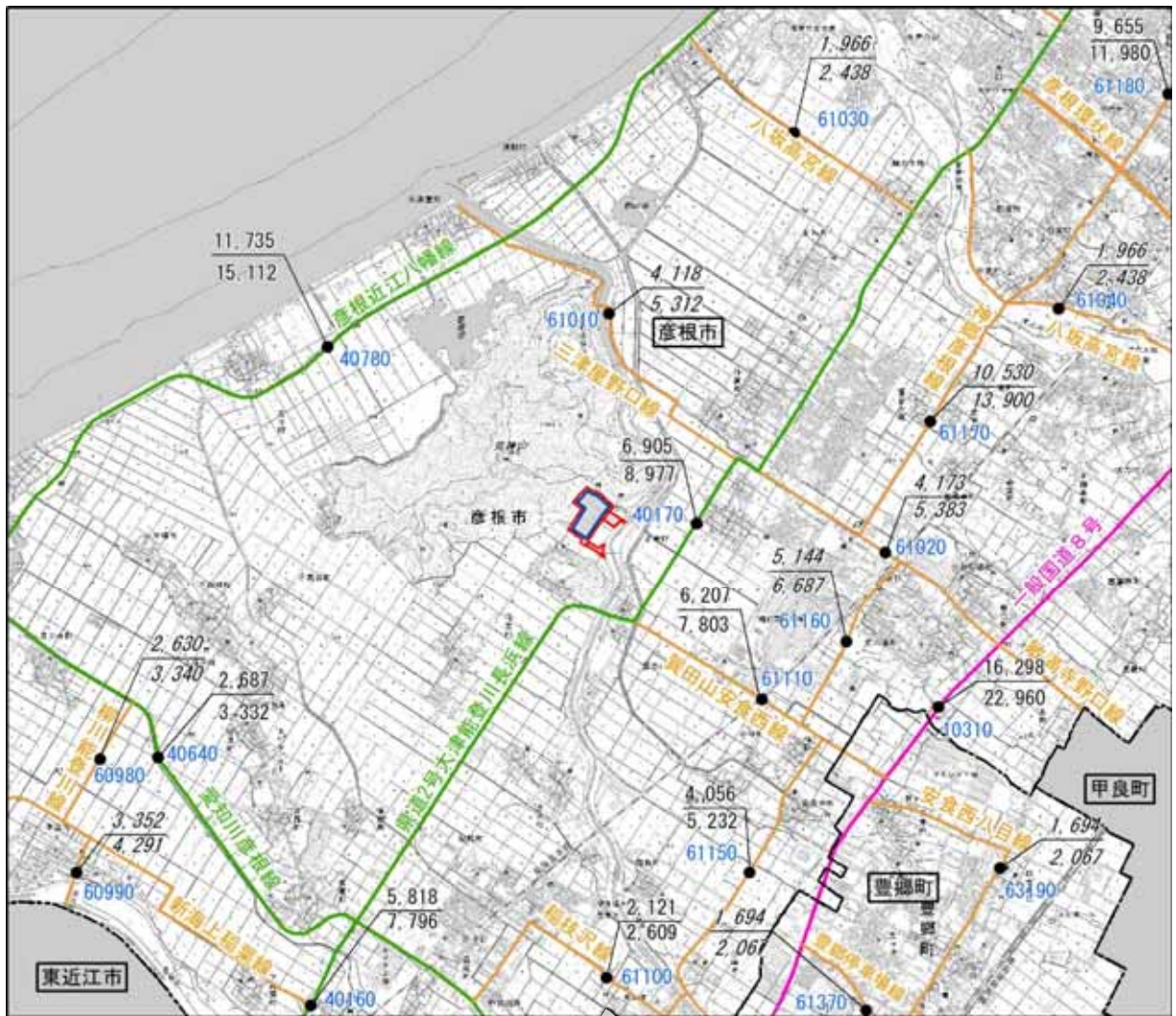
路線番号	道路路線名	交通量調査 単位区間番号 <sup>注1)</sup>	観測地点名	昼間 12 時間自動車類 交通量 (7 時～19 時)			24 時間自動車類 交通量		
				小型	大型	合計	小型	大型	合計
8	一般国道 8 号	10310	彦根市	13,618	2,680	16,298	18,780	4,180	22,960
2	主要地方道（県道） 大津能登川長浜線	40160	彦根市城町	5,595	223	5,818	7,241	555	7,796
		40170	彦根市甘呂町	6,680	225	6,905	8,408	569	8,977
20	主要地方道（県道） 愛知川彦根線	40640	彦根市本庄町	2,254	433	2,687	2,827	505	3,332
25	主要地方道（県道） 彦根近江八幡線	40780	彦根市柳川町	9,483	2,252	11,735	11,958	3,154	15,112
194	一般県道 柳川能登川線	60980	—	2,472	158	2,630	3,080	260	3,340
		60990	—	3,151	201	3,352	3,922	369	4,291
196	一般県道 三津屋野口線	61010	—	3,809	309	4,118	4,792	520	5,312
		61020	—	3,860	313	4,173	4,856	527	5,383
197	一般県道 八坂高宮線	61030	—	1,874	92	1,966	2,293	145	2,438
		61040	—	1,874	92	1,966	2,293	145	2,438
204	一般県道 稲枝沢線	61100	彦根市肥田町	2,073	48	2,121	2,513	96	2,609
205	一般県道 賀田山安食西線	61110	彦根市賀田山町	5,382	825	6,207	6,865	938	7,803
206	一般県道 神郷彦根線	61150	彦根市安食中町	3,823	233	4,056	4,790	442	5,232
		61160	—	4,774	370	5,144	6,049	638	6,687
		61170	—	10,077	453	10,530	12,904	996	13,900
		61180	彦根市平田町	8,950	705	9,655	11,197	783	11,980
219	一般県道 豊郷停車場線	61370	—	1,565	129	1,694	1,902	165	2,067
542	一般県道 安食西八目線	63190	—	1,565	129	1,694	1,902	165	2,067

注1) 交通量調査単位区間番号は、図 3.3-4 に対応している。

注2) “—”は出典に観測地点名の表記がないことを示す。

注3) “斜体表示”は推定した交通量を示す。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 Web サイト）



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 道路交通センサス位置
- 一般国道
- 主要地方道（県道）
- 一般県道

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

- 注1) 図中の青字は交通量調査単位区間番号を示す。  
 注2) 引き出し線の上段は昼間12時間自動車類交通量(台)、下段は24時間自動車類交通量(台)を示す。  
 注3) “斜体表示”は推定した交通量を示す。  
 注4) 道路・路線名は交通量調査時(平成27年度)のものを表示している。  
 出典: 「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省 Web サイト)  
 「滋賀県湖東土木管内図」(令和4年1月、湖東土木事務所)

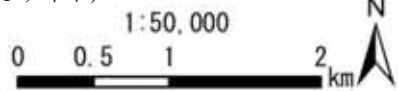


図 3.3-4 調査区域の主要な道路および道路交通センサス位置図

## 2) 自動車台数

調査対象地域である彦根市および豊郷町の車種別自動車保有台数（令和2年）を表3.3-15に示す。自動車保有台数の総数をみると、令和2年の自動車台数は、彦根市と豊郷町ともに、軽自動車が最も多く、彦根市は38,833台、豊郷町は3,306台となっている。

表 3.3-15 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の車種別自動車保有台数（令和2年）

単位：台

区分		市町	彦根市	豊郷町
総数			84,850	6,713
貨物車	普通車		1,793	381
	小型車		2,725	245
	被けん引車		57	11
乗合自動車			146	24
乗用車	普通車		19,933	1,294
	小型車		18,309	1,092
特殊用途車			1,109	104
大型特殊車			157	121
小型二輪車			1,788	135
軽自動車			38,833	3,306

注1) 軽自動車台数は令和2年4月1日現在、その他の自動車台数は令和2年3月31日現在の実績を示す。

注2) 非課税車を含む。

注3) 軽自動車には軽二輪車を含む。

注4) 軽自動車の二輪車（軽二輪車）には側車付のものを含む。

出典：「滋賀県統計書 令和2年度」（滋賀県 Web サイト）

## (2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道網図を図3.3-5に、調査区域におけるJR東海道本線各駅の1日平均乗客数を表3.3-16に示す。調査区域では、対象事業実施区域の北東から南西方向にJR東海道本線があり、JR東海道本線と並行してJR東海道新幹線と近江鉄道本線がある。対象事業実施区域の最寄り駅である河瀬駅の令和2年度における1日平均乗客数は2,628人である。なお、調査区域にはJR東海道新幹線および近江鉄道本線の駅はない。

表 3.3-16 調査区域の JR 東海道本線各駅の 1 日平均乗客数

単位：人

駅名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
南彦根駅	5,677	5,839	5,903	5,900	4,431
河瀬駅	3,023	3,022	3,061	3,045	2,628
稲枝駅	2,537	2,523	2,541	2,556	2,086

出典：「彦根市統計書 令和3年版」（彦根市 Web サイト）



図 3.3-5 調査区域の鉄道網図

### 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況および住宅の配置の概況

#### (1) 学校等

調査区域に分布する学校等の一覧を表 3.3-17(1)～(2)に、調査区域の学校等位置図を図 3.3-6に示す。

対象事業実施区域の北東側に日夏保育園、南東側に亀山保育園や彦根市立亀山小学校等がある。

表 3.3-17(1) 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（学校等）一覧

No.	分類	名称	住所
1	保育所	彦根市立ふたば保育園	彦根市金剛寺町 101
2		社会福祉法人彦根福祉会 城南保育園	彦根市西今町 285-1
3		社会福祉法人彦根福祉会 日夏保育園	彦根市日夏町 2634-1
4		社会福祉法人彦根福祉会 花田保育園	彦根市甘呂町 473-2
5		社会福祉法人彦根福祉会 多景保育園	彦根市須越町 1154-5
6		社会福祉法人彦根福祉会 亀山保育園	彦根市賀田山町 272-2
7		社会福祉法人善行会 しあわせ保育園	彦根市南川瀬町 1195-1
8		社会福祉法人ふたば会 稲枝ふたば保育園	彦根市本庄町 2647
9		社会福祉法人ことぶき会 ことぶき保育園	彦根市上岡部町 503
10		社会福祉法人みづほ会 みづほ保育園	彦根市稲部町 400-1
11		社会福祉法人どんぐり会 どんぐり保育園	彦根市川瀬馬場町 1149-1
12		社会福祉法人森の子会 森の子保育園	彦根市野瀬町 106
13		医療法人藤野こどもクリニック 彦根かんがる一保育園	彦根市戸賀町 53-3
14		社会福祉法人崇徳会 崇徳保育園	豊郷町大字三ツ池 45
15	認定こども園	彦根市立平田こども園	彦根市平田町 303-1
16		社会福祉法人心暖まる会 認定こども園ひかりの森	彦根市三津町 462-1
17	幼稚園	彦根市立稲枝東幼稚園	彦根市稲部町 315-1
18		彦根市立城陽幼稚園	彦根市日夏町 166
19		学校法人野村学園 みどり幼稚園	彦根市川瀬馬場町字野中 962-2
20		豊郷町立豊郷幼稚園	豊郷町石畑 545
21	小学校	彦根市立城南小学校	彦根市西今町 380
22		彦根市立河瀬小学校	彦根市極楽寺町 118
23		彦根市立亀山小学校	彦根市賀田山町 8
24		彦根市立城陽小学校	彦根市甘呂町 430
25		彦根市立稲枝東小学校	彦根市稲部町 308
26		彦根市立稲枝北小学校	彦根市下岡部町 597
27		彦根市立平田小学校	彦根市平田町 267
28		彦根市立若葉小学校	彦根市蓮台寺町 180
29		彦根市立稲枝西小学校	彦根市本庄町 3583
30		豊郷町立豊郷小学校	豊郷町石畑 522
31	中学校	滋賀県立河瀬中学校	彦根市川瀬馬場町 975
32		彦根市立南中学校	彦根市甘呂町 156
33		彦根市立稲枝中学校	彦根市田原町 202
34		彦根市立中央中学校	彦根市西今町 1207
35		彦根市立彦根中学校	彦根市西葛籠町 553
36	高等学校	滋賀県立河瀬高校	彦根市川瀬馬場町 975
37		滋賀県立彦根工業高校	彦根市南川瀬町 1310

注) No.は、図 3.3-6 に対応している。

出典：「地域型保育所一覧（滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育）」（滋賀県 Web サイト）  
「認可保育所一覧（滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育）」（滋賀県 Web サイト）  
「認定こども園一覧（滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育）」（滋賀県 Web サイト）  
「放課後児童クラブ一覧（滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育）」（滋賀県 Web サイト）  
「県内学校一覧」（滋賀県教育委員会 Web サイト）

表 3.3-17(2) 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（学校等）一覧

No.	分類	名称	住所
38	大学・短期大学	滋賀県立大学	彦根市八坂町 2500
39		学校法人聖泉学園 聖泉大学	彦根市肥田町 720
40	特別支援学校	滋賀県立盲学校	彦根市西今町 800
41	放課後児童クラブ	城南小学校第1放課後児童クラブ	彦根市西今町 383
42		平田小学校第1放課後児童クラブ	彦根市平田町 267
43		城陽小学校第1放課後児童クラブ	彦根市甘呂町 430
44		若葉小学校放課後児童クラブ	彦根市蓮台寺町 180
45		河瀬小学校第1放課後児童クラブ	彦根市極楽寺町 118
46		亀山小学校第1放課後児童クラブ	彦根市賀田山町 8
47		稲枝東小学校第1放課後児童クラブ	彦根市稲部町 308
48		稲枝北小学校放課後児童クラブ	彦根市下岡部町 597
49		稲枝西小学校第1放課後児童クラブ	彦根市本庄町 3583
50		にこにこクラブ（豊郷小学校区）	豊郷町石畑 522

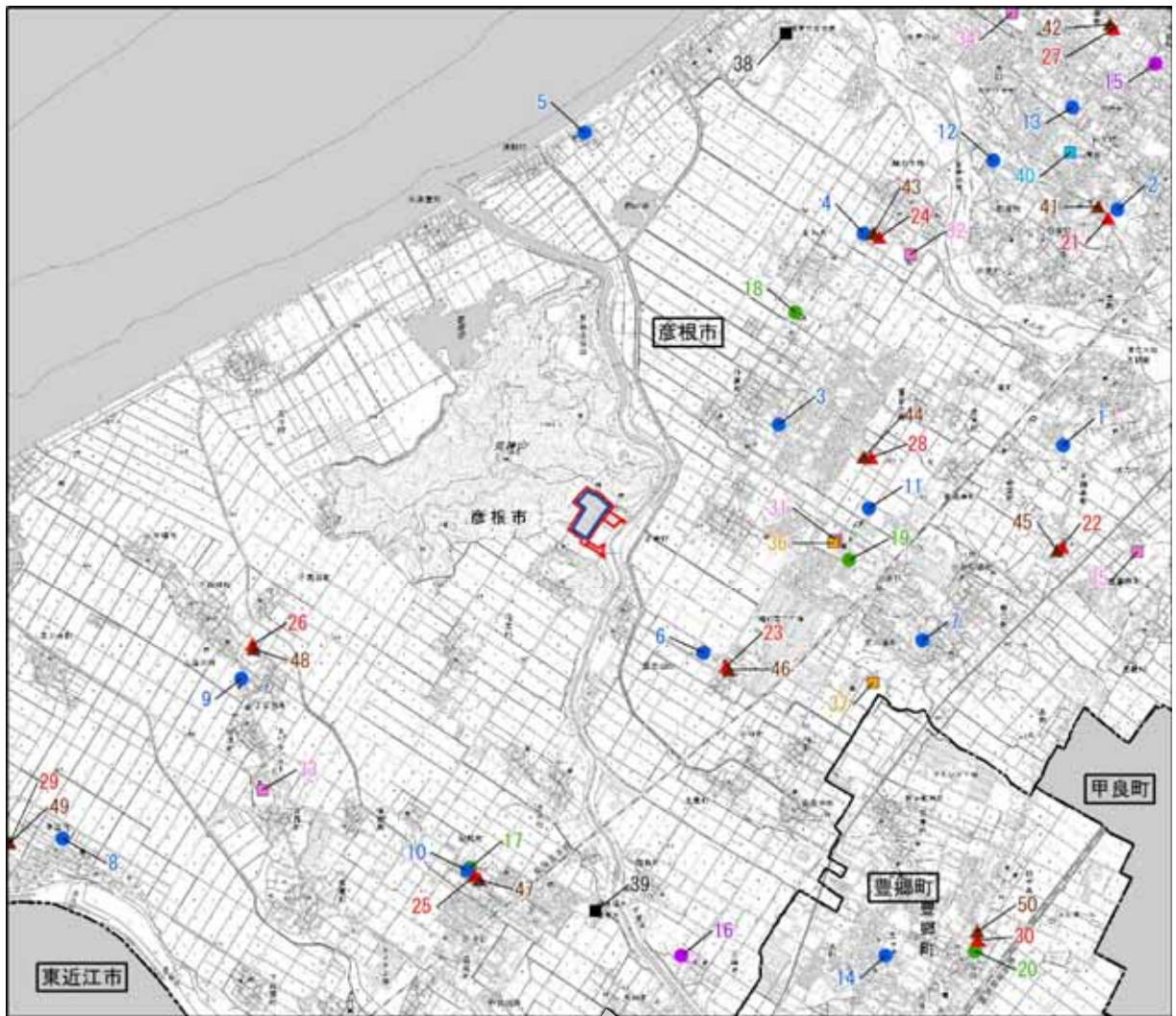
注) No.は、図 3.3-6 に対応している。

出典：「地域型保育所一覧（滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育）」（滋賀県 Web サイト）

「認可保育所一覧（滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育）」（滋賀県 Web サイト）

「放課後児童クラブ一覧（滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育）」（滋賀県 Web サイト）

「県内学校一覧」（滋賀県教育委員会 Web サイト）



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- ▲ 小学校
- ▲ 放課後児童クラブ
- 中学校
- 高等学校
- 大学・短期大学
- 特別支援学校

注) 図中の No. は表 3.3-17(1)~(2) に対応している。

出典: 「地域型保育所一覧 (滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育)」  
(滋賀県 Web サイト)

「認可保育所一覧 (滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育)」  
(滋賀県 Web サイト)

「放課後児童クラブ一覧 (滋賀県オープンデータカタログ 子育て・教育)」  
(滋賀県 Web サイト)

「県内学校一覧」 (滋賀県教育委員会 Web サイト)

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

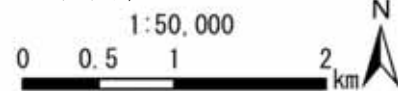


図 3.3-6 調査区域の学校等位置図

## (2) 医療施設、福祉施設、文化施設

調査区域に分布する医療施設一覧を表 3.3-18に、福祉施設一覧を表 3.3-19(1)～(2)に、文化施設一覧を表 3.3-20に、調査区域の医療施設、福祉施設、文化施設等位置図を図 3.3-7に示す。

対象事業実施区域の東側に有料老人ホームの「メイプルコート日夏」やグループホームの「グループホームゆうゆう」、南側に障害福祉サービス事業所の「ひこねたんぼぼホーム」や「ショートステイとまと」がある。

表 3.3-18 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（医療施設）一覧

No.	種類	名称	所在地
1	医療施設	医療法人恭昭会 彦根中央病院	彦根市西今町 421
2		医療法人友仁会 友仁山崎病院	彦根市竹ヶ鼻町 80
3		医療法人青葉会 神野レディースクリニック アリス	彦根市八坂町 2888-1
4		公益財団法人 豊郷病院	豊郷町八目 12

注) No.は、図 3.3-7の青字に対応している。

出典：「県内病院一覧」（滋賀県 Web サイト）

「病院・薬局検索」（医療ネット滋賀 Web サイト）

表 3.3-19(1) 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）一覧

No.	種類	名称	所在地
1	特別養護老人ホーム	社会福祉法人近江ふるさと会 近江ふるさと園	彦根市石寺町今堀 713
2		社会福祉法人近江ふるさと会 近江第二ふるさと園	彦根市開出今町 1343-3
3		社会福祉法人喜創会 風蝶木	彦根市極楽寺町 596
4		社会福祉法人大樹会 邂逅の郷	彦根市日夏町 151
5		社会福祉法人大樹会 第二邂逅の郷	彦根市日夏町 151
6		社会福祉法人喜創会 ナースログ	彦根市極楽寺町 605
7		社会福祉法人心暖まる会 サニープレイス彦根	彦根市三津町 446-1
8	介護老人保健施設	公益財団法人豊郷病院 パストラールとよさと	豊郷町石畑 212
9	介護医療院	医療法人恭昭会 彦根中央介護医療院	彦根市西今町 421
10	養護老人ホーム	社会福祉法人大樹会 金亀荘	彦根市日夏町 151
11	有料老人ホーム	株式会社サンガジャパン 平田ケアレジデンス翔裕館	彦根市平田町 1114-1
12		有限会社フロルケア メイプルコート日夏	彦根市日夏町 3662-4
13		株式会社サンガジャパン 南ひこね翔裕館	彦根市平田町 788
14	ケアハウス	社会福祉法人松風会 花しょうぶの郷軽費老人ホーム	彦根市稲枝町木折 27-1
15	グループホーム	彦根市 グループホームゆうゆう	彦根市川瀬馬場町 1015-1
16	障害児通所支援 ・障害児入所施設等	彦根市 彦根子ども療育センター	彦根市平田町 597-1
17		特定非営利活動法人 NPO ぼぼハウス ぼぼハウス	彦根市小泉町 300-9

注 1) No.は、図 3.3-7の緑字に対応している。

注 2) 出典に法人名称の記載がない施設については、施設名称のみを記載する。

出典：「老人福祉施設等一覧（県把握分）」（滋賀県 Web サイト）

「障害者サービス事業所一覧」（滋賀県 Web サイト）

「彦根市福祉施設」（彦根市 Web サイト）



表 3.3-19(2) 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（福祉施設）一覧

No.	種類	名称	所在地
18	障害児通所支援 ・障害児入所施設等	合同会社エスターテ 放課後等デイサービス ハッピーキッズ	豊郷町高野瀬 557-1
19		合同会社 DOTLINE まつぼっくり	彦根市平田町 614-5
20		合同会社 DOTLINE まつぼっくり II	彦根市南川瀬町 1416
21		慈円	彦根市下岡部 632
22		ひなたぼっこ	彦根市小泉町 620-49
23		ループ	豊郷町安食南 721-5
24		障害福祉サービス 事業所 (グループホーム)	社会福祉法人かすみ会 サンコスモ滝井
25	社会福祉法人かすみ会 そよかぜ		彦根市三津町 800
26	医療法人遙山会 グループホームすみれ		彦根市小泉町字天王 686-3
27	社会福祉法人ひかり会 ひこねたんぼぼホーム		彦根市賀田山町 522-2
28	一般社団法人じゅう楽 第2グループホーム じゅう楽		彦根市稲枝町 336-1
29	社会福祉法人あすなる福祉会 あすなる		豊郷町大字安食南 678
30	社会福祉法人あすなる福祉会 レンガ		豊郷町安食南 385-29
31	障害福祉サービス 事業所 (通所・入所)	社会福祉法人かすみ会 かいぜ寮	彦根市海瀬町 255
32		社会福祉法人近江ふるさと会 ふるさと	彦根市開出今町 1343-3
33		社会福祉法人ひかり福祉会 ショートステイ とまと	彦根市賀田山町 522-2
34		一般社団法人じゅう楽 第二ショートステイ じゅう楽	彦根市稲枝町 336-1

注1) No.は、図 3.3-7 の緑字に対応している。

注2) 出典に法人名称の記載がない施設については、施設名称のみを記載する。

出典：「老人福祉施設等一覧（県把握分）」（滋賀県 Web サイト）

「障害者サービス事業所一覧」（滋賀県 Web サイト）

「彦根市福祉施設」（彦根市 Web サイト）

「障害福祉サービス等事業所一覧」（彦根市 Web サイト）

表 3.3-20 調査区域の環境保全についての配慮が必要な施設（文化施設）一覧

No.	種類	名称	所在地
1	図書館	豊郷町立図書館	豊郷町石畑 518
2	公共ホール	みずほ文化センター	彦根市田原町 11
3		ひこね市文化プラザ	彦根市野瀬町 187-4
4		豊郷町文化ホール	豊郷町四十九院 1252

注) No.は、図 3.3-7 の赤字に対応している。

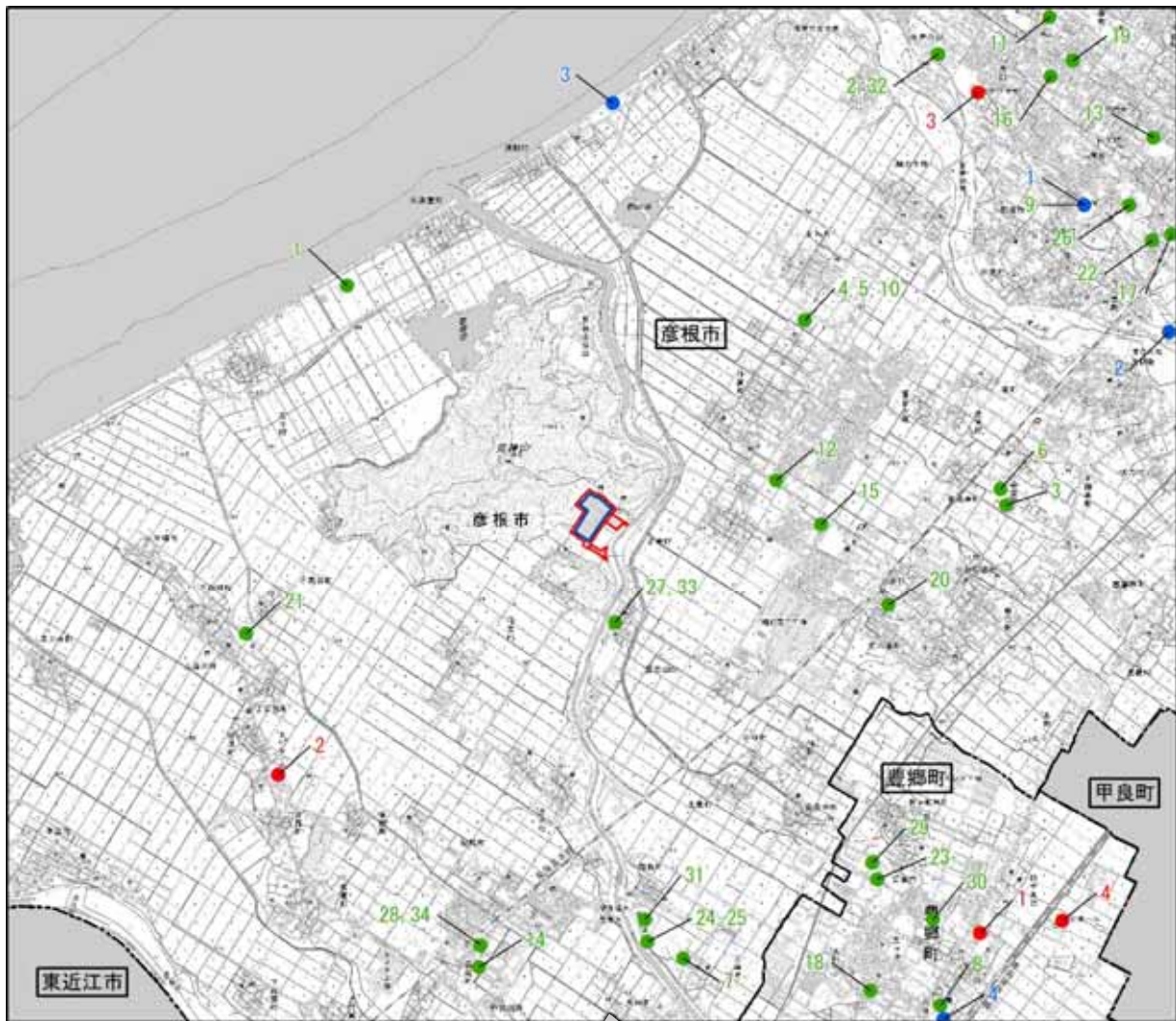
出典：「県内公共図書館一覧」（滋賀県立図書館 Web サイト）

「県内の公民館等一覧」（滋賀県学習情報提供システム におねっと Web サイト）

### (3) 住宅等

「人口集中地区（DID）令和2年」（総務省統計局）によると、調査区域においては、JR東海道本線の河瀬駅および南彦根駅周辺が人口集中地区となっているが、対象事業実施区域周辺には人口集中地区は分布しない。

注) 人口集中地区（DID）：国勢調査の基本単位区等を基礎単位として、原則、人口密度が 1km<sup>2</sup>あたり 4,000 人以上の基本単位区等が市町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地区のこと。



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 医療施設
- 福祉施設
- 文化施設

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

注) 図中の No. は、表 3.3-18、表 3.3-19(1)～(2)、表 3.3-20 に対応している。

出典：「県内病院一覧」(滋賀県 Web サイト)

「病院・薬局検索」(医療ネット滋賀 Web サイト)

「老人福祉施設等一覧(県把握分)」(滋賀県 Web サイト)

「障害者サービス事業所一覧」(滋賀県 Web サイト)

「彦根市福祉施設」(彦根市 Web サイト)

「障害福祉サービス等事業所一覧」(彦根市 Web サイト)

「県内公共図書館一覧」(滋賀県立図書館 Web サイト)

「県内の公民館等一覧」(滋賀県学習情報提供システム おねっと Web サイト)

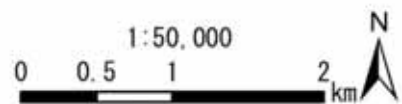


図 3.3-7 調査区域の医療施設、福祉施設、文化施設等位置図

### 3.3.6 上下水道、し尿処理施設およびごみ処理施設の整備の状況

#### (1) 上下水道の整備の状況

##### 1) 上水道の給水状況

調査対象地域である彦根市および豊郷町における水道の普及状況を表 3.3-21に示す。

給水普及率は彦根市が99.8%、豊郷町が92.7%となっている。調査区域のうち、彦根市の給水区域は、大藪水源系、稲枝水源系、大藪・稲枝混合系に区分されており、対象事業実施区域は稲枝水源系により給水されている。豊郷町には、専用水道区域と簡易水道区域がある。調査区域の上水道給水区域位置図を図 3.3-8に示す。

表 3.3-21 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の水道の普及状況

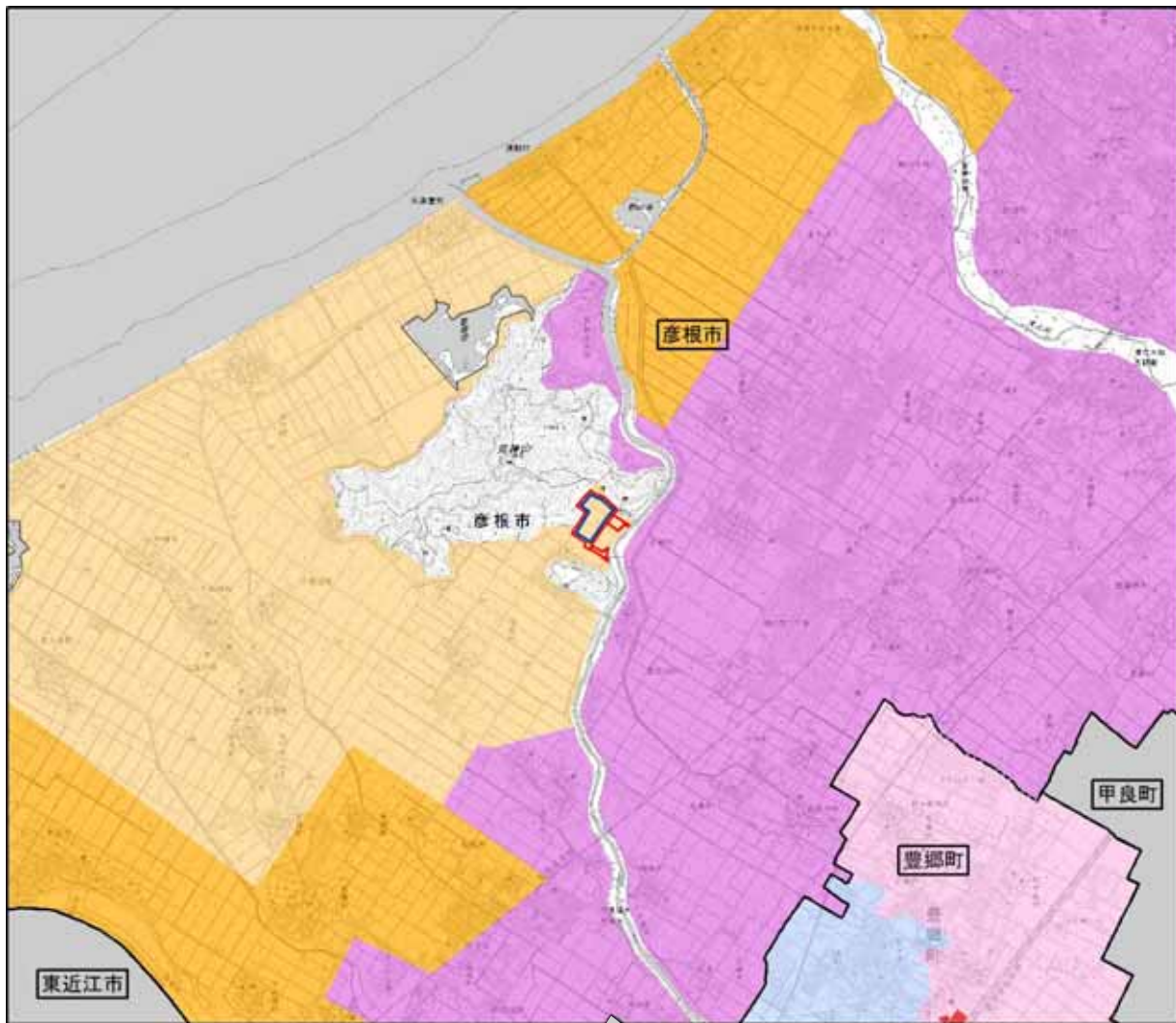
		彦根市	豊郷町	
人口（人）		112,169	7,311	
上水道	箇所数（箇所）	1	1	
	計画給水人口（人）	118,700	7,020	
	現在給水人口（人）	111,949	6,686	
専用水道	自己水源のみによるもの	箇所数（箇所）	—	3
		計画給水人口（人）	—	1,196
		現在給水人口（人）	—	91
	上記以外のもの	箇所数（箇所）	2	—
		計画給水人口（人）	1,223	—
		現在給水人口（人）	385	—
合計	箇所数（箇所）	3	4	
	計画給水人口（人）	118,700	8,216	
	現在給水人口（人）	111,949	6,777	
普及率（%）		99.8	92.7	

注1) 令和2年3月31日現在の実績を示す。

注2) 表中の“—”は該当数字がないことを示す。

注3) 自己水源のみ以外の専用水道は他の水道から受水しているため、合計欄の人口には含まれていない。

出典：「滋賀県統計書 令和2年度」（滋賀県 Web サイト）



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域

彦根市

- 大藪水源系
- 稲枝水源系
- 大藪・稲枝混合系

豊郷町

- 専用水道区域
- 既設北部簡易水道給水区域
- 既設南部簡易水道給水区域

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

出典：「水道系統図面」（彦根市提供資料）  
 「施設の位置と水源別給水エリア分布図」（彦根市 Web サイト）  
 「豊郷町水道事業給水区域図」（平成 28 年度、豊郷町）

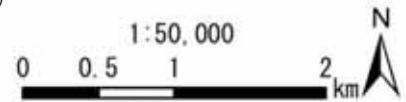


図 3.3-8 調査区域の上水道給水区域位置図

## 2) 下水道の整備状況

調査対象地域である彦根市および豊郷町の下水道普及状況を表 3.3-22に、調査区域の下水道処理区域位置図を図 3.3-9に示す。

公共下水道普及率は彦根市で85.1%、豊郷町で100.0%となっている。調査区域の下水道は、公共下水道（琵琶湖流域下水道東北部処理区）と農村集落排水区域がある。下水処理場は東北部浄化センター（彦根市松原町および米原市磯地先）が配置されている。

表 3.3-22 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の下水道普及状況

単位：%

市町	普及率	水洗化率 (処理区域内)	水洗化率 (行政区域内)	水洗化率 (処理区域内世帯)
彦根市	85.1	90.5	77.1	90.5
豊郷町	100.0	90.1	90.1	87.2

注) 令和2年3月31日現在の実績を示す。

出典：「滋賀県の汚水処理施設の普及状況 公共下水道普及状況」

(令和4年4月現在、滋賀 Web サイト)

「令和3年度 滋賀県の下水道事業」(令和4年2月、滋賀県琵琶湖環境部)

## (2) し尿処理施設の設置の状況

調査対象地域である彦根市および豊郷町で発生する生活排水およびし尿は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿）およびし尿処理施設で処理しており、一部の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されている。

彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設は、彦根市清掃センター衛生処理場と湖東広域衛生管理組合豊楠苑がある。調査対象地域のし尿処理施設の概要を表 3.3-23に、調査区域のし尿処理施設位置図を図 3.3-10に示す。

表 3.3-23 彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域のし尿処理施設の概要

施設名称	彦根市清掃センター 衛生処理場	湖東広域衛生管理組合 豊楠苑
設置主体	彦根市	湖東広域衛生管理組合
対象区域	彦根市	愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
処理能力 (kL/日)	156	43
処理方式	好気性消化・活性汚泥、高度処理	酸化処理方式、高度処理
竣工	昭和53年2月	昭和54年10月
所在地	彦根市開出今町1330	豊郷町八町500

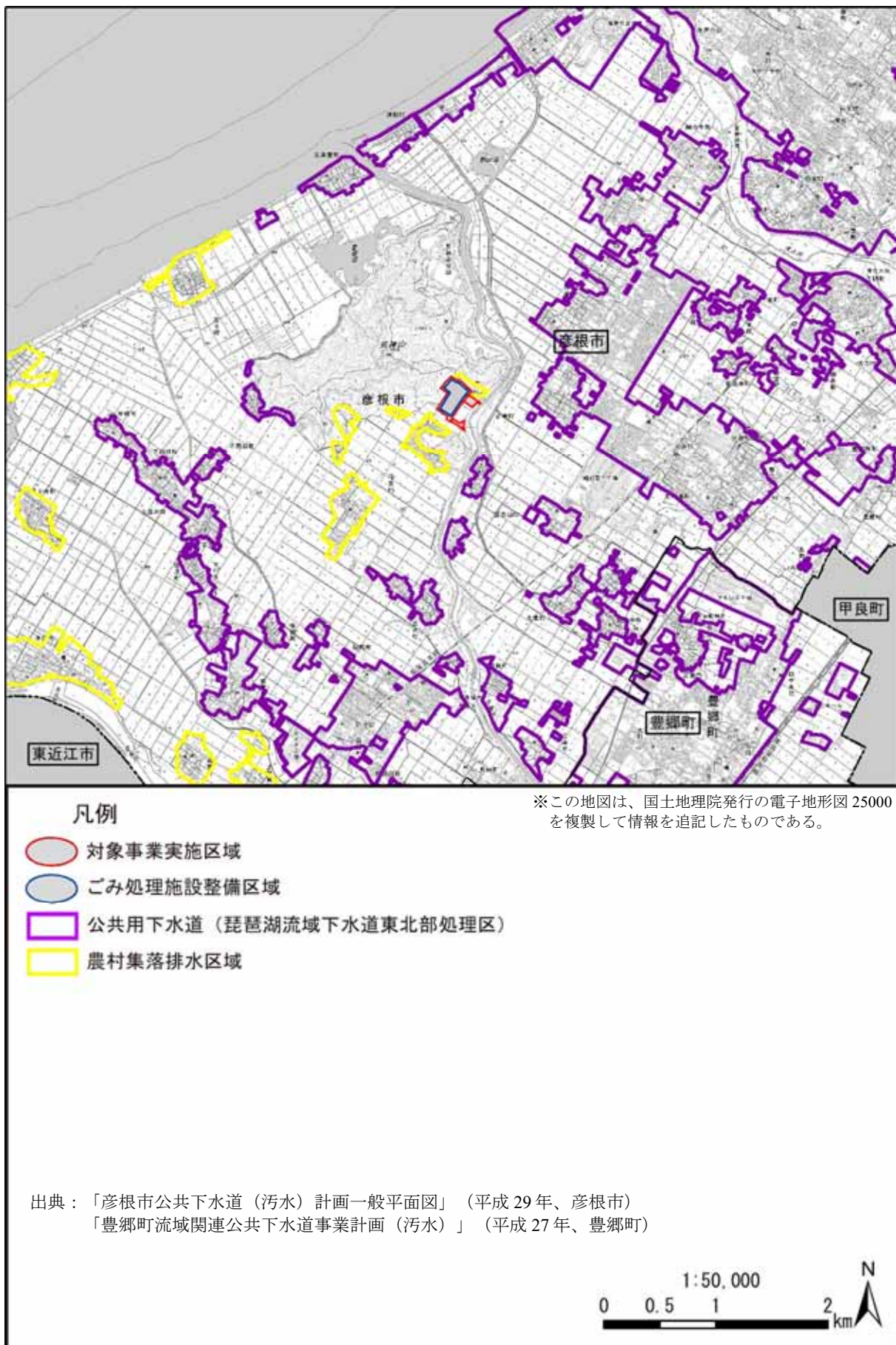


図 3.3-9 調査区域の下水道処理区域位置図



図 3.3-10 調査区域のし尿処理施設位置図

### (3) ごみ処理施設の設置の状況

#### 1) 一般廃棄物

彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域の一般廃棄物処理施設の概要を表 3.3-24に、調査区域の一般廃棄物処理施設位置図を図 3.3-11に示す。調査区域には、彦根市清掃センターが位置する。

表 3.3-24 彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域の一般廃棄物処理施設の概要

設置主体	施設名称	所在地	処理対象廃棄物	処理能力	処理方式	竣工	
彦根市	彦根市清掃センター 資源化施設	彦根市野瀬町 279-1	可燃ごみ	90t/日 (30t/8h×3 炉)	ストーカ式	昭和 52 年 3 月 (平成 13 年 3 月 DXNs 改良工事)	
			粗大ごみ処理場	粗大ごみ	50t/5h	圧縮二次剪断方式	昭和 54 年 9 月
			びん選別	ガラス類	—	手選別	平成 2 年 12 月
			缶選別	金属類	4.3t/5h (スチール缶) 0.6t/5h (アルミ缶)	缶選別圧縮装置	平成 9 年 9 月
			ペットボトル 圧縮梱包	ペットボトル	1t/5h	ペットボトル圧縮梱包装置	平成 13 年 7 月
			プラスチック ごみ資源化	プラスチック	4.9t/5h	プラスチック圧縮梱包装置	平成 15 年 9 月
湖東広域衛生管理組合	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	東近江市平柳町 3-1	可燃ごみ	22t/7h	RMJ 方式 (乾燥固化方式)	平成 9 年 3 月	
彦根愛知犬上広域行政組合	中山投棄場	彦根市中山町 381-1	埋立地面積 : 26,000 (m <sup>2</sup> ) 全体容積 : 237,000 (m <sup>3</sup> )	(備考) 平成 28 年 3 月に終了 令和 2 年度まで中継 基地として使用	平成 10 年 3 月		
愛知郡広域行政組合	ガレキ類最終処分場	愛荘町松尾寺字岡 1102 外 5 筆	埋立地面積 : 5,600 (m <sup>2</sup> ) 全体容積 : 28,200 (m <sup>3</sup> )	コンクリートブロック、レンガ、瓦、陶器類 など	昭和 62 年		





凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 一般廃棄物処理施設

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

出典：「滋賀県の廃棄物 令和3年度」（令和4年2月、滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課）

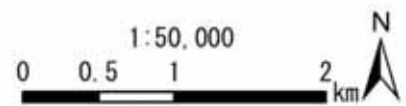


図 3.3-11 調査区域の一般廃棄物処理施設位置図

## 2) 産業廃棄物

調査対象地域である彦根市および豊郷町の産業廃棄物処理施設一覧を表 3.3-25(1)～(2)に、調査区域の産業廃棄物処理施設位置図を図 3.3-12に示す。調査区域には、中間処理施設として株式会社杉本商事の焼却施設および溶融施設、有限会社ヤマダ油脂の固液ろ過施設、有限会社光田産業の破碎施設および溶融施設が設置されているが、最終処分場は存在しない。

表 3.3-25(1) 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の産業廃棄物処理施設一覧

	事業社名	施設種類	施設の設置場所	処理対象廃棄物	処理能力
中間処理	岐建株式会社	破碎施設	彦根市鳥居本町字縄手 2901 番 11	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物	480t/日 (8時間)
	株式会社 石田産業	破碎施設	彦根市高宮町字溝ノ部 2707 番 3、 2706 番 2	廃プラスチック類	3.4t/日
				紙くず	2.80t/日
				木くず	4.85t/日
				繊維くず	0.99t/日
				ゴムくず	3.03t/日
				金属くず	4.98t/日
	株式会社 石田産業	破碎施設	彦根市高宮町字溝ノ部 2704 番 2	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず	4.8t/日
				工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物	4.8t/日
		圧縮施設		廃プラスチック類	240.8t/日
				紙くず	152.8t/日
	株式会社 杉本商事	焼却施設	彦根市南川瀬町字東野 727 番 1	廃プラスチック類	0.09t/日
		溶融施設		廃プラスチック類	0.5t/日
	湖北総合開発株式会社	破碎施設	彦根市甲田町字坂ノ下 525 番、529 番、528 番 1、530 番 2	廃プラスチック類	4t/日
				木くず	160t/日
破碎施設		彦根市甲田町字坂ノ下 530 番	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず	159.2t/日	
			がれき類	352t/日	
分級・脱水・固化施設	彦根市甲田町字流レ 485 番、486 番、487 番、487 番 1、488 番、489 番、490 番、491 番	無機性汚泥、木くず、廃プラスチック類、金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず がれき類の混合物	520m <sup>3</sup> /日		
有限会社 伊藤金属	破碎施設	彦根市野田山町字八反切 750 番 1	廃プラスチック類	2.6t/日	
			紙くず	2.3t/日	
			木くず	4.1t/日	
			金属くず	8.5t/日	
			ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず	7.5t/日	

注) 令和 4 年 2 月 28 日現在の実績を示す。

出典：「産業廃棄物処理業者一覧」（滋賀県 Web サイト）

表 3.3-25(2) 調査対象地域（彦根市、豊郷町）の産業廃棄物処理施設一覧

	事業社名	施設種類	施設の設置場所	処理対象廃棄物	処理能力
中間処理	株式会社 成功産業	破碎施設	彦根市野田山町 833 番地 2	廃プラスチック類	3.6t/日
				紙くず	2.0t/日
				木くず	4.0t/日
				繊維くず	0.9t/日
				ゴムくず	4.4t/日
				金属くず	4.7t/日
				ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。）および陶磁器くず	4.2t/日
				工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	4.8t/日
	有限会社 ヤマダ油脂	固液ろ過施設	豊郷町大字八町字 油田 1602 番、1609 番、1610 番	廃油	9.7m <sup>3</sup> /日
	有限会社 光田産業	破碎施設	滋賀県彦根市野瀬町字下川原 348 番地	廃プラスチック類	4.5t/日
				紙くず	4.7t/日
				木くず	4.4t/日
				繊維くず	4.0t/日
ゴムくず				4.7t/日	
金属くず				3.6t/日	
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）および陶磁器くず				4.0t/日	
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	4.1t/日				
	溶融施設		廃プラスチック類	0.4t/日	
株式会社 明豊建設	破碎施設	彦根市高宮町字ノ ンハク 2124 番 1、 2125 番 1、2126 番、 2129 番	がれき類	450t/日	

注) 令和 4 年 2 月 28 日現在の実績を示す。

出典：「産業廃棄物処理業者一覧」（滋賀県 Web サイト）



図 3.3-12 調査区域の産業廃棄物処理施設位置図

(4) 廃棄物等の状況

1) 一般廃棄物

彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域の一般廃棄物排出量の推移を表 3.3-26(1)～(2)に示す。

ごみ総排出量は、令和2年度は彦根市では32,975t、豊郷町では1,938tであり、令和元年度と比較して彦根市、豊郷町ともに減少している。また、彦根市における令和2年度の資源化量は3,026t、リサイクル率は12.65%、直接焼却量は27,280tとなっている。豊郷町における令和2年度の資源化量は1,806t、リサイクル率は93.29%、直接焼却量はない。

彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域全体では、令和2年度のごみ総排出量は43,949tで、資源化量が12,862t、リサイクル率は31.99%、直接焼却量は27,280tとなっている。

表 3.3-26(1) 彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域の一般廃棄物排出量の推移

市町	区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
彦根市	ごみ総排出量 (t)	36,875	36,207	36,143	36,351	32,975
	生活系ごみ搬入量 (t)	25,477	25,374	25,415	26,083	24,390
	事業系ごみ搬入量 (t)	9,189	8,819	8,793	8,497	7,328
	集団回収量 (t)	2,209	2,014	1,935	1,771	1,257
	資源化量 (t)	3,849	3,790	3,854	2,984	3,026
	リサイクル率 (%)	16.43	16.59	16.64	13.49	12.65
	直接焼却量 (t)	28,790	28,255	28,021	28,320	27,280
愛荘町	ごみ総排出量 (t)	4,813	4,810	4,893	4,834	5,026
	生活系ごみ搬入量 (t)	3,969	3,935	4,031	4,039	4,295
	事業系ごみ搬入量 (t)	844	875	862	795	731
	集団回収量 (t)	0	0	0	0	0
	資源化量 (t)	4,448	4,489	4,503	4,205	4,507
	リサイクル率 (%)	92.45	93.35	92.69	94.99	89.67
豊郷町	ごみ総排出量 (t)	2,319	2,220	2,282	2,366	1,938
	生活系ごみ搬入量 (t)	2,010	1,902	1,948	1,976	1,574
	事業系ごみ搬入量 (t)	309	318	329	386	364
	集団回収量 (t)	0	0	5	4	0
	資源化量 (t)	2,120	2,115	2,129	2,261	1,806
	リサイクル率 (%)	91.42	94.17	93.51	94.89	93.29
甲良町	ごみ総排出量 (t)	1,868	2,077	1,857	1,843	1,773
	生活系ごみ搬入量 (t)	1,548	1,727	1,564	1,520	1,607
	事業系ごみ搬入量 (t)	203	236	194	181	156
	集団回収量 (t)	117	114	99	142	10
	資源化量 (t)	1,546	1,843	1,636	1,581	1,636
	リサイクル率 (%)	90.14	94.22	93.43	93.49	92.89
	直接焼却量 (t)	0	0	0	0	0

注) 彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の 1 市 4 町の実績を示す。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」(平成 28 年度～令和 2 年度、環境省)

表 3.3-26(2) 彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域の一般廃棄物排出量の推移

市町	区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
多賀町	ごみ総排出量 (t)	2,229	2,221	2,334	2,268	2,237
	生活系ごみ搬入量 (t)	1,423	1,424	1,543	1,497	1,558
	事業系ごみ搬入量 (t)	514	532	511	537	468
	集団回収量 (t)	292	265	280	234	211
	資源化量 (t)	1,795	1,826	1,902	1,898	1,887
	リサイクル率 (%)	93.63	94.15	93.57	94.00	93.79
	直接焼却量 (t)	0	0	0	0	0
彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域	ごみ総排出量 (t)	48,104	47,535	47,509	47,662	43,949
	生活系ごみ搬入量 (t)	34,427	34,362	34,501	35,115	33,424
	事業系ごみ搬入量 (t)	11,059	10,780	10,689	10,396	9,047
	集団回収量 (t)	2,618	2,393	2,319	2,151	1,478
	資源化量 (t)	13,758	14,063	14,024	12,929	12,862
	リサイクル率 (%)	34.06	35.52	35.44	32.65	31.99
	直接焼却量 (t)	28,813	28,257	28,023	28,320	27,280

注) 彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の 1 市 4 町の実績を示す。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成 28 年度～令和 2 年度、環境省）

## 2) 産業廃棄物

調査対象地域が位置する滋賀県における産業廃棄物の業種別総排出量を表 3.3-27に、種類別総排出量を表 3.3-28に示す。

令和2年度の産業廃棄物総排出量は3,827千tとなっている。業種別にみると「水道業」が最も多く1,165千t、次いで「建設業」が1,118千tとなっている。種類別でみると「汚泥」が、最も多く1,955千t、次いで「がれき類」の853千tで、全体の70%以上を占めている。

表 3.3-27 滋賀県における産業廃棄物の業種別総排出量

単位：千t/年

業 種	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
農業	284	306	311	311	311
鉱業	304	283	280	250	209
建設業	1,000	1,041	1,082	1,049	1,118
製造業	848	872	877	828	888
水道業	1,063	1,118	1,117	1,159	1,165
その他	159	145	180	162	136
合計	3,658	3,766	3,848	3,760	3,827

注) 四捨五入により各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

出典：「産業廃棄物処理の概況 平成 28 年度～令和 2 年度実績」（滋賀県 Web サイト）

表 3.3-28 滋賀県における産業廃棄物の種類別総排出量

単位：千 t/年

種 類	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	合計	比率 %	合計	比率 %	合計	比率 %	合計	比率 %	合計	比率 %
燃え殻	2	0	2	0	3	0	3	0	3	0
汚泥	1,964 (251)	54	2,014 (269)	53	1,996 (255)	52	1,980 (256)	53	1,955 (216)	51
廃油	48	1	52	1	51	1	50	1	50	1
廃酸	23	1	19	1	41	1	18	0	17	0
廃アルカリ	66	2	65	2	43	1	64	2	53	1
廃プラスチック類	165	5	177	5	183	5	185	5	184	5
紙くず	4	0	4	0	6	0	7	0	8	0
木くず	82	2	80	2	114	3	136	4	127	3
繊維くず	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
動植物性残渣	14	0	19	0	21	1	24	1	21	1
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	33	1	39	1	30	1	27	1	28	1
ガラスくず 陶磁器くず	92	3	118	3	140	4	121	3	137	4
鉱さい	19	1	25	1	26	1	15	0	16	0
がれき類	821	22	810	21	828	22	763	20	853	22
ばいじん	9	0	5	0	6	0	7	0	7	0
家畜のふん尿	283	8	306	8	310	8	310	8	309	8
家畜の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	32	1	31	1	48	1	47	1	58	2
合計	3,658 (1,946)	100	3,766 (2,021)	100	3,848 (2,106)	100	3,760 (2,036)	100	3,827 (2,088)	100

注 1) 四捨五入により、各項目の合算値と合計値が合致しない項目がある。

注 2) ( ) 内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

出典：「産業廃棄物処理の概況 平成 28 年度～令和 2 年度実績」(滋賀県 Web サイト)

3.3.7 法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象および当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地域地区等の決定状況およびその他の土地利用計画

1) 用途地域等

調査対象地域である彦根市においては、都市計画区域として彦根長浜都市計画区域（彦根地域）が指定されている。なお、豊郷町においては、都市計画区域として豊郷甲良都市計画区域が指定されている。

調査対象地域の都市計画区域面積を表3.3-29に、調査区域の用途地域図を図3.3-13に示す。

調査区域には、彦根長浜都市計画区域の用途地域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。なお、豊郷甲良都市計画区域には用途地域の指定はない。

表 3.3-29 調査対象地域の都市計画区域面積

単位：ha

都市計画区域名	地域区分		面積
彦根長浜都市計画区域	都市計画区域（彦根市）		9,828
	用途地域（彦根市）	合計	2,571.6
		第1種低層住居専用地域	68.0
		第2種低層住居専用地域	0.0
		第1種中高層住居専用地域	604.6
		第2種中高層住居専用地域	0.0
		第1種住居地域	846.7
		第2種住居地域	34.5
		準住居地域	10.2
		近隣商業地域	239.0
		商業地域	60.5
		準工業地域	312.8
		工業地域	241.3
工業専用地域	154.0		
豊郷甲良都市計画区域	都市計画区域（豊郷町）		780
	用途地域（豊郷町）	合計（区域区分なし）	0.0

注）令和3年3月31日現在の実績を示す。

出典：「滋賀の都市計画2021」（令和4年3月、滋賀県）

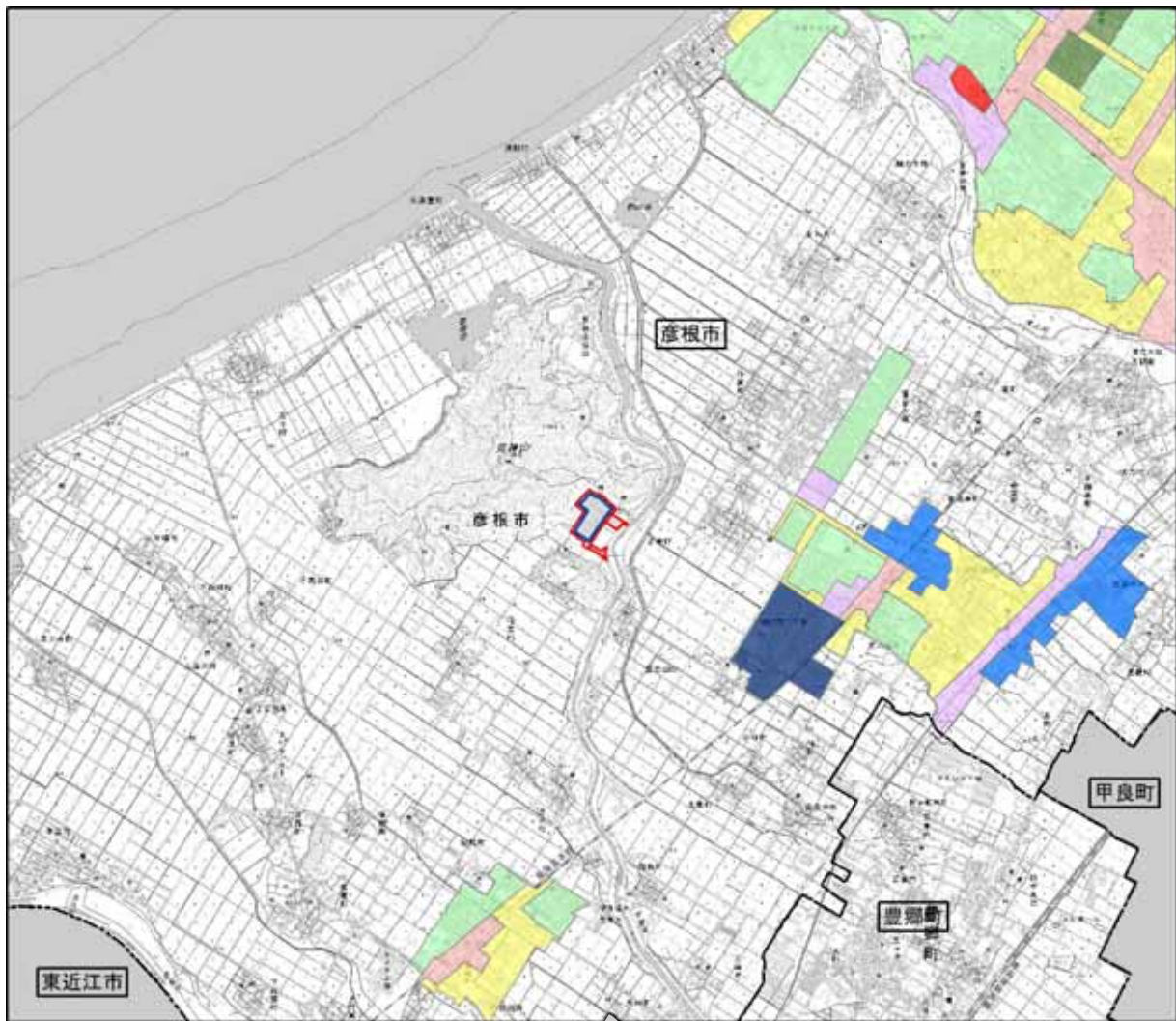
2) 風致地区および市街化調整区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）では、都市の風致を維持するため定める地区として「風致地区」を、市街化を抑制すべき区域として「市街化調整区域」を定めている。調査区域の風致地区および市街化調整区域位置図を図3.3-14に示す。

調査区域には、彦根長浜湖岸風致地区、荒神山風致地区、古城山風致地区が指定されているが、対象事業実施区域には風致地区は指定されていない。

調査区域には市街化調整区域が指定されており、対象事業実施区域も市街化調整区域に指定されている。





凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域

用途地域

- 第1種中高層住居専用地域
- 第1種低層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

出典：「滋賀県都市計画総括図」（滋賀県市 Web サイト）

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

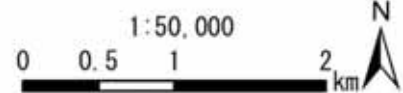
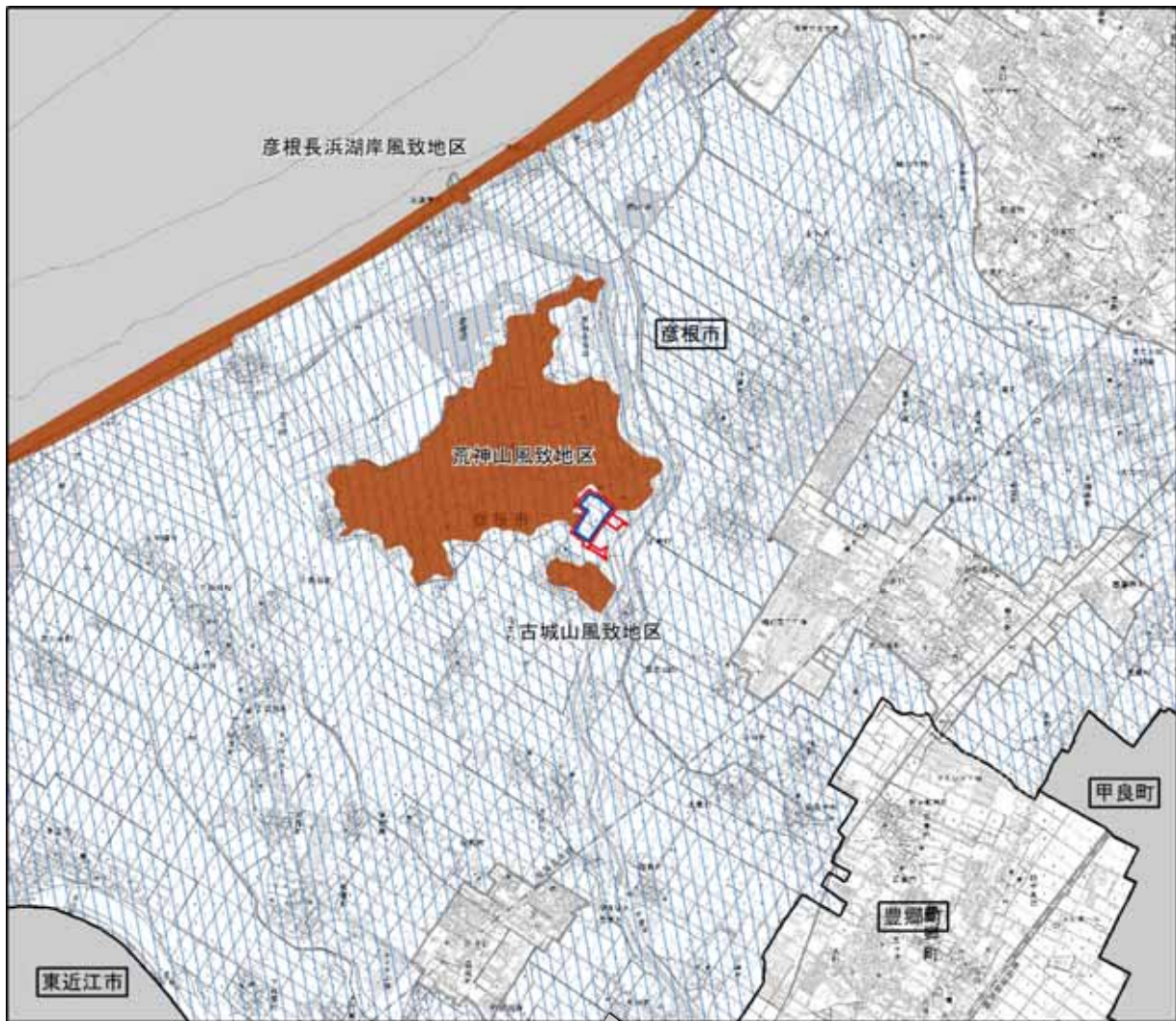


図 3.3-13 調査区域の用途地域図



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 風致地区
- ▨ 市街化調整区域

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

出典：「彦根まっぷ」（彦根市 Web サイト）

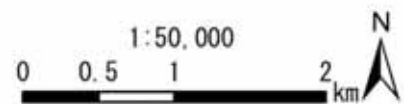


図 3.3-14 調査区域の風致地区および市街化調整区域位置図

(2) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

対象事業実施区域および調査区域の環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表 3.3-30(1)～(2)に示す。

表 3.3-30(1) 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査区域
生活環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	×	×
	騒音規制法	騒音について規制する地域	○	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	○	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	×	×
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に係る府県	×	×
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	○	○
	土壤汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域	×	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
自然環境	滋賀県公害防止条例	上乘せ基準、特定施設、横出し基準	○	○
	自然公園法	国立公園、国定公園、県立自然公園	×	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	○
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域	○	○
	滋賀県自然環境保全条例	滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然記念物	×	×
	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	生息・生育地保護区	×	×
	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	ヨシ群落保全区域	×	○
森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	×	○	
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹、保存樹林	×	○	

表 3.3-30(2) 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業 実施区域	調査区域
土地 利用	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○
	生産緑地法	生産緑地地区	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	○	○
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	河川法	河川保全区域	×	○
	宅地造成規制法	宅地造成工事規制区域	×	×
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	彦根市景観条例	景観形成地域	×	○
		景観計画区域	○ 田園集落 景観ゾーン	○
	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例	景観計画区域	×	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○
国有林の管理経営に関する法律	国有林野	×	×	

## 1) 生活環境

### 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）では、工場または事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として、指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、硫黄酸化物の総量規制地域は指定されていない。

### 騒音規制法（昭和43年法律第98号）

騒音規制法（昭和43年法律第98号）では、住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域その他の地域で騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、騒音について規制する地域が指定されている（図3.3-29、図3.3-30参照）。

### 振動規制法（昭和51年法律第64号）

振動規制法（昭和51年法律第64号）では、住居が集合している地域、病院または学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する振動および特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域として指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、振動について規制する地域が指定されている（図3.3-32、図3.3-33参照）。

### 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、悪臭について規制する地域が指定されている（図3.3-35参照）。

### 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法（平成4年法律第70号）では、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域および粒子状物質対策地域を指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、いずれの対策地域も指定されていない。

### 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）では、人口および産業の集中等により、生活または事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に係りのある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で排水量が50m<sup>3</sup>/日以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査区域および対象事業実施区域には、指定水域の水質の汚濁に係りのある地域は指定されていない。

### 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に係りのある府県を関係府県の区域に指定している。

関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査区域および対象事業実施区域を含む滋賀県は、同法の対象外区域である。

### 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、または確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを「指定湖沼」として指定している。

琵琶湖は指定湖沼として指定されており、調査区域および対象事業実施区域はその集水域に該当する。

### 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を「要措置区域」として指定することができることとされている。また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、または生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域「形質変更時要届出区域」として指定することとされている。

調査区域および対象事業実施区域には、要措置区域および形質変更時要届出区域は指定されていない。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとされている。

調査区域には指定区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定区域は指定されていない。調査区域の指定区域図を図 3.3-15に示す。

### 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）

滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）では、水質の汚濁および大気の汚染に関する公害の発生源となる施設に関する規制等を定めている。

水質汚濁に関しては、アンチモン含有量について横出し項目として定め、水質汚濁防止法（昭和54年法律第138号）で定められた特定施設以外にも規制対象となる特定施設を横出し施設として定めている。本事業（一般廃棄物処理施設である焼却施設）は、横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。

大気汚染に関しては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）上の対象施設を拡大して、規制の強化が図られているが、本事業は、本条例の対象施設に該当しない。そのほか、騒音の規制として拡声機の使用制限を定めている。



図 3.3-15 調査区域の指定区域位置図



## 2) 自然環境

### 自然公園法（昭和32年法律第161号）

自然公園法（昭和32年法律第161号）では優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて国立公園および国定公園に指定している。また、自然公園法に基づく滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）では、県内にある優れた自然の風景地について、滋賀県立自然公園に指定している。

調査区域には、琵琶湖国定公園が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の自然公園位置図を図3.3-16に示す。

### 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」および「自然環境保全地域」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、原生自然環境保全地域および自然環境保全地域は指定されていない。

### 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合は、「生息地等保護区」を指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、生息地等保護区は指定されていない。

### 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和55年条約第28号）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年条約第28号）では、特定の生物地理区を代表するタイプの湿地や、絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地、定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地等、国際的な基準から国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）を登録している。

調査区域に位置する琵琶湖は、ラムサール条約登録湿地として指定されている。調査区域のラムサール条約登録湿地位置図を図3.3-17に示す。

### 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査区域および対象事業実施区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産および自然遺産の区域は指定されていない。

### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができる。また、鳥獣保護区の中で特に重要な区域として特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制されている。また、銃器または特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、または制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域または特定猟具使用制限区域として指定することができる。

調査区域には、鳥獣保護区、特別保護地区および特定猟具使用禁止区域（銃器）が指定されており、対象事業実施区域には鳥獣保護区が指定されている。調査区域の鳥獣保護区等指定状況を表3.3-31に、鳥獣保護区等位置図を図3.3-18に示す。

表 3.3-31 調査区域の鳥獣保護区等指定状況

単位：ha

No.	区分	名称	面積	期間
1	鳥獣保護区	琵琶湖	72,266	R3.11.1～R13.10.31
2		荒神山(彦根市)	421	H25.11.1～R5.10.31
3	鳥獣特別保護地区	荒神山(彦根市)	25	H25.11.1～R5.10.31
4		彦根市八坂(彦根市)	564	H29.11.1～R9.10.31
5	特定猟具使用禁止区域 (銃器)	宇曾川 (彦根市 豊郷町 愛荘町)	190	R3.11.1～R13.10.31
6		彦根市日夏町(彦根市)	126	H26.11.1～R6.10.31
7		彦根市神上沼(彦根市)	1	H27.11.1～R7.10.31
8		彦根市甘呂・日夏(彦根市)	94	R3.11.1～R13.10.31

注) No.は、図3.3-18に対応している。

出典：「令和3年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区等位置図」（滋賀県 Web サイト）

### 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）

滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）では、恵まれた自然環境を保護し、より豊かな自然環境を創造するために、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを「滋賀県自然環境保全地域」、「緑地環境保全地域」として指定することができる。また、住民に親しまれているものまたは由緒ある植物、地質鉱物等を「自然記念物」に指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、滋賀県自然環境保全地域、緑地環境保全地域および自然記念物は指定されていない。

### ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）では、希少野生動植物種の保護のため必要があると認めるときは、その個体の生息地または生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況および生態その他その個体の生息または生育の状況を勘案してその希少野生動植物種の保護のため重要と認めるものを、「生息・生育地保護区」として指定することができる。

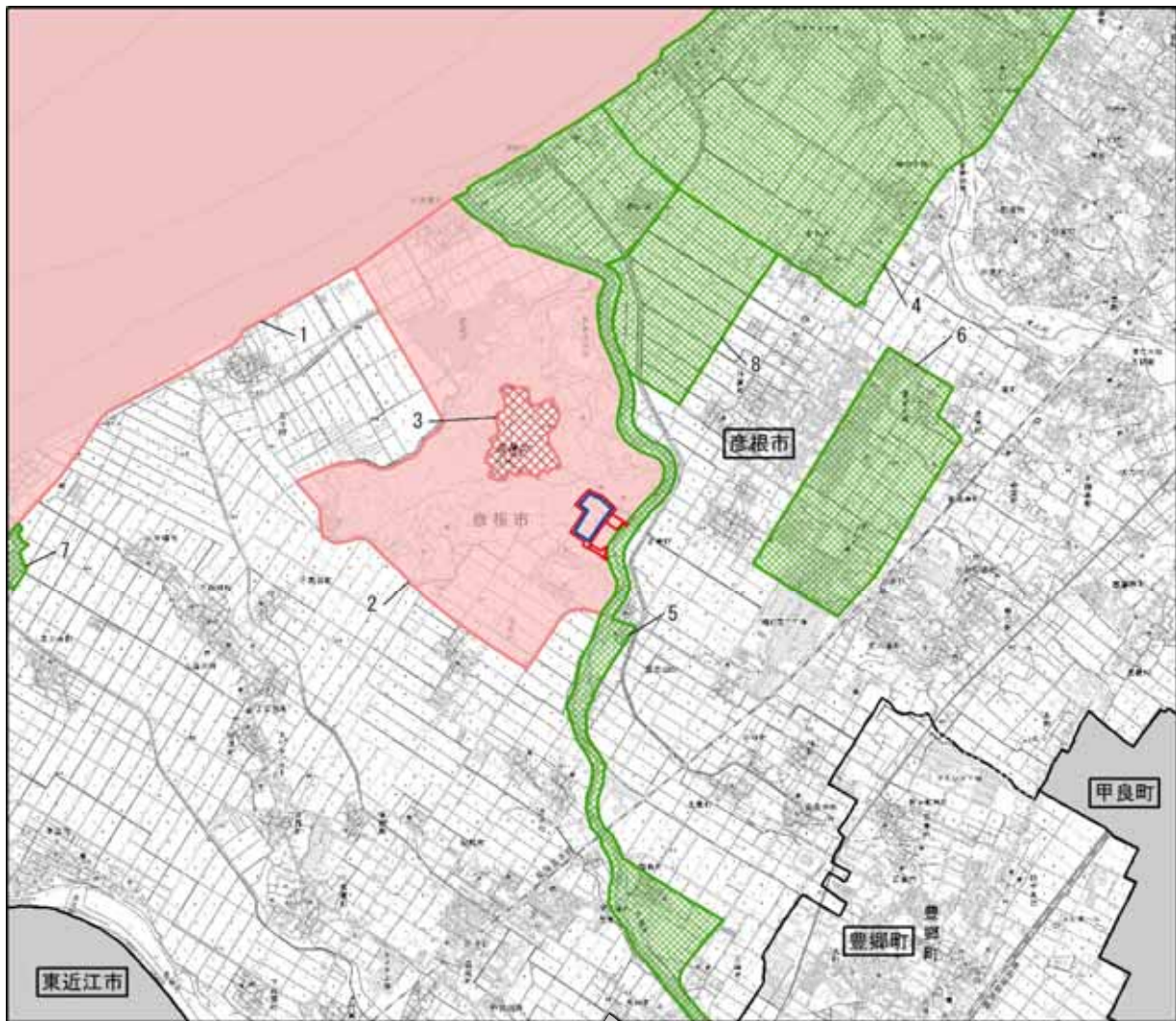
調査区域および対象事業実施区域には、生息・生育地保護区は指定されていない。



図 3.3-16 調査区域の自然公園位置図



図 3.3-17 調査区域のラムサール条約登録湿地位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 鳥獣保護区
- 鳥獣特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃器)

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

注) 図中の No. は、表 3.3-31 に対応している。  
 出典：「令和 3 年度狩猟者必携滋賀県鳥獣保護区等位置図」（滋賀県 Web サイト）

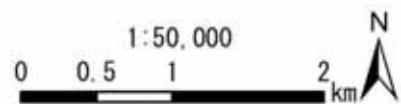


図 3.3-18 調査区域の鳥獣保護区等位置図

### 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）では、琵琶湖および内湖（捷水路を含む。）ならびに、周辺地域において、ヨシ群落が存在し、自然景観の保全、魚類および鳥類の生息環境の保全、湖岸の浸食防止ならびに水質の保全のために当該ヨシ群落の保全を図る必要があると認められる区域、もしくは、自然的条件からみて、ヨシ等を植栽し、保全することにより、ヨシ等が持つ多様な機能を発揮させることができると認められる区域に該当する区域をヨシ群落保全区域として指定することができる。

調査区域に位置する曾根沼と野田沼がヨシ群落保全区域として指定されており、曾根沼は保全地域に、野田沼は普通地域に区分されている。調査区域のヨシ群落保全区域位置図を図3.3-19に示す。

### 森林法（昭和26年法律第249号）

森林法（昭和26年法律第249号）では、水源の涵養、土砂の流出および崩壊の防備、公衆の保健、名所または旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定することができる。また、同法第5条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定することができる。

調査区域には、保安林および地域森林計画対象民有林が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の保安林および地域森林計画対象民有林位置図を図3.3-20に示す。

### 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）

彦根市では、「彦根市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する条例施行細則」第2条の規定に基づき、彦根市の健全な環境の維持および向上に寄与することを目的として、「保存樹」および「保存樹林」を指定している。

調査区域には、6件の「保存樹」および1件の「保存樹林」が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の保存樹および保存樹林一覧を表3.3-32に、保存樹および保存樹林位置図を図3.3-21に示す。

表 3.3-32 調査区域の保存樹および保存樹林一覧

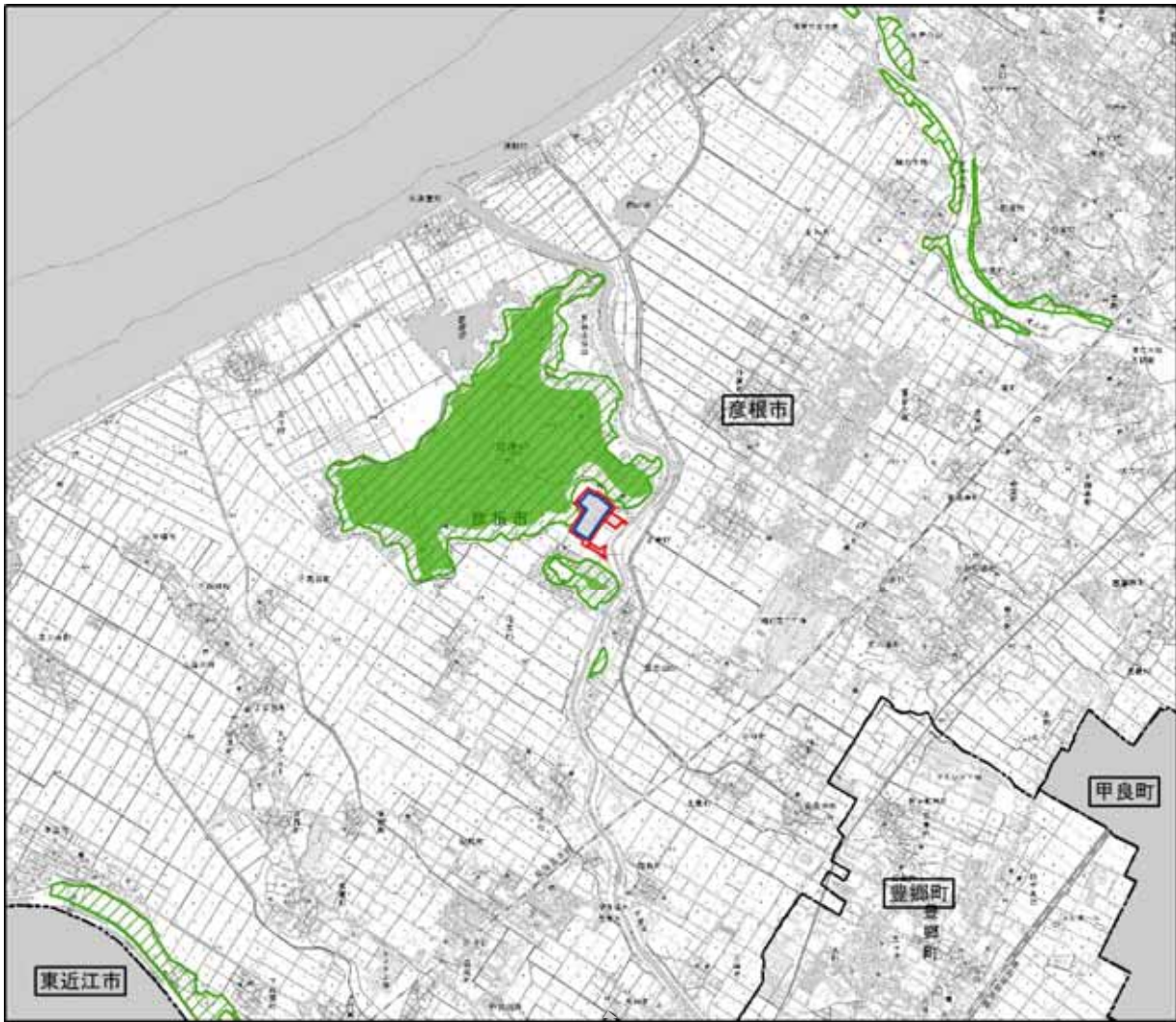
No.	名称	所在地	指定年月日	保存樹			保存樹林	
				樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)	主要な樹種	土地面積 (m <sup>2</sup> )
1	明照寺	彦根市平田町 744	H31.3.15	ヒラヤマスギ	228	18	—	—
2	善敬寺	彦根市八坂町 1420	H7.6.5	クロマツ	218	7	—	—
3	甘呂神社	彦根市甘呂町 880	S63.10.25	—	—	—	ケヤキ スギ クスノキ	39,943
4	八王子神社	彦根市小泉町 621	H31.3.15	スギ	283	18	—	—
5	春日神社	彦根市広野町 69	S63.6.5	ケヤキ	489	28	—	—
6	荒神山神社	彦根市清崎町 1931	H18.6.15	ダマノキ	435	10	—	—
7	法蔵寺	彦根市南川瀬町 1196	S63.6.5	イチョウ	408	20	—	—

注) No.は、図3.3-21に対応している。

出典：「彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）」（令和3年11月、彦根市）



図 3.3-19 調査区域のヨシ群落保全区域位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 保安林
- 地域森林計画対象民有林

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）」（国土交通省 Web サイト）

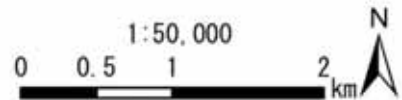


図 3.3-20 調査区域の保安林および地域森林計画対象民有林位置図





図 3.3-21 調査区域の保存樹および保存樹林位置図

### 3) 土地利用

#### 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」を定めることとされている。

調査区域には、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域が指定されている。対象事業実施区域には、都市地域および農業地域が重複指定されている。調査区域の土地利用計画図を図3.3-22に示す。

#### 生産緑地法（昭和49年法律第68号）

生産緑地法（昭和49年法律第68号）では、市街化区域内にある農地等で、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を「生産緑地地区」として定めることができる。

調査区域および対象事業実施区域には、生産緑地地区は指定されていない。

#### 砂防法（明治30年法律第29号）

砂防法（明治30年法律第29号）では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、もしくは制限すべき土地を「砂防指定地」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、砂防指定地は指定されていない。

#### 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）では、地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）およびこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、もしくは誘発し、または助長し、もしくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを「地すべり防止区域」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、地すべり防止区域は指定されていない。

#### 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるものおよびこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、または誘発されるおそれがないようにするため、同法第7条第1項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定することができる。

調査区域には、急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、対象事業実施区域には指定されていない。調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置を図3.3-23に示す。



図 3.3-22 調査区域の土地利用計画図



図 3.3-23 調査区域の急傾斜地崩壊危険区域位置図

### 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害警戒区域」として指定することができる。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限および居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害特別警戒区域」として指定することができる。

調査区域には、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域が指定されている。また、対象事業実施区域の一部には土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている。調査区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域位置図を図3.3-24に示す。

### 都市緑地法（昭和48年法律第72号）

都市緑地法（昭和48年法律第72号）では、都市計画法（昭和43年法律第100号）により指定された都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地、公害・災害の防止のために保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある緑地などについて、「緑地保全地域」として指定することができる。また、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、緑地保全地域および特別緑地保全地区は指定されていない。

### 河川法（昭和39年法律第167号）

河川法（昭和39年法律第167号）では、河川の適正な利用および流水の正常な機能維持を図るために、工事・使用等を規制すべき区域を「河川区域」と定義している。また、河岸または河川管理施設を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定することができる。

調査区域には、琵琶湖および犬上川、宇曾川、愛知川等の複数の河川（河川区域）が分布している。これらの河川のうち、犬上川、宇曾川、愛知川および平田川、野瀬川、江面川、安食川、豊郷川、文禄川、額戸川、不飲川の11河川には河川区域の堤内側に河川保全区域が指定されている。また、琵琶湖の河川区域より堤内側10m内は河川保全区域として指定されている。

対象事業実施区域には、河川区域および河川保全区域は分布していない。調査区域の河川保全区域が設定されている河川・湖沼の位置図を図3.3-25に示す。

### 宅地造成規制法（昭和36年法律第191号）

宅地造成規制法（昭和36年法律第191号）では、宅地造成に伴い、崖崩れまたは土砂の流出を生ずるおそれのある地域において、造成工事に規制を加える必要がある区域を、「宅地造成工事規制区域」として指定することができる。

調査区域および対象事業実施区域には、宅地造成工事規制区域は指定されていない。

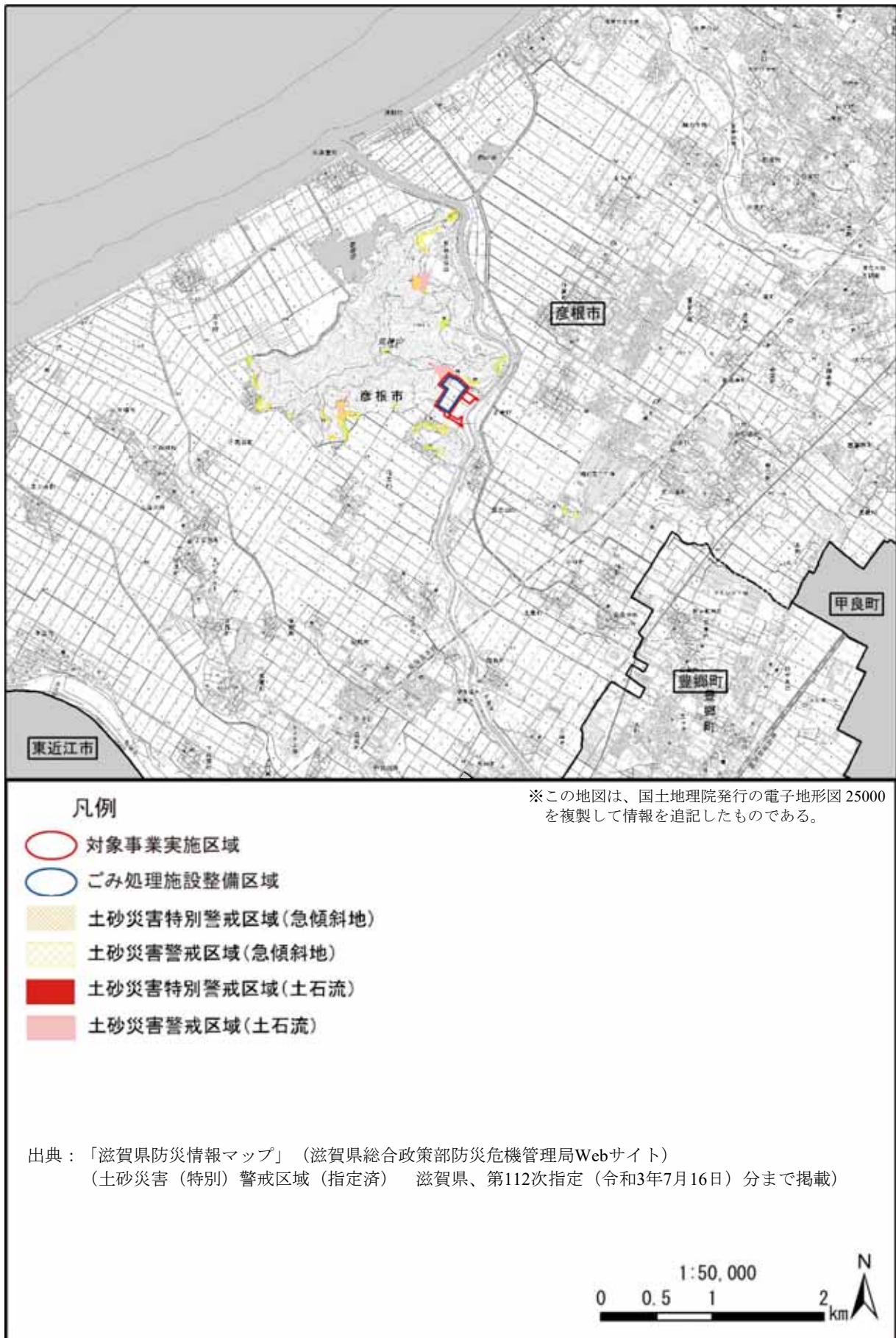
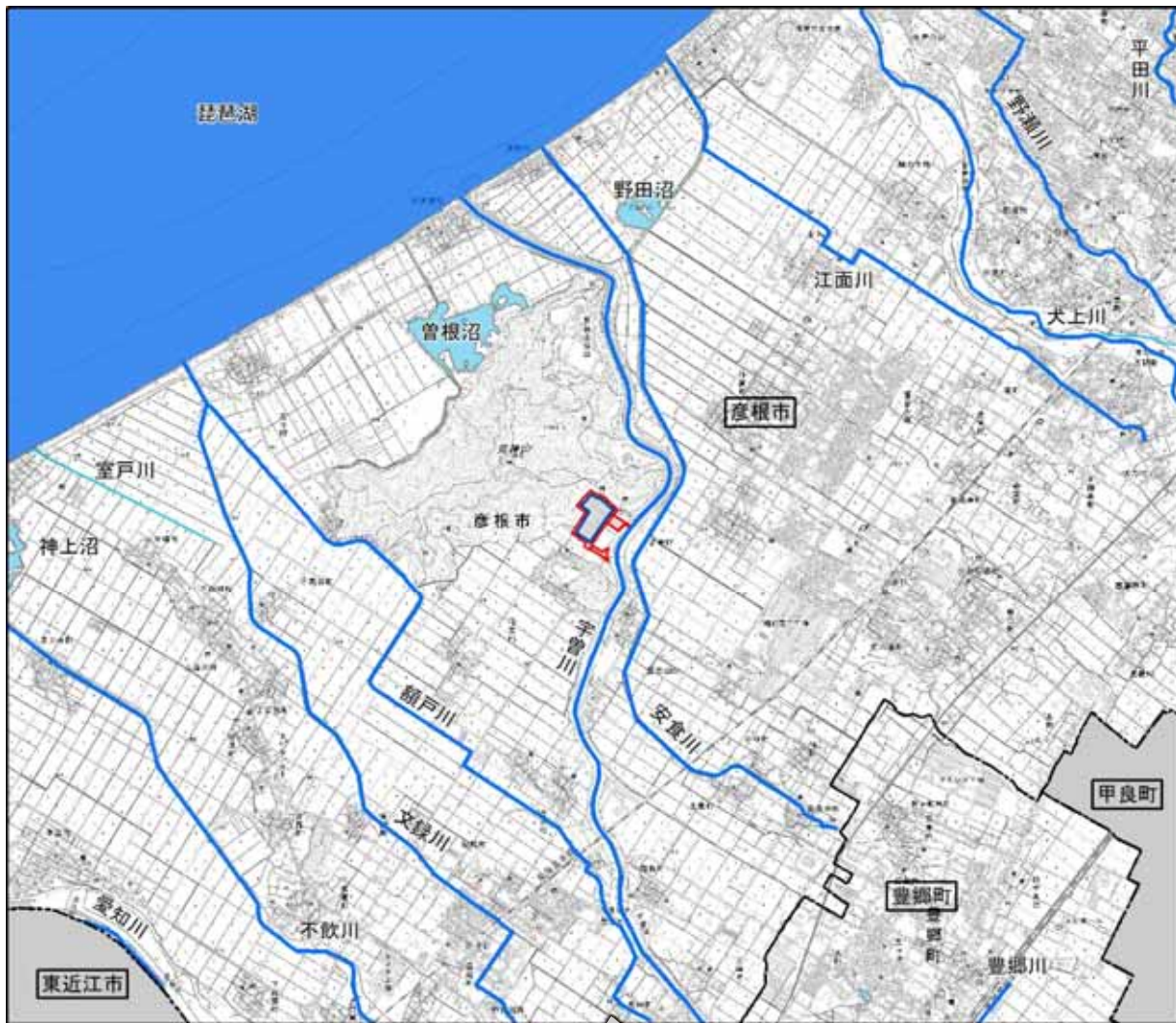


図 3.3-24 調査区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域位置図



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域
- 河川保全区域が設定されている河川・湖沼
- その他の河川、湖沼

※この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 を複製して情報を追記したものである。

注1) 犬上川、宇曾川、愛知川の河川保全区域は、河川区域の境界より有堤地域は30m以内の堤内の土地、無堤地域は20m以内の堤内の土地、副堤地域は5m以内の土地

注2) 平田川、野瀬川、江面川、安食川、豊郷川、文禄川、額戸川、不飲川の河川保全区域は、河川区域の境界より有堤地域は20m以内の堤内の土地、無堤地域は5m以内の堤内の土地、副堤地域は5m以内の土地

注3) 琵琶湖の河川保全区域は、河川区域より10m以内の堤内の土地

出典：「河川保全区域の指定」（昭和42年滋賀県告示第464号）

「滋賀県湖東土木管内図」（令和4年1月、湖東土木事務所）

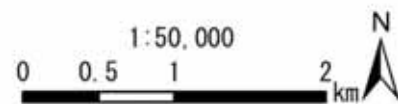


図 3.3-25 調査区域における河川保全区域が設定されている河川・湖沼位置図

### 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）では、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができる。本法による「古都」は、政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村と定義されている。

調査区域および対象事業実施区域は古都に指定されておらず、調査区域および対象事業実施区域には、歴史的風土保存区域は指定されていない。

### 彦根市景観条例（平成7年彦根市条例第26号）

彦根市景観条例（平成7年彦根市条例第26号）では、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域を指定することができる。彦根市は全域が景観計画区域に指定されている。

彦根市では自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続しているため、5つの特性をもつ景観の地域に区分し、「景観形成地域」としているとともに、その他の3つの景観地域区分を「景観ゾーン」としている。調査区域には、琵琶湖・内湖景観形成地域および朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域が指定されているところもあるが、対象事業実施区域およびその周辺は、田園集落景観ゾーンに指定されている。調査区域の景観形成地域の概要を表3.3-33に、景観計画区域および景観形成地域位置図を図3.3-26に示す。

表 3.3-33 調査区域の景観形成地域の概要

区域・地域区分		景観形成の方針
景観計画区域	田園集落景観ゾーン	①地域の歴史的な景観核として保全・育成する。 ②田園や自然緑地と調和し一体となった景観形成を図る。 ③やすらぎとうるおいに満ち親密感のあるまちなみを形成する。
	市街地景観ゾーン	①緑豊かなうるおいとゆとりのある環境形成を図る。 ②地域特性に配慮し個性的なまちなみを形成する。 ③住宅地としての親しみやすい文化的環境を形成する。
景観形成地域	琵琶湖・内湖景観形成地域	①湖を取り巻く一体的な景観形成を図る。 ②水辺固有の自然環境を保全・育成する。 ③湖に親しむ水辺環境を創出する。
	朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域	①個性的な道路空間を創出する。 ②親しみのもてる快適な道路環境を形成する。 ③連続感と統一感のある軸線を形成する。

出典：「彦根市景観計画」（平成19年6月、彦根市）

### ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）では、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域を指定することができる。滋賀県全域（景観行政団体である市町の区域を除く）が景観計画区域に指定されている。なお、景観行政団体である彦根市については、上記の彦根市景観計画により別途指定されている。

滋賀県では、景観計画区域における特に景観上重要な地域・区域として、「琵琶湖景観形成地域」、「琵琶湖景観形成特別地区」、「沿道景観形成地区」、「河川景観形成地区」を指定しているが、調査区域はこれらの景観形成地域、景観形成特別地区、景観形成地区は指定されていない。調査区域の景観計画区域および景観形成地域位置図を図3.3-26に示す。





図 3.3-26 調査区域の景観計画区域および景観形成地域位置図

### **農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）では、農業振興地域整備基本方針に基づき都道府県知事により定められた農業振興地域のうち、県知事および市長が農用地等として利用すべき土地の区分を「農用地区域」としている。農用地区域では、農地以外の用途に転ずる（農地転用）に際しては、農地法（昭和27年法律第229号）による制限があるとされる。

調査区域および対象事業実施区域には、農用地区域が指定されている。調査区域の農用地区域位置図を図3.3-27に示す。

### **国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）**

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）では、国の所有する森林原野であって、国において森林経営の用に供し、または供すると決定したもの、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、国有財産法（昭和23年法律第73号）の普通財産となっているものを「国有林野」としている。

調査区域および対象事業実施区域には、国有林野は指定されていない。

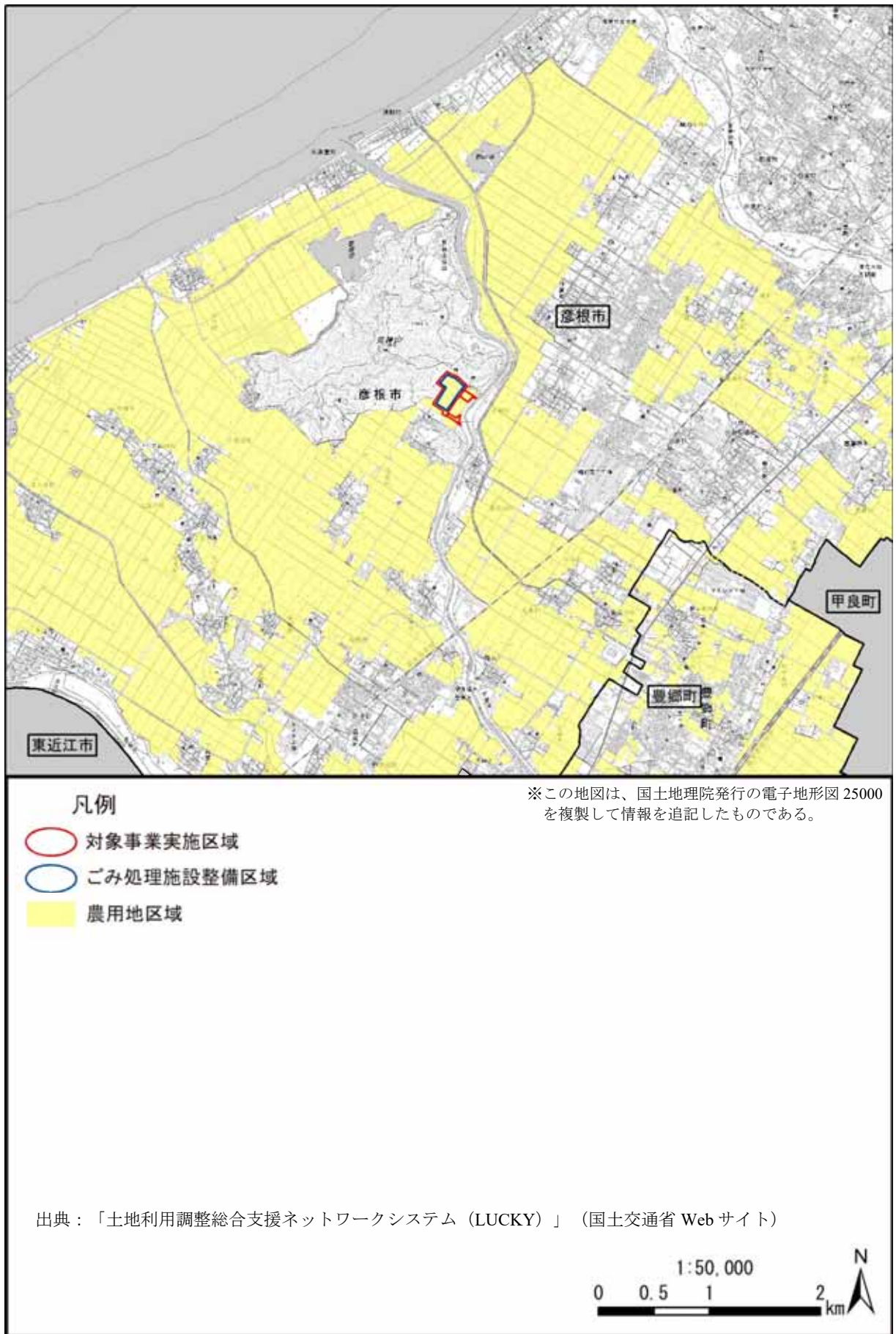


図 3.3-27 調査区域の農用地区域位置図

(3) 公害の防止に係る規制の状況

対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 3.3-34に示す。

表 3.3-34 対象事業実施区域および調査区域の法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無	
			対象事業実施区域	調査区域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	○	○
		廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準	○	○
	大気汚染防止法	排出基準（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀）、総量規制基準（硫黄酸化物）	○	○
	滋賀県公害防止条例	上乘せ基準	×	×
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	○	○	
騒音	環境基本法	環境基準	○	○
	騒音規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業） 要請限度	○ ○	○ ○
振動	振動規制法	規制基準（特定工場等、特定建設作業）	○	○
		要請限度	○	○
悪臭	悪臭防止法	規制基準（敷地境界線、排出口、排水、臭気指数）	○	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、水質排出基準（ダイオキシン類）	○	○
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制）	○	○
		地下浸透基準	○	○
	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	排水基準（上乘せ基準）	○	○
	滋賀県公害防止条例	排水基準（上乘せ基準、横出し基準、横出し施設）	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	総量規制基準	○	○
下水道法	下水道法	排除基準	○	○
	彦根市下水道条例	排除基準	○	○
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準（特定有害物質）	○	○
その他	滋賀県建築基準法条例	日影規制	×	○
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	○	○

## 1) 大気汚染

### 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

大気の汚染に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第25号）は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。大気汚染に係る環境基準を表3.3-35に示す。

表 3.3-35 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年環境庁告示第73号）
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM) 注1)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
光化学オキシダント (Ox) 注2)	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第4号、最終改正：平成8年環境庁告示第74号）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年環境省告示第100号）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年環境省告示第33号）

注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。

注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注3) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

注4) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。

注5) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

また、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）および土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 3.3-36に示す。

表 3.3-36 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6 以下

注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2) 基準値は年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号、最終改正：平成21年環境省告示第11号）

### 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく総量規制および大気排出基準等

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき、工場および事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められているが、工場または事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあっては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場または事業場において総量規制基準が定められている。調査区域には、大気汚染防止法に基づき総量規制基準が定められた区域はない。

また、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）においては大気汚染防止法上の対象施設を拡大、大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第59号）では上乘せ排出基準が定められており、規制の強化が図られている。なお、本事業はいずれの条例の対象施設にも該当しない。

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の排出の規制基準を表 3.3-37に、ばいじんの排出の規制基準を表 3.3-38に、有害物質（塩化水素）の排出の規制基準を表 3.3-39に、有害物質（窒素酸化物）の排出の規制基準を表 3.3-40に、有害物質（水銀）の排出の規制基準を表 3.3-41に示す。

表 3.3-37 硫黄酸化物の規制基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} H_e^2$ q:硫黄酸化物の量 (N m <sup>3</sup> /時) K:地域ごとに定められた値 (彦根市 14.5、豊郷町 17.5) H <sub>e</sub> :補正された排出口の高さ (m)

出典：「大気汚染防止法施行規則」

(昭和46年厚生省・通産省令第1号、最終改正：令和4年号外環境省令第4号)

表 3.3-38 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g/N m <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	4,000 以上	0.04
		2,000 以上 4,000 未満	0.08
		2,000 未満	0.15
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m <sup>3</sup> 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21-O_n}{21-O_s} \cdot C_s$ C : ばいじんの量 (g) On : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) Os : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあつては 20% とする) Cs : JIS Z 8808 により測定されたばいじんの量 (g/N m <sup>3</sup> )			

出典：「大気汚染防止法施行規則」

(昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 4 年号外環境省令第 4 号)

表 3.3-39 有害物質 (塩化水素) の排出基準

施設	規模	許容限度 (mg/N m <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	700
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m <sup>3</sup> 中の塩化水素の量とする。 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。 $C = \frac{9}{21-O_s} \cdot C_s$ C : 塩化水素の量 (mg) Os : 排出ガス中の酸素濃度 (%) Cs : JIS K 0107 に定める方法により測定された塩化水素の量 (mg/Nm <sup>3</sup> )		

出典：「大気汚染防止法施行規則」

(昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 4 年号外環境省令第 4 号)

表 3.3-40 有害物質 (窒素酸化物) の排出基準

施設	規模	排出ガス量 (万 N m <sup>3</sup> /時)	許容限度 (cm <sup>3</sup> /N m <sup>3</sup> )	
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの (連続炉に限る。)	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	すべて	450	
廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの (連続炉に限る。)		4 未満	700	
上記外の廃棄物焼却炉		連続炉	すべて	250
		連続炉以外	4 未満	250
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m <sup>3</sup> 中の窒素酸化物の量とする。 2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。 $C = \frac{21-O_n}{21-O_s} \cdot C_s$ C : 窒素酸化物の量 (cm <sup>3</sup> ) On : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) Os : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあつては 20% とする) Cs : JIS K 0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> )				

出典：「大気汚染防止法施行規則」

(昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 4 年号外環境省令第 4 号)

表 3.3-41 有害物質（水銀）の排出基準

施設	規模	排出基準 (µg /Nm <sup>3</sup> )	
		新規施設	既存施設
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力 200kg/時以上	30	50
備考： 1 既存施設とは、施行日（平成 30 年 4 月 1 日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。 2 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス 1m <sup>3</sup> 中の水銀の量とする。 C：水銀の量 (µg/Nm <sup>3</sup> ) On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12） Os：排出ガス中の酸素濃度 (%) （当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする） Cs：排出ガス中の実測水銀濃度 (µg /Nm <sup>3</sup> ) $C = \frac{21-O_n}{21-O_s} \cdot C_s$			

出典：「大気汚染防止法施行規則」

（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号、最終改正：令和 4 年号外環境省令第 4 号）

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）による大気排出基準等

ダイオキシン類については、表 3.3-42 のとおり、大気排出基準が定められている。

表 3.3-42 ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ /N m <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 50kg/時以上 （廃棄物焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計、焼却能力の合計とする）	4,000 以上	0.1
		2,000 以上 4,000 未満	1
		2,000 未満	5
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。 C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ) On：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12） Os：排出ガス中の酸素濃度 (%) （当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする） Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ /Nm <sup>3</sup> ) $C = \frac{21-O_n}{21-O_s} \cdot C_s$			

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」

（平成 11 年総理府令第 67 号、最終改正：令和 4 年号外環境省令第 4 号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじんおよび焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじんおよび焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表 3.3-43 に示す。

表 3.3-43 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

単位：ng-TEQ/g

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3 以下

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」

（平成 11 年総理府令第 67 号、最終改正：令和 4 年号外環境省令第 4 号）



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）による構造基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）では、廃棄物焼却施設の構造および維持管理に係る基準が定められている。

廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要を表 3.3-44(1)～(4)に示す。

表 3.3-44(1) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
一	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
三	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
四	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
五	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること
六	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること
七 イ	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること
ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること (1) 燃焼ガスの温度が800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること (2) 燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること (3) 外気と遮断されたものであること (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない
ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること
ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない
リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること (2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること (イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること (ロ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること (イ) 焼成炉中の温度が1000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること (ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること

構造基準  
第4条

表 3.3-44(2) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
構造基準 第4条	ヌ 固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること
	ル 固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 常時換気することができる構造であること (3) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること
	ヲ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	ワ 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日あたりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること (2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	カ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日あたりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること (2) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること (3) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない (4) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (5) 異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること
維持管理基準 第4条の5	一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと
	二 イ ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること
	ロ 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと
	ハ 燃料室中の燃焼ガスの温度を 800℃以上に保つこと
	ニ 焼却灰の熱しやく減量が 10%以下になるように焼却すること
	ホ 運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること
	ヘ 運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと
	ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること
	リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	ヌ 排ガス処理設備・冷却設備にたい積したばいじんを除去すること
ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が 100ppm 以下になるように燃焼すること	
ヲ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録すること	
ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように焼却すること	
カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること	

表 3.3-44(3) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
ヨ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること
レ	ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること
ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと
ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を 1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること
ナ	固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること
ラ	固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料に含まれる水分が 10wt%以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること (2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること
ム	搬入しようとする固形燃料の性状がラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと
ウ	固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、ラの規定の例による
キ	搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること
ノ	保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること
オ	固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を常時換気すること (3) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること
ク	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること (2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること (3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること
ヤ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(ケに掲げる場合を除く。)にあつては、次のとおりとする (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること (2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること
マ	第4条第1項第7号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 保管設備内を定期的に清掃すること (2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること (3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること (4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること (5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること

維持管理基準  
第4条の5

表 3.3-44(4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
維持管理基準 第4条の5	ケ 第4条第1項第7号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を定期的に清掃すること (3) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること (4) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない (5) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること (6) (5) の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていことを確認すること
	フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること
	十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
	十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
	十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること
	十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする
	十四 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと
	十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと
	十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること

出典：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」  
 (昭和46年厚生省令第35号、最終改正：令和3年環境省令第12号)

## 2) 騒音

### 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

騒音に係る基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。騒音に係る環境基準を表3.3-45(1)～(3)に、調査区域の騒音の環境類型のあてはめ図を図3.3-28に示す。調査区域には環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく地域の類型があり、対象事業実施区域はB類型に指定されている。

表 3.3-45(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

単位：dB

地域の類型	基準値 ( $L_{Aeq}$ )	
	昼間	夜間
AA	50 以下	40 以下
A及びB	55 以下	45 以下
C	60 以下	50 以下

注1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時 夜間：22時～翌日の6時

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注6) 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域は、彦根市役所市民環境部生活環境課および豊郷町役場住民生活課に備え置いて一般の縦覧に供する。

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成10年環境庁告示第64号、最終改正：平成24年環境省告示第54号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定」

(平成13年滋賀県告示第196号、最終改正：平成29年滋賀県告示第82号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」

(平成24年4月彦根市告示第84号)

表 3.3-45(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

単位：dB

地域の区分	基準値 ( $L_{Aeq}$ )	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として表3.3-45(3)に掲げるとおりとされている。

表 3.3-45(3) 騒音に係る環境基準（幹線道路を担う道路に近接する区域）

単位：dB

基準値 ( $L_{Aeq}$ )	
昼間	夜間
70 以下	65 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

注 1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時 夜間：22時～翌日の6時

注 2) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路および 4 車線以上の市町村道等をいう。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 道路端から 15m まで

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 道路端から 20m まで

出典：「騒音に係る環境基準について」

(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)

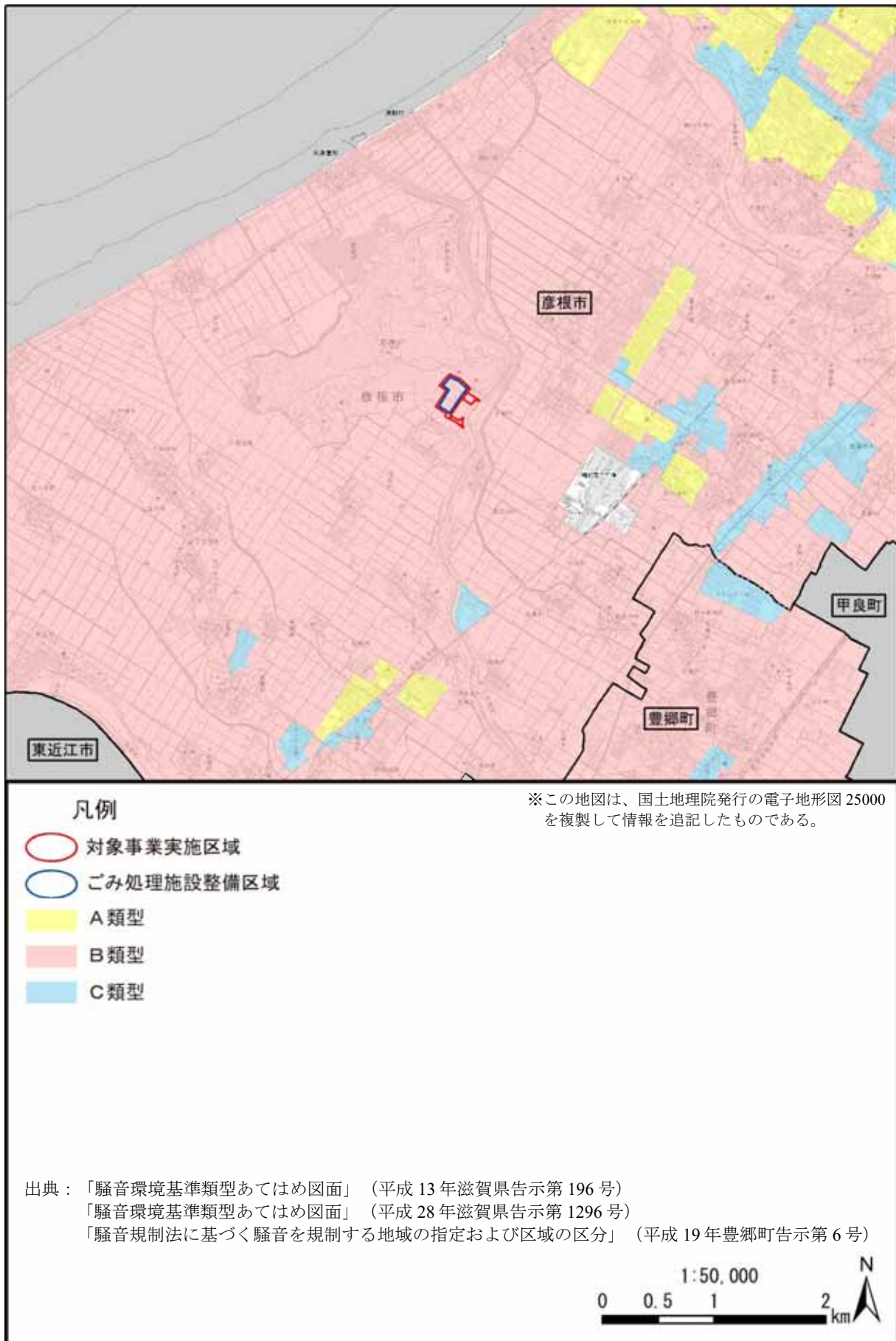


図 3.3-28 調査区域の騒音の環境類型あてはめ図

## 騒音規制法（昭和43年法律第98号）による規制

騒音規制法（昭和43年法律第98号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場または事業場（特定工場等）における騒音、同条第3項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事または一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 3.3-46に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.3-47に、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表 3.3-48に示す。特定工場等において発生する騒音の規制区域の区分図を図 3.3-29に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域の区分図を図 3.3-30に、自動車騒音要請限度の区域の区分図を図 3.3-31に示す。

調査区域には騒音規制法に基づく規制地域があり、対象事業実施区域は特定工場等の規制では第2種区域、特定建設作業の規制では第1号区域、自動車要請限度ではb区域に指定されている。

表 3.3-46 特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位：dB

時間の区分 区域の区分 <sup>注4)</sup>	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

注1) 単位 dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める音圧レベルの計量単位である。

注2) 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

注3) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5の規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の規定にかかわらず、この表からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

注4) 区域の区分は図3.3-29と対応している。なお、当図は、彦根市役所市民環境部生活環境課および豊郷町役場住民生活課に備え置かれた当該地域を表示する図面を書き写したものである。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制基準について」（平成19年彦根市告示第57号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成19年豊郷町告示第7号）



表 3.3-47 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

単位：dB

規制値・規制区域等 区分  特定建設作業の種類	騒音の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1日あたりの 作業時間		同一場所に おける作業時間		日曜日 休日におけ る作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1.くい打機 <sup>注1)</sup> 、くい抜機又はくい打くい抜機 <sup>注2)</sup> を使用する作業 <sup>注3)</sup>	85	19時 ～ 翌日 7時	22時 ～ 翌日 6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
2.びょう打機を使用する作業								
3.さく岩機を使用する作業 <sup>注4)</sup>								
4.空気圧縮機 <sup>注5)</sup> を使用する作業 <sup>注6)</sup>								
5.コンクリートプラント <sup>注7)</sup> 又はアスファルトプラント <sup>注8)</sup> を使用する作業 <sup>注9)</sup>								
6.バックホウ <sup>注10)</sup> を使用する作業 <sup>注13)</sup>								
7.トラクターショベル <sup>注11)</sup> を使用する作業 <sup>注13)</sup>								
8.ブルドーザー <sup>注12)</sup> を使用する作業 <sup>注13)</sup>								
備考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。	原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。			

備考：

1 第1号区域とは、平成19年彦根市告示第58号および平成19年豊郷町告示第6号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域と、第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5の規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。

第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。

2 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

注1) もんけんを除く。

注2) 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3) くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注5) 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。

注6) さく岩機の動力として使用する作業を除く。

注7) 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。

注8) 混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。

注9) モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。

注10) 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。

注11) 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。

注12) 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

注13) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。

注14) 区域の区分は図3.3-30と対応している。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年厚生省・建設省告示1号、最終改正：平成27年環境省告示66号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定について」

（平成19年彦根市告示第58号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」

（平成19年豊郷町告示第8号）

表 3.3-48 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域	75	70

注1) 区域の区分は以下のとおりである。

- a 区域：平成 24 年彦根市告示第 84 号（騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定）および平成 19 年豊郷町告示第 6 号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定）に規定する地域の類型の区分（以下「地域類型区分」という。）のうち、A 類型地域
- b 区域：地域類型区分のうち、B 類型地域
- c 区域：地域類型区分のうち、C 類型地域

注2) 区域の区分は図 3.3-31 と対応している。

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号、最終改正：令和 2 年号外環境省令第 9 号）  
 「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分の指定について」（平成 19 年彦根市告示第 59 号）  
 「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分の指定」（平成 19 年豊郷町告示 9 号）

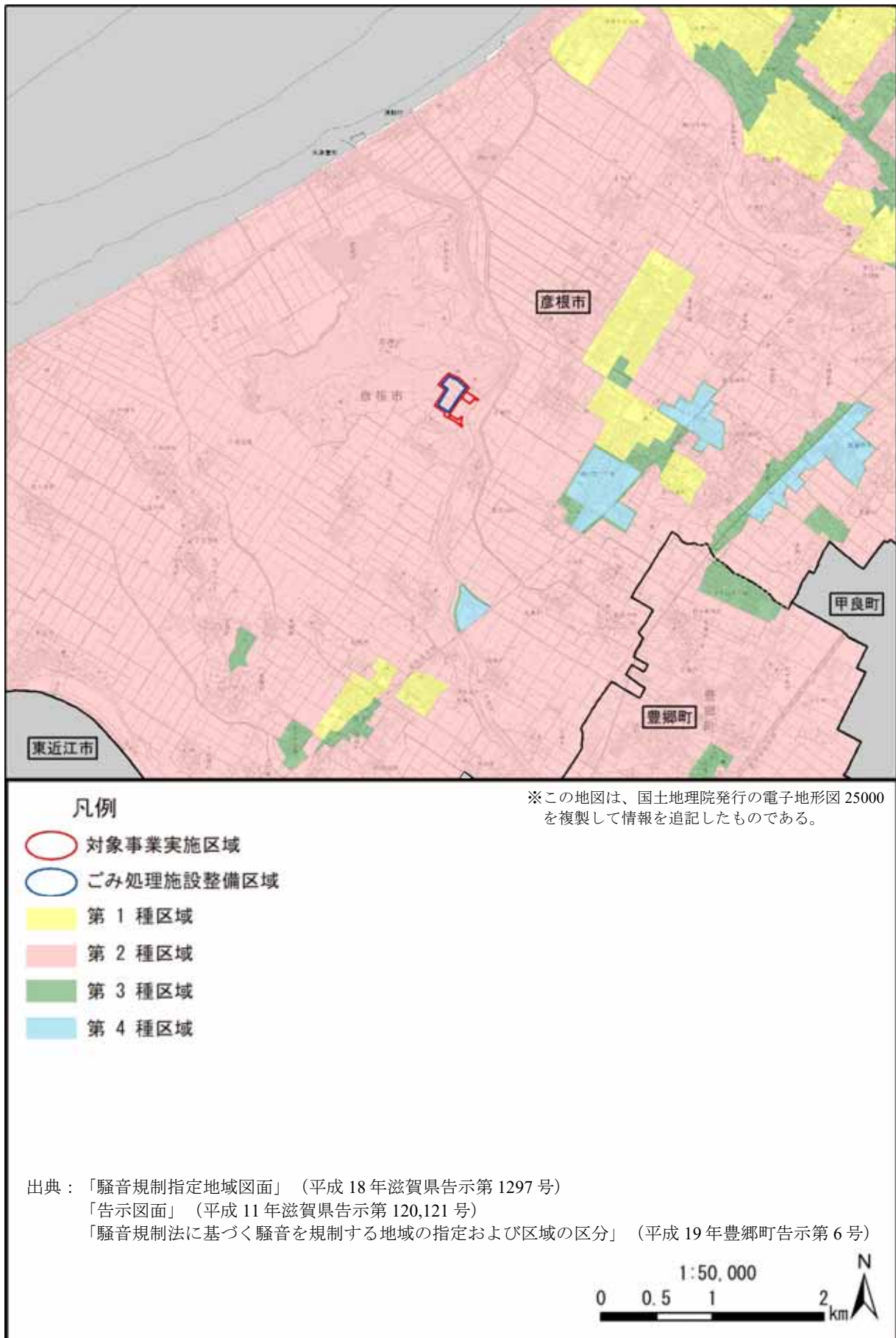


図 3.3-29 調査区域の特定工場等において発生する騒音の規制区域区分図



図 3.3-30 調査区域の特定建設作業において発生する騒音の規制区域区分図

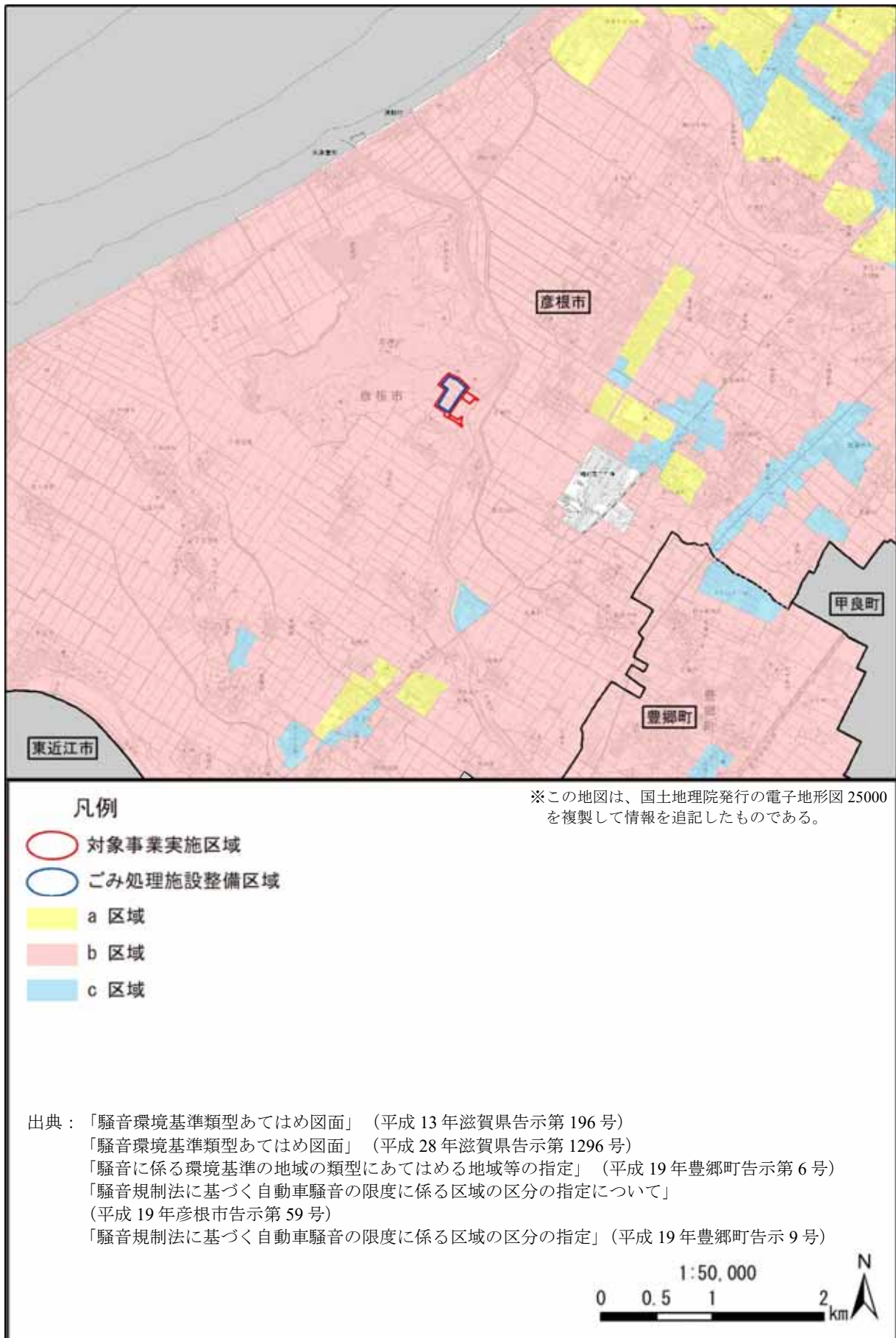


図 3.3-31 調査区域の自動車騒音要請限度の区域区分図

### 3) 振動

#### 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）による規制

振動規制法（昭和51年法律第64号）では、第2条第1項で定めている特定施設を設置する工場または事業場（特定工場等）における振動、同条第3項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事または一般市の長が定めている指定地域での規制基準値が決められている。

また、指定地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる要請限度値も決められている。特定工場等において発生する振動の規制基準を表 3.3-49に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 3.3-50に、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表 3.3-51に示す。調査区域の特定工場等において発生する振動の規制区域の区分図を図 3.3-32に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の区分図を図 3.3-33に、道路交通振動要請限度の区域の区分図を図 3.3-34に示す。

調査区域には振動規制法に基づく規制地域があり、対象事業実施区域は特定工場等の規制では第1種区域、特定建設作業の規制では第1号区域、自動車要請限度では第1種区域に指定されている。

表 3.3-49 特定工場等において発生する振動の規制基準

単位：dB

区域の区分		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域		60	55
第 2 種区域	(I)	65	60
	(II)	70	65

注 1) dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める振動加速度レベルの計量単位である。

注 2) 区域の区分は図 3.3-32 と対応している。なお、当図は、彦根市役所市民環境部生活環境課および豊郷町役場住民生活課に備え置かれた当該地域を表示する図面を書き写したものである。

備考 1.区域の区分を表示する図面は、彦根市役所市民環境部生活環境課および豊郷町役場住民生活課に備え置いて一般の縦覧に供する。

2.第 2 種区域 (I)、第 2 種区域 (II) のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム

3.第 1 種区域に接する第 2 種区域 (II) における当該境界線より 15 メートルの範囲内の規制基準は、当該各欄に定める基準値から 5 デシベルを減じた値とする。ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制基準について」（平成 19 年彦根市告示第 61 号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成 19 年豊郷町告示第 11 号）

表 3.3-50 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

単位：dB

規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類	振動の 大きさ	作業ができない 時間（夜間）		1日あたりの 作業時間		同一場所におけ る作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1.くい打機 <sup>注1)</sup> 、くい抜機 <sup>注2)</sup> 又 はくい打くい抜機 <sup>注3)</sup> を使用 する作業 <sup>注4)</sup>	75	19時 ～ 翌日 7時	22時 ～ 翌日 6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
2.鋼球を使用して破壊する作業								
3.舗装版破砕機を使用する作業 <small>注5)</small>								
4.ブレーカー <sup>注6)</sup> を使用する作 業 <sup>注5)</sup>								
備考	作業場の 敷地境界 における 値	原則として上の 時間に作業を行 ってはなら ない。	原則として1日 において上の時 間を超えて作業 を行ってはなら ない。	原則として上の 期間を超えて作 業を行ってはな らない。	原則として日 曜・休日に作 業を行っては ならない。			

備考 1.第1号区域は、平成19年彦根市告示第62号および豊郷町告示第11号により第1種区域及び第2種区域(Ⅰ)として指定した地域である。

2.第1号区域は、前項に掲げる区域を除いた区域における次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- なお、関係図面は、彦根市役所市民環境部生活環境課および豊郷町役場住民生活課に備え置いて一般の縦覧に供する。

注1) もんけんを除く。

注2) 油圧式くい抜き機を除く。

注3) 圧入式くい打くい抜機を除く。

注4) くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注5) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注6) 手持式のものを除く。

注7) dBとは、計量法（平成4年法律第51号）に定める振動加速度レベルの計量単位である。

注8) 区域の区分は図3.3-33と対応している。なお、当図は、彦根市役所市民環境部生活環境課および豊郷町役場住民生活課に備え置かれた当該地域を表示する図面を書き写したものである。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：令和3年号外環境省令第3号）

「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域の指定について」

（平成19年彦根市告示第62号）

「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域の指定」（平成19年豊郷町告示第12号）

表 3.3-51 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	平成 19 年彦根市告示 61 号（特定工場等において発生する振動の規制基準）および平成 19 年豊郷町告示第 11 号（特定工場等において発生する振動の規制基準について）に規定する第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	平成 19 年彦根市告示 61 号（特定工場等において発生する振動の規制基準）および平成 19 年豊郷町告示第 11 号（特定工場等において発生する振動の規制基準について）に規定する第 2 種区域 (I) 及び第 2 種区域 (II)	70	65

注) 区域の区分は図 3.3-34 と対応している。

備考：1.dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める振動加速度レベルの計量単位である。

2.振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

3.振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間あたり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

4.振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年号外環境省令第 3 号）

「道路交通振動の限度に係る区域および時間の指定について」（平成 19 年彦根市告示第 63 号）

「道路交通振動の限度に係る区域および時間の指定」（平成 19 年豊郷町告示第 13 号）





図 3.3-32 調査区域の特定工場等において発生する振動の規制区域区分図



図 3.3-33 調査区域の特定建設作業において発生する振動の規制区域区分図



図 3.3-34 調査区域の道路交通振動要請限度の区域区分図

#### 4) 悪臭

##### 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）による規制

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等22物質の特定悪臭物質濃度による規制または多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による規制を行うことされており、彦根市および豊郷町では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。また、彦根市では敷地境界における臭気指数について規制基準が定められている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は22物質が定められている。また、工場その他の事業場の気体排出口においては流量による規制基準、事業場から排出される排出水中の濃度に係る規制基準がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表 3.3-52(1)～(2)、彦根市の臭気指数に係る規制基準を表 3.3-53、悪臭規制地域の区分図を図 3.3-35に示す。

調査区域には悪臭防止法に基づく規制地域に指定されている地域があり、対象事業実施区域は悪臭規制地域（第2種地域）に指定されている。

表 3.3-52(1) 悪臭防止法に基づく規制基準

[敷地境界線] 単位：ppm

特定悪臭物質	規制基準
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

備考：規制地域を表示する図面は、彦根市役所市民環境部生活環境課および豊郷町役場住民生活課に備え置いて一般の縦覧に供する。

出典：「悪臭防止法施行規則」

（昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和3年号外環境省令第3号）

「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定について」（平成19年彦根市告示第64号）

「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定」（平成19年豊郷町告示第14号）

表 3.3-52(2) 悪臭防止法に基づく規制基準

[排出口]

<p>1 特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。</p> $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>ここで、 q : 流量(Nm<sup>3</sup>/時)                  He : 補正された排出口の高さ(m)                  Cm : 特定悪臭物質の規制基準(ppm)</p> <p>次項に規定する方法により補正された排出口の高さが五メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。</p>	
<p>2 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。</p> $He=Ho+0.65(Hm+Ht)$ $Hm=(0.795\sqrt{(Q \cdot V)}) / (1+(2.58/V))$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-288) \cdot \{2.30 \log J + (1/J) - 1\}$ $J=(1/\sqrt{(Q \cdot V)}) \times \{1460 - 296 \times (V/(T-288))\} + 1$ <p>これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>He : 補正された排出口の高さ(m)                  Ho : 排出口の実高さ(m)                  Q : 温度十五度における排出ガスの流量(m<sup>3</sup>/秒)                  V : 排出ガスの排出速度(m/秒)                  T : 排出ガスの温度(K)</p>	
特定悪臭物質	メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。

[排水水]

<p>特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。</p> $CLm=k \times Cm$ <p>この式において、CLm、k及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>CLm : 排水水中の濃度(mg/L)                  k : 下表に掲げる特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに定められた値(mg/L)                  Cm : 特定悪臭物質の規制基準(ppm)</p>		
特定悪臭物質	アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。	
特定悪臭物質の種類及び当該事業場から敷地外に排出される排水の量ごとに定められた値(k)		
項目	事業場から敷地外に排出される排水の量	mg/L
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	16
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	3.4
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	5.6
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	1.2
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	32
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	6.9
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	63
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	14
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	2.9

出典：「悪臭防止法施行規則」

(昭和47年総理府令第39号、最終改正：令和3年号外環境省令第3号)

「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定について」

(平成19年彦根市告示第64号)

「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定」

(平成19年豊郷町告示第14号)

表 3.3-53 臭気指数に係る規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	10	12	13

注) 区域の区分は図 3.3-35 と対応している。なお、当図は、彦根市役所市民環境部生活環境課に備え置かれた当該地域を表示する図面を書き写したものである。

備考：区域の区分を表示する図面は、彦根市役所市民環境部生活環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

出典：「悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定および規制基準の設定について」（平成 19 年彦根市告示第 64 号）

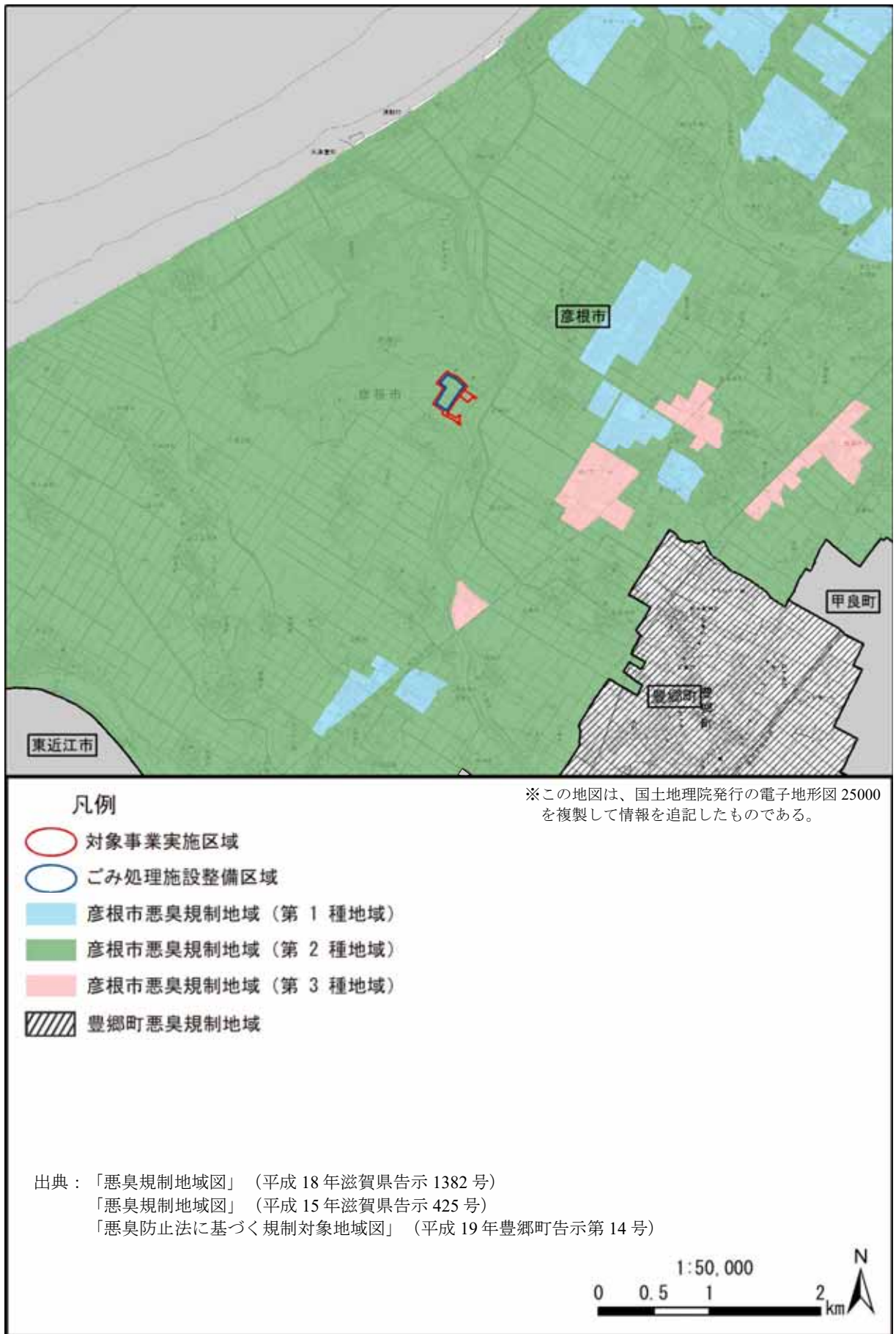


図 3.3-35 調査区域の悪臭規制地域区分図

## 5) 水質汚濁

### 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準および生活環境の保全に関する環境基準が定められている。調査区域を流れる犬上川および愛知川は河川のAA類型に、宇曾川は河川のB類型に、琵琶湖は湖沼のAA類型に指定されている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表 3.3-54～表 3.3-59に、調査区域の水質基準の類型指定河川位置図を図 3.3-36に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.3-60に示す。

表 3.3-54 人の健康の保護に関する環境基準

単位：mg/L

項目	基準値
カドミウム	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下
砒素	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
チウラム	0.006 以下
シマジン	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下
セレン	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 <sup>注4)</sup>	10 以下
ふっ素	0.8 以下
ほう素	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年環境省告示第62号）



表 3.3-55 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】  
（利用目的の適応性に対する基準）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	20以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	300以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	1,000以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2以上	—

注1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。

注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3) 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。

注4) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない

注5) 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注6) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年環境庁告示第59号、最終改正：令和3年環境省告示第62号）

表 3.3-56 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】  
（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号）

表 3.3-57 生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	20 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	300 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 以上	—

注 1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の  $0.9 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$  が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。

注 2) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注 3) 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注 4) 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない

注 5) 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100mL 以下とする。

注 6) 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注 7) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2,3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等栄養湖型の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号）

表 3.3-58 生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 以下	0.005 以下
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 以下	0.01 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 以下	0.03 以下
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6 以下	0.05 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 以下	0.1 以下

注 1) 基準値は、年間平均値とする。

注 2) 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

注 3) 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注 4) 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号）

表 3.3-59 生活環境の保全に関する環境基準【湖沼】  
(水生生物の生息状況の適応性に対する基準)

単位：mg/L

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

注) 基準値は、日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 3 年環境省告示第 62 号)

表 3.3-60 地下水の水質汚濁に係る環境基準

単位：mg/L

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
クロロエチレン <sup>注)</sup>	0.002 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
備考			
1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2.「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4.1、2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			
注) 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」

(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年環境省告示第 63 号)



図 3.3-36 調査区域の水質基準の類型指定河川位置図

### ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準を表 3.3-61 に示す。水質（水底の底質の汚染を除く。）は年間平均値1pg-TEQ/L以下、水底の底質は150pg-TEQ/g以下と定められている。

表 3.3-61 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

単位：pg-TEQ/L

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1 以下
	水底の底質	150 以下

注 1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2) 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4) 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号）

### 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等に基づく排水基準等

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）では、汚水または廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場または事業場（特定事業場）で、公共用水域に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準と水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乗せ基準および地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用される。

滋賀県における上乗せ基準としては、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）があり、有害物質に係る上乗せ基準を設けている。生活環境項目については、業種別、排水規模別の上乗せ基準を設け、日平均排出量10m<sup>3</sup>以上の特定事業場を対象まで裾下げを行い、水質汚濁防止法の規制対象より小規模な事業場まで規制対象としている。本条例の上乗せ排水基準は本事業に適用される。

滋賀県における横出し基準としては、滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）によりアンチモン含有量は横出し項目として定め、水質汚濁防止法で定められた特定施設以外にも規制対象となる特定施設を横出し施設として定めている。本事業（一般廃棄物処理施設である焼却施設）には、横出し項目のアンチモン含有量の排水基準が適用される。

なお、水質汚濁防止法により、人口および産業の集中等のため、排水規制のみでは閉鎖性水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、調査区域は総量規制の指定地域に指定されていない。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準を表 3.3-62 に、生活環境に係る排水基準を表 3.3-63 に示す。

表 3.3-62 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

単位：mg/L

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	滋賀県公害防止条例
カドミウム及びその化合物	0.03	0.01	0.01
シアン化合物	1	0.1	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1	（有機燐化合物のうちパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン） 検出されないこと	（有機燐化合物のうちパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン） 検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1		0.1
六価クロム化合物	0.5	0.05	0.05
砒素及びその化合物	0.1	0.05	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005		0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003
トリクロロエチレン	0.1		0.1
テトラクロロエチレン	0.1		0.1
ジクロロメタン	0.2		0.2
四塩化炭素	0.02		0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04
1,1-ジクロロエチレン	1		1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3		3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02
チウラム	0.06		0.06
シマジン	0.03		0.03
チオベンカルブ	0.2		0.2
ベンゼン	0.1		0.1
セレン及びその化合物	0.1		0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の 公共用水域：10		海域以外の 公共用水域：10
	海域：230		規定なし
ふっ素及びその化合物	海域以外の 公共用水域：8		海域以外の 公共用水域：8
	海域：15		規定なし
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100		アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100
1,4-ジオキサン	0.5		0.5

注）網掛けは、本事業において適用される排水基準を示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和3年号外環境省令第16号）

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」

（昭和47年滋賀県条例第58号、最終改正：平成20年滋賀県条例第27号）

「滋賀県公害防止条例施行規則」

（昭和48年滋賀県規則第10号、最終改正：令和3年滋賀県規則第69号）

表 3.3-63 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）

項目	許容限度								
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例				滋賀県公害防止条例			
		日平均排出量(m <sup>3</sup> )				日平均排出量(m <sup>3</sup> )			
		10 ～ 30	30 ～ 50	50 ～ 1000	1000 以上	10 ～ 30	30 ～ 50	50 ～ 1000	1000 以上
水素イオン濃度(水素指数)(pH) (海域以外の公共用水域に排出されるもの)	5.8以上 8.6以下	6.0以上 8.5以下				6.0以上 8.5以下			
生物化学的酸素要求量(BOD)(mg/L)	160 (日間平均 120)	30	30	30	30	30	30	30	30
化学的酸素要求量(COD)(mg/L)	160 (日間平均 120)	30	30	30	30	30	30	30	30
浮遊物質(SS)(mg/L)	200 (日間平均 150)	90	90	70	70	90	90	70	70
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(mg/L)	5	5				5			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)(mg/L)	30	20				20			
フェノール類含有量(mg/L)	5	1				1			
銅含有量(mg/L)	3	1				1			
亜鉛含有量(mg/L)	2	1				1			
溶解性鉄含有量(mg/L)	10	10				10			
溶解性マンガン含有量(mg/L)	10	10				10			
クロム含有量(mg/L)	2	0.1				0.1			
アンチモン含有量(mg/L)	—	—				0.05			
大腸菌群数(個/cm <sup>3</sup> )	日間平均 3,000	日間平均 3,000				日間平均 3,000			
窒素含有量(mg/L)	120 (日間平均 60)	45	25	20	20	—			
燐含有量(mg/L)	16 (日間平均 8)	6	4	3	2	—			

備考

- 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 水質汚濁防止法に基づく排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例においては、滋賀県の区域に属する公共用水域のうち、河川法の規定の適用を受ける琵琶湖および淀川のうち瀬田川洗堰より上流の区域ならびにこれらに流入する公共用水域が対象となる。また、日平均排水量 10m<sup>3</sup>以上の特定事業場が対象となる。
- この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日平均値とする。

注) “—”は基準値が設定されていないことを示す。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和3年号外環境省令第16号）

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」

(昭和47年滋賀県条例第58号、最終改正：平成20年滋賀県条例第27号)

「滋賀県公害防止条例施行規則」（昭和48年滋賀県規則第10号、最終改正：令和3年滋賀県規則第69号）



さらに、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。水質汚濁防止法および滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）に基づく地下水の浸透基準を表 3.3-64に示す。

表 3.3-64 水質汚濁防止法および滋賀県公害防止条例施行規則に基づく地下水の浸透基準

単位：mg/L

項目	浸透基準
カドミウム及びその化合物	0.001
シアン化合物	0.1
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	0.1
鉛及びその化合物	0.005
六価クロム化合物	0.04
砒素及びその化合物	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005
アルキル水銀化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
クロロエチレン (別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.0002
四塩化炭素	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン及びその化合物	0.002
ほう素及びその化合物	0.2
ふっ素及びその化合物	0.2
1,4-ジオキサン	0.005
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物 0.7 亜硝酸性化合物 0.2 硝酸性化合物 0.2

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」

(平成元年環境庁告示第39号、最終改正：平成13年環境省告示第35号)

「滋賀県公害防止条例施行規則」

(昭和48年滋賀県規則第10号、最終改正：令和3年滋賀県規則第69号)

### ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、水質基準適用施設を設置する工場または事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。また、廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）により定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表 3.3-65に示す。

表 3.3-65 ダイオキシン類の水質排出基準

単位：pg-TEQ/L

項目	排出基準
ダイオキシン類	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」  
 （平成 11 年環境庁告示第 67 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号）  
 「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」  
 （平成 12 年総理府・厚生省令第 2 号）

### 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）に基づく汚濁負荷量規制基準

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）では、指定湖沼の集水域において、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に定める特定施設で、政令で定める施設以外のもの（湖沼特定施設）を設置する工場または事業場（湖沼特定事業場）から公共用水域に排出される水の汚濁負荷量について、湖沼水質保全計画に基づき、規制基準を定めることとしている。滋賀県では、化学的酸素要求量、窒素含有量および燐含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定（平成20年滋賀県告示第220号）により、汚濁負荷量の規制基準が定められている。湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量の総量規制基準を表 3.3-66に示す。

表 3.3-66 汚濁負荷量の総量規制基準

汚濁負荷量算出	$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$ この式において、L、Q、aおよびbは、それぞれ次の値を表すものとする。 L 排水が許容される汚濁負荷量(kg/日) Q 排水の量(m <sup>3</sup> /日) aおよびb それぞれ下表のとおりとする。				
区分	1日の平均的な排水量の総量 (m <sup>3</sup> )	a 値			b 値
		化学的酸素要求量	窒素含有量	燐含有量	
その他の業種	50以上1,000未満	38.5	25.7	3.85	0.94
	1,000以上			3.08	

出典：「化学的酸素要求量、窒素含有量および燐含有量に係る汚濁負荷量規制基準の決定」  
 （平成 20 年滋賀県告示第 220 号、最終改正：平成 20 年滋賀県告示第 431 号）

### 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等に基づく下水排除基準

下水道法（昭和33年法律第79号）では、特定施設を設置する工場または事業場（特定事業場）から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

施設排水については、下水道放流を行う計画であることから、彦根市下水道条例（平成2年彦根市条例第31号）の適用を受ける。下水道法および彦根市下水道条例に基づく排除基準を表 3.3-67に示す。

表 3.3-67 下水道法および彦根市下水道条例に基づく排除基準

項目	下水道法施行令	彦根市下水道条例
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03 以下	—
シアン化合物 (mg/L)	1 以下	—
有機燐化合物 (mg/L)	1 以下	—
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	—
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5 以下	—
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	—
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005 以下	—
アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003 以下	—
トリクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下	—
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下	—
ジクロロメタン (mg/L)	0.2 以下	—
四塩化炭素 (mg/L)	0.02 以下	—
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04 以下	—
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06 以下	—
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02 以下	—
チウラム (mg/L)	0.06 以下	—
シマジン (mg/L)	0.03 以下	—
チオベンカルブ (mg/L)	0.2 以下	—
ベンゼン (mg/L)	0.1 以下	—
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	—
ほう素及びその化合物 (mg/L)	10 以下	—
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8 以下	—
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.5 以下	—
フェノール類 (mg/L)	5 以下	—
銅及びその化合物 (mg/L)	3 以下	—
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2 以下	—
鉄及びその化合物 (溶解性) (mg/L)	10 以下	—
マンガン及びその化合物 (溶解性) (mg/L)	10 以下	—
クロム及びその化合物 (mg/L)	2 以下	—
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10 以下	—
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380 未満	—
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満	—
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	600 未満 (5 日間)	1,200 未満 (5 日間)
浮遊物質 (mg/L)	600 未満	1,200 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
鉱油類含有量 (mg/L)	5 以下	—
動植物油脂類含有量 (mg/L)	30 以下	—
窒素含有量 (mg/L)	240 未満	120 未満 (日間平均値)
燐含有量 (mg/L)	32 未満	20 未満 (日間平均値)

備考 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法もしくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項もしくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について本表の基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、本表の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

注) “—”は排除基準が設定されていないことを示す。

出典：「下水道法施行令」(昭和34年政令第147号、最終改正：令和3年号外政令第296号)

「彦根市下水道条例施行規則」

(平成2年彦根市条例規則第33号、最終改正：令和3年彦根市条例規則第78号)

## 6) 土壌汚染

### 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえて、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものととして設定されたものである。水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米または土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準を表 3.3-68に示す。

表 3.3-68 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」

(平成3年環境庁告示第46号、最終改正：平成31年環境省告示第48号)

「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」(令和2年環境省告示第44号)

### ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を定めている。ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 3.3-69に示す。環境基準は、1,000pg-TEQ/g以下と定められている。

表 3.3-69 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

単位：pg-TEQ/g

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号）

### 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく指定基準

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）では、地下水の摂取等によるリスクの観点から25物質について土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら25物質のうち9物質について土壌含有量基準が設定されている。

土壌汚染状況調査の結果、当該基準を超えていた場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域または形質変更時要届出区域に指定することとなる。土壌汚染に係る規制基準を表 3.3-70に示す。

表 3.3-70 土壤汚染に係る規制基準

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
特定有害物質 (土壤汚染対策法)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	—	0.002 以下	0.02 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
		1,1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1 以下	1 以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
		1,3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002 以下	0.02 以下
		ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02 以下	0.2 以下
		テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01 以下	0.1 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
		(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下
	六価クロム化合物		六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
	シアン化合物		遊離シアン 50 以下	シアンが検出 されないこと	シアン 1 以下
	水銀及びその化合物		水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
	うちアルキル水銀			検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物		セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
	鉛及びその化合物		鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
	砒素及びその化合物		砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
	ふっ素及びその化合物		ふっ素 4,000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
	ほう素及びその化合物		ほう素 4,000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
	(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン (CAT)	—	0.003 以下	0.03 以下
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下
		チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02 以下	0.2 以下
		PCB (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003 以下
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと	1 以下

注1) mg/kg (土壤1キログラムにつきミリグラム) mg/L (検液1Lにつきミリグラム)

注2) “—”は基準が設定されていないことを示す。

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号、最終改正：令和4年号外環境省令第6号)

## 7) その他

### 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）に基づく日影規制

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、対象区域および日影時間の指定について定めている。対象区域および日影時間の指定を表3.3-71に示す。

対象事業実施区域は、用途地域の指定のない区域に該当する。

表 3.3-71 対象区域および日影時間の指定

対象区域				
都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により都市計画において建築物の面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	制限を受ける建築物	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第1種低層住居専用地域	10分の5の割合の区域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	3時間（道の区域内にあつては、2時間）	2時間（道の区域内にあつては、1.5時間）
	10分の6の割合の区域			
	10分の8の割合の区域		4時間（道の区域内にあつては、3時間）	2.5時間（道の区域内にあつては、2時間）
	10分の10の割合の区域			
第2種低層住居専用地域および田園住居地域	10分の6の割合の区域	高さ10mを超える建築物	3時間（道の区域内にあつては、2時間）	2時間（道の区域内にあつては、1.5時間）
	10分の8の割合の区域			
	10分の10の割合の区域		4時間（道の区域内にあつては、3時間）	2.5時間（道の区域内にあつては、2時間）
	10分の15の割合の区域			
第1種中高層住居専用地域	10分の10の割合の区域	高さ10mを超える建築物	3時間（道の区域内にあつては、2時間）	2時間（道の区域内にあつては、1.5時間）
	10分の15の割合の区域			
	10分の20の割合の区域		4時間（道の区域内にあつては、3時間）	2.5時間（道の区域内にあつては、2時間）
第2種中高層住居専用地域	10分の20の割合の区域		4時間（道の区域内にあつては、3時間）	2.5時間（道の区域内にあつては、2時間）
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域および近隣商業地域	10分の20の割合の区域		5時間（道の区域内にあつては、4時間）	3時間（道の区域内にあつては、2.5時間）
用途地域の指定のない区域	10分の10の割合の区域		5時間（道の区域内にあつては、4時間）	3時間（道の区域内にあつては、2.5時間）

出典：「建築基準法」（昭和25年法律第201号、最終改正：令和3年号外法律第44号）

「滋賀県建築基準条例」（昭和47年滋賀県条例第26号、最終改正：令和4年滋賀県条例第23号）

### 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づく届出

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）では、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に合致する事業者が、環境中への排出量および廃棄物としての移動量についての届出を義務付けられている。本事業では、今後の施設計画を踏まえて、対象事業に該当する場合は届出を行う必要がある。

#### (4) 環境保全に関する計画等

##### 第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月）

滋賀県では、平成8年3月に制定された滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）に基づき、平成9年9月に「滋賀県環境総合計画」が策定され、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。本計画は法令や社会情勢の変化を踏まえながら5年ごとに見直しが行われており、平成31年3月に「第五次滋賀県環境総合計画」が策定された。

本計画においては、滋賀県の目指す将来の姿を「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」とし、施策展開の3つの視点として、①共生、②「守る」「活かす」「支える」、③協働をあげ、4つの施策の柱のもと、分野ごとに施策の方向性を定めている。なお、具体的な施策については参考指標を設け、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価することとされている。本計画の概要を表 3.3-72に示す。

表 3.3-72 第五次滋賀県環境総合計画の概要

項目	概要
計画期間	2019～2030年度（12年間） ※必要に応じて見直しを実施
計画の目標	環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築
施策の方向性	1.琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用 2.気候変動への対応・環境負荷の低減 3.持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着 4.国際的な協調と協力



### 第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画（令和3年3月）

彦根市では、彦根市環境基本条例（平成11年彦根市条例第1号）の規定に基づき、平成13年3月に「彦根市環境基本計画および地域行動計画」が策定された。その後多様化する環境問題や社会・経済の情勢の変化に合わせ、「第2期彦根市環境基本計画および地域行動計画」が平成23年3月に策定された。さらに、第2期計画策定から10年が経過し、多様化・深刻化する環境問題に対応するために「第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画」が令和3年3月に策定された。

本計画では、彦根市の良好な環境を保全するための具体的な方針や指針などをとりまとめた「彦根市環境基本計画」と、本市の地球環境保全に関する指針をまとめた計画「地域行動計画」を一体化し、環境保全と地球環境保全の両方を効率的に進めることとする。本計画の概要を表3.3-73に示す。

表 3.3-73 第3期彦根市環境基本計画および地域行動計画の概要

項目	概要
計画期間	2021～2030年度（10年間） ※必要に応じて見直しを実施
目指す環境像	歴史と文化が暮らしにとけこみ ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根 ～川、湖、みどりと歴史のまちを未来へひこね環境SDGs～
基本目標	1.人・自然・文化が調和するまちづくり 2.安全・安心が実感できる快適なまちづくり 3.水や資源の循環が進んだまちづくり 4.未来の地球を守るためのまちづくり 5.参加と連携による人づくり・まちづくり
基本施策と進捗を評価するための指標例	<b>■基本目標 1:</b> 基本施策…水とみどりの保全と活用、生物多様性の保全、彦根らしさの保全と活用 指標例…環境こだわり農業実施面積、外来種の駆除数（県との連携含む）、文化財の保存と活用数{目標：49件（2020年度）→52件（2030年度）}
	<b>■基本目標 2:</b> 基本施策…環境リスクの低減に向けた取組の推進、美しいまちを守るための取組の推進 指標例…管理不全な空き家等および特定空き家等の是正率、ホテルの確認場所数{目標：39件（2019年度）→47件（2030年度）}
	<b>■基本目標 3:</b> 基本施策…3Rの推進、環境にやさしい消費の推進、森・川・里・湖の水のつながりの保全 指標例…市民1人1日当たりのごみ等発生量、リサイクル率、学校給食地産地消率{目標：食材28.1%、重量30.0%（2019年度）→いずれも30.0%（2030年度）}
	<b>■基本目標 4:</b> 基本施策…緩和策の推進、適応策の推進 指標例…市域の温室効果ガス排出量、公共交通機関利用者数{目標：10,659千人/年（2019年度）→10,700千人/年（2030年度）}
	<b>■基本目標 5:</b> 基本施策…人づくり・仕組みづくり、情報の共有化の推進 指標例…広報誌・HPによる環境情報提供数、環境活動における市民・事業者・地域との連携協力数{目標：21回（2019年度）→24回（2030年度）}
地域行動計画（重点行動）テーマ	<b>■年度別テーマ</b> ・荒神山いきものがかりプロジェクト ・歴史と文化の香りを育むプロジェクト 等
	<b>■継続テーマ</b> ・エコチャレひこねの推進 ・生ごみの減量・資源化の推進

滋賀県 CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画（令和4年3月）

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、自然災害や健康被害、生態系への影響など様々な課題を引き起こしており、温室効果ガス排出削減に向けた取組は世界中にひろがっている。

滋賀県においても、琵琶湖や県民生活への脅威が差し迫る中、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ（CO<sub>2</sub> ネットゼロ）を目指す、「しがCO<sub>2</sub> ネットゼロムーブメント・キックオフ宣言」が2020年1月に行われた。

同宣言推進するため、CO<sub>2</sub> ネットゼロに向けた取組を通じ、地域や産業の持続的な発展をも実現する「CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり」を推進し、より豊かな滋賀を次の世代に引き継いでいく、「滋賀県CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画」が令和4年3月に策定された。本計画の概要を表 3.3-74に示す。

表 3.3-74 滋賀県 CO<sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画（令和4年3月）の概要

項目	概要
基本方針	2050年 CO <sub>2</sub> ネットゼロの実現 ～地域や経済の成長につながる CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会の実現～
2030年 の中期 目標	温室効果ガス排出量削減目標 2013年度 1,422万 t-CO <sub>2</sub> ⇒ 2030年度 711万 t-CO <sub>2</sub> (▲50%) (産業部門:▲45% 業務部門:▲60% 家庭部門:▲67% 運輸部門:▲35%)
	再エネ導入目標 2019年度 84.9万 kW (実績) ⇒ 2030年度 176.6万 kW
	温室効果ガス吸収量の目標 【森林】2018年度 44万 t-CO <sub>2</sub> (実績) ⇒ 2030年度 28.4万 t-CO <sub>2</sub> 【農地土壌炭素吸収源対策および都市緑化等の推進】2030年度 2.9万 t-CO <sub>2</sub>
目標達成に向けた 行程	①CO <sub>2</sub> ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換 【2030年度目標】 ・県民1人あたりの CO <sub>2</sub> 排出量 67%削減 ・県内の乗用車の新車販売に占める次世代自動車等の割合 70%
	②自然環境と調和する CO <sub>2</sub> を排出しない地域づくり 【2030年度目標】 ・事業者行動報告書の対象事業者の温室効果ガス排出削減量 50%削減 ・EV・PHV用の充電器設置台数急速充電器 390基普通充電器 1,560基
	③新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出 【2030年度目標】 ・事業者行動報告書の対象事業者の温室効果ガス排出削減貢献量 120万 t-CO <sub>2</sub>
	④資源の地域内循環による地域の活性化 【2030年度目標】 ・モデル的な地域の取組として県が選定する活動の件数 20件以上 ・下水道施設から得られたバイオマスの燃料化による温室効果ガス排出削減の貢献量 8,600t-CO <sub>2</sub>
	⑤革新的なイノベーションの創出 【2030年度目標】 ・イノベーションにつながる新たなプロジェクトの件数 10件以上
	⑥CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会に向けたムーブメントの創出 【2030年度目標】 ・「CO <sub>2</sub> ネットゼロにつながる取組を行っている」と回答する県民の割合 100%
	⑦気候変動への適応 【2030年度目標】 ・「気候変動リスクへの備えができています」と回答する県民の割合 60%
	⑧県における率先実施 【2030年度目標】 ・県庁における温室効果ガス排出量 (2014年度比) 50%削減

### 第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和3年7月）

滋賀県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5に基づき、平成13年に「滋賀県廃棄物処理計画」が策定された。その後、廃棄物処理の現状と課題、将来予測等を踏まえて5年ごとに計画の見直しが行われ、令和3年に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」が策定された。

本計画においては、3つの基本方針を踏まえ、これまでの滋賀県の廃棄物の処理実績に基づく将来予測や国の廃棄物処理法の基本方針、第四次循環型社会形成推進基本計画等に定められた目標を踏まえて削減目標を設定している。また、目標達成に向け、一般廃棄物については県、市町および一部事務組合で構成される廃棄物適正管理協議会で情報交換しながら取り組みを推進し、産業廃棄物については当該行政を所管する大津市と情報交換や連携をとりながら取り組みを推進することとされている。本計画の概要を表3.3-75に示す。

表 3.3-75 第五次滋賀県廃棄物処理計画の概要

項目	概要		
計画期間	2021～2025年度（5年間）		
基本方針	1. 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進 2. 循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進 3. 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進		
計画の目標	■廃棄物の減量に係る目標		
	項目	実績値（2018年）	目標値（2025年）
	1人1日あたりごみ排出量	834g	804g
	1人1日あたり最終処分量	84g	82g
	産廃の最終処分量	10.5万t	9.8万t
	■取組に係る目標		
	項目	実績値（2018年）	目標値
	マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）※	89.4%	85%以上 （計画期間中）
	県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	21箇所	100箇所
	食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合	78.3% （2020年）	80%以上
	「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数	102店	300店
	市町災害廃棄物処理計画の策定率	21.1%	100% （令和6年度までに）
	「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	266,195人	1,200,000人 （計画期間累計）
	優良産廃処理業者認定数	160件	270件
	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	100%	100% （計画期間中）
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	88.9%	85%以上 （計画期間中）	
※実績値は、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」の協定締結事業者のうち、無料配布中止実施事業者の全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割った数値により算出。令和2年7月のレジ袋有料義務化を踏まえ、目標値は、協定締結事業者の全店舗のレジ袋辞退率として算出し、新たな事業者との締結を前提に設定しているため、実績値を下回っている。			

彦根愛知犬上一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和4年3月（令和4年7月改訂））

彦根愛知犬上広域行政組合を構成する圏域の1市4町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき、新ごみ処理施設整備にあわせた1市4町でのごみの分別方法統一方針、ごみ減量目標、ごみ減量目標達成および適切なおごみ処理の推進に向けた各市町における施策を決定することを目的に彦根愛知犬上一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定した。

本計画の構成は、1市4町全体に係る内容および計画と、各市町の計画から構成されており、計画初年度を令和4年度、計画目標年度を令和13年度としている。なお、1市4町での共同のごみ減量目標やごみ処理施策等の検討を今後とも行う予定であり、1市4町のごみ処理事業に合わせて、本計画の中間見直しや次期計画策定時には1市4町の計画を一本化する等、必要に応じて計画構成の見直しを検討することとしている。

本計画のごみ処理計画編の概要を表3.3-76(1)～(2)に示す。

表 3.3-76(1) 彦根愛知犬上一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（1/2）

項目	概要			
計画期間	令和4（2022）～令和13（2031）年度（10年間） ※令和8年度を中間目標年度とし、目標値の達成状況や施策の実施状況を検証し、計画の見直しを行う。			
基本方針	1. 2R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再使用））の推進 2. 適正なごみ処理の実施 3. 分かりやすい情報発信の推進 4. 住民・住民団体・事業者・各市町のコミュニケーションによる協働の推進			
計画の目標	<b>■将来ごみ量（減量目標）</b> ・1人一日当たり排出量（g/人・日）に減量目標を設定 ・減量対象とするごみ種は「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」 ・令和13年度に、令和元年度実績値から15%の減量 <b>■1人1日当たりのごみの排出量</b>			
	1人1日当たりのごみの排出量	令和元年度 （基準年度）	令和8年度 （中間目標年度）	令和13年度 （目標年度）
	彦根市	880 g	804 g	750 g
	愛荘町	612 g	558 g	522 g
	豊郷町	704 g	646 g	603 g
	甲良町	709 g	634 g	594 g
	多賀町	804 g	744 g	695 g
	圏域平均	823 g	753 g	703 g
	<b>■ごみ総排出量</b>			
	ごみ総排出量	令和元年度 （基準年度）	令和8年度 （中間目標年度）	令和13年度 （目標年度）
彦根市	36,352 t	33,505 t	31,043 t	
愛荘町	4,781 t	4,385 t	4,147 t	
豊郷町	1,896 t	1,729 t	1,585 t	
甲良町	1,800 t	1,420 t	1,241 t	
多賀町	2,235 t	1,930 t	1,743 t	
圏域合計	47,064 t	42,970 t	39,760 t	

表 3.3-76(2) 彦根愛知犬上一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要（2/2）

項 目	概 要	
ごみ減量に向けた施策の概要	住民の取組	食品ロスの削減
		生ごみの水切り
		簡易生ごみ処理
		買い物での工夫
		リユースショップへの出品
	事業者の取組	生産・流通・販売におけるごみ排出抑制
		紙類の排出抑制
		食品廃棄物リサイクルの推進
	各市町の取組	減量方法の公開
		多量排出事業者等に対する指導
		使用済紙おむつ再生利用の検討
	【ごみの分別、収集・運搬体制の適正化】	
	●プラスチック類の分別：家庭系の廃棄物について、令和 11 年度以降プラスチック類を資源化	
	●適切なごみ排出の管理：分別区分の周知徹底・ごみ出し支援・感染性廃棄物の適切な排出方法の周知	
	【環境教育・環境啓発、ごみ処理に係る情報提供】	
	●環境教育・環境啓発、地域との連携	
	●ごみ処理に係る情報提供	
【環境負荷の削減】		
●グリーン購入の推進		
●不法投棄対策		
●バイオマス素材の導入		
●新ごみ処理施設でのエネルギー回収		
【中間処理計画】		
●令和 11 年度以降は彦根愛知犬上広域行政組合が整備する新ごみ処理施設において燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみおよび一部資源ごみの中間処理をする。		
●令和 11 年度以降にプラスチックの分別収集物の基準を遵守するため、今後、分別・収集時の規定等について検討する。		
【最終処分計画】		
●令和 11 年度以降は、焼却残渣および不燃残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターへの埋立処理の委託をする予定。焼却灰の民間事業者へ処理委託・資源化については検討中。		
●各市町の災害廃棄物処理に係る関連計画に基づき、関係機関・廃棄物処理事業者団体と連携しながら災害廃棄物処理への対応を行う。		

### 彦根市緑の基本計画（令和元年7月改定）

彦根市では、市域における緑の保全や失われた緑の回復育成、さらには新たな緑の創出に取り組み、潤いのある都市環境の創出を目指すため、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条に基づき策定する緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画として「彦根市緑の基本計画」が平成9年3月に策定された。その後、社会情勢の変動や法の改正などにより、本計画は、平成18年3月に改定された。その後、豊かな自然と歴史文化を活かす、生物の多様性と良好な生活環境の実現につなげる、社会情勢に対応した公園緑地整備、国民スポーツ大会に合わせた公園整備といった新しい視点による緑のまちづくりを目指すため、令和元年7月に改定された。

本計画においては、4つの基本方針を踏まえ、2つの計画の目標(緑地確保目標量、都市公園整備量)を設定している。また、基本理念の実現に向け、基本方針に基づき施策を順次展開することとしている。本計画の概要を表3.3-77に示す。

表 3.3-77 彦根市緑の基本計画の概要

項目	概要		
計画期間	2019～2030年 ※中間年次 2025年とする		
基本理念	緑と歴史がおりなす風格のあるまち ～彦根城を中心に、市域をつなぐ緑の回廊づくり～		
基本方針	1. ふるさとの緑をまもります (まもる緑) 2. 彦根市らしい緑をつくります (つくる緑) 3. 地域の歴史資源を緑でつなぎます (つなぐ緑) 4. 地域の緑をみんなで育てます (育てる緑)		
計画の目標	■緑地確保目標量		
		2030年 (目標年次)	備考
	将来市街地面積に対する割合 (A)	17.3% (概ね444ha)	A=将来市街地内の緑地確保目標量 /将来市街地面積
	都市計画区域面積に対する割合 (B)	65.9% (概ね 6,477ha)	B=緑地の確保目標量 /都市計画区域面積
計画の目標	■都市公園整備量		
	項目	2017年 (現況)	2030年 (目標年次)
	都市公園	145.13ha (12.77m <sup>2</sup> /人)	171.37ha (15.80m <sup>2</sup> /人)
	※都市公園等	212.34ha (18.68m <sup>2</sup> /人)	238.58ha (21.99m <sup>2</sup> /人)
※都市公園等とは、都市公園と公共施設緑地の合計を指す。			
施策の体系	まもる緑	○受け継がれた歴史の緑を守る ○ふるさとの風景として河川・山林・農地の緑を守る	1. 歴史資源と一体となった緑地の保全 2. 琵琶湖湖岸や河川緑地の保全 3. 里山や樹林地の保全 4. 生物多様性保全の取組や外来種対策の推進 5. 農地の保全
	つくる緑	○公園・緑地の整備と道路・公共公益施設・民間施設の緑化	1. 都市公園の充実 2. 公共公益施設の緑化の充実 3. 民間施設の緑化の推進
	つなぐ緑	○『緑の回廊』づくりの推進	1. 『緑の回廊』づくり
	育てる緑	○緑の市民活動の促進 ○地域の花と緑の育成 ○緑の普及啓発	1. 緑の活動への助成 2. 緑のコミュニティ活動の推進 3. 緑のボランティア育成の推進 4. 緑の顕彰制度の充実 5. 緑のイベント、環境教育、情報発信

### 滋賀県景観計画（平成 21 年 3 月）

滋賀県では、昭和59年から、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（風景条例）（昭和59年滋賀県条例第24号）により美しい湖国のまちづくりに取り組んできたが、景観法（平成16年法律第110号）の制定を機に、より一層の景観形成を図るため「滋賀県景観計画」が策定された。

本計画は、風景条例での広域的な観点からの景観形成の取り組みの推進を進めるとともに、より強力に景観形成の取組を進めることができるよう、風景条例を景観法に基づく景観計画に移行させるとともに、景観行政団体である市町と連携を図りながら、県民共有の財産である琵琶湖をはじめとした“ひろがりとつながりの湖国の風景”を守り育て、次代に引き継いでいくことを目的としている。なお、本計画は景観行政団体である市町の区域を除いた滋賀県全域（調査区域では、豊郷町域が該当）を景観区域とし、風景条例第9条に基づき景観重要区域を指定している。本計画の概要を表 3.3-78に示す。

表 3.3-78 滋賀県景観計画の概要

項 目	概 要
風景づくりの理念	わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます。
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひろがりの風景づくり</li> <li>・つながりの風景づくり</li> <li>・地域らしさの風景づくり</li> <li>・風景を守り育てるひとづくり</li> </ul>
景観計画区域	滋賀県全域を景観計画区域とする。 (景観行政団体である市町の区域を除く)
景観重要区域	(1) 琵琶湖景観形成地域 (2) 琵琶湖景観形成特別地区 (3) 沿道景観形成地区 国道 307 号沿道景観形成地区 国道 365 号沿道景観形成地区 主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区 (4) 河川景観形成地区 芹川河川景観形成地区 姉川河川景観形成地区 柚川河川景観形成地区 宇曾川河川景観形成地区

## 彦根市景観計画（平成19年6月）

彦根市では、景観法（平成16年法律第110号）に基づき、平成18年3月23日に景観行政団体となった。その後、快適なまちを創る景観条例を彦根市景観条例（平成7年彦根市条例第26号）へと改正し、平成19年6月に「彦根市景観計画」が策定された。

本計画において、市民の共通資産である景観を保全・育成または創造し次世代へ引き継いでいくため、市域全域を「景観計画区域」としている。また、本市には、自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続しているため、5つの特性をもつ景観の地域に区分し、「景観形成地域」とし、この地域の中での特性ごとに「景観形成地区」としている。本計画の概要を表3.3-79に示す。

表 3.3-79 彦根市景観計画の概要

項目	概要
景観形成のテーマ	城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造
めざすべき景観像	(1) 歴史と伝統を語りかけ深みのある風格が漂うまち (2) うるおいのある豊かな自然とともにくらすまち (3) 新しい時代の活気あふれる魅力が感じられるまち (4) 暮らしの心づかいが育むゆとりとふれあいのあるまち (5) 湖国のふるさとの風景をつくる個性ひかるまち
計画の方針	(1) 歴史をうけつぎ、現代に生かした景観を育てます (2) 豊かな緑を守り、緑あふれる景観を育てます (3) 親しみやすい美しい水辺景観を育てます (4) 魅力ある市街地景観を育てます (5) 地形を生かした眺望を守り育てます (6) 湖国の景観を育てます
景観計画区域	景観形成地域・地区
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 琵琶湖・内湖景観形成地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 松原～犬上川地区</li> <li>2. 犬上川～愛知川地区</li> </ul> </li> <li>② 朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 松原～犬上川地区</li> <li>2. 犬上川～愛知川地区</li> </ul> </li> <li>③ 国道306号沿道景観形成地域</li> <li>④ 芹川河川景観形成地域</li> <li>⑤ 城下町景観形成地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 内町地区</li> <li>2. 外町地区</li> <li>3. 駅前お城通り地区</li> <li>4. 駅西周辺地区</li> <li>5. 旧城下町周辺地区</li> <li>6. 芹川周辺地区</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 景観形成地域・地区を除く               <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 山なみ景観ゾーン</li> <li>2. 市街地景観ゾーン</li> <li>3. 田園集落景観ゾーン</li> </ul> </li> </ul>

なお、対象事業実施区域は、景観形成地域・地区には指定されていないものの、伝統的集落の家並みや周辺山々の自然緑地と調和して、落ち着いたのどかな田園風景を醸し出している「田園集落景観ゾーン」に区分されている。

彦根市景観計画では、良好な景観の形成のための行為の制限を定めている。対象事業に係る建築物・工作物についての、田園集落景観ゾーンにおける景観形成基準を表3.3-80に示す。



表 3.3-80 彦根市景観計画で定められた「田園集落景観ゾーン」における景観形成基準

項目	概要
指針	<p>① 建築物や工作物は、周辺の田園風景や落ち着いたある集落景観と調和するよう努める。</p> <p>② 広がりのある田園の中に瓦屋根の落ち着いた集落の家並みが点在する田園景観の創造を図る。</p> <p>③ 新たな市街地開発などの整備にあたっては、積極的な緑化を図るなど、周辺の農地や伝統的集落のまちなみとの調和に配慮する。</p> <p>④ 屋外広告物については、景観を阻害しないようデザイン面の質的向上を図る。</p> <p>⑤ 大規模な敷地では、敷地周辺のオープンスペースを公園のように整備して開放し、地域住民の憩いの空間ともなるよう考慮する。</p> <p>⑥ 送電鉄塔などの大規模な工作物は、自然環境等と調和するように配慮する。</p> <p>⑦ 緑に包まれたゆとりのある環境形成を図る。</p>
建築物の新築等	<p>位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視点場と眺望対象物が設定されている範囲内にある敷地は、視点場から眺望対象物を阻害しないよう建築物の位置、高さ等について配慮すること。</li> <li>・ 道路境界からできるだけ後退すること。</li> <li>・ 田園集落の建築物と調和する高さおよび位置とすること。</li> </ul>
	<p>形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋根は、3~5寸勾配のある屋根を原則とし、適度な軒の出を有し、水平線を強調すること。</li> <li>・ 現代的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺景観との調和が図れるよう形態・意匠を工夫すること。</li> <li>・ 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とすること。</li> <li>・ 壁面の適度な分節化や開口部の設置等により、単調さや圧迫感を与えないよう工夫すること。</li> <li>・ 壁面の設備は、道路から見えにくい工夫や植栽などで修景すること。</li> <li>・ 室外に設ける設備は、公共の場から目立たない位置に設けるか、または修景措置を工夫すること。</li> <li>・ 塔屋は建築物の意匠と一体的に考えるなど、調和のとれたすっきりとしたものとする。</li> </ul>
	<p>色彩</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において次のとおりとする。                      屋根の色彩 色相： — 明度：0~3 彩度：0~2 または N0~N6                      壁面の色彩 色相： — 明度：0~6 彩度：0~6</li> </ul>
	<p>素材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあつては、周辺の建築物と同様の素材とし、これにより難しい場合はこれを模した素材とするよう工夫すること。</li> <li>・ できるだけ木材、石材等の自然素材を用いる。これらの素材が用いることができない場合は、緑化などにより周辺の景観と調和が図れるよう工夫すること。</li> <li>・ 冷たさを感じさせる素材、または反射光のある素材を屋根や壁面などの大部分にわたって使用することは避けること。</li> </ul>
敷地の緑化措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑化率は、建築面積を除く敷地面積（150㎡未満は除く）の40%以上を原則とする。</li> <li>・ 敷地内の前庭には、特に中高木や生垣による緑化を図ること。</li> <li>・ 植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。</li> </ul>
工作物（門、柵、塀）の新築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺景観に威圧感、圧迫感を与えない高さ、意匠とすること。</li> <li>・ 道路に面する部分は生垣、木材、石材等の自然素材を用いるよう工夫すること。</li> <li>・ 落ち着いた色彩で周辺景観および建築物との調和が得られるものとする。</li> </ul>
工作物の新設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地境界線からできるだけ後退すること。原則として道路から2m以上後退すること。</li> <li>・ 樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に生かせるよう工夫すること。</li> <li>・ できるだけすっきりとした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とはせず、周辺景観と調和すること。</li> <li>・ 道路から後退してできる空地には、常緑の中高木を取り入れた樹木により必要に応じて修景緑化を図ること。</li> </ul>
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木竹の伐採については、可能な限り小規模にすること。</li> <li>・ 樹木の樹種、樹齢、樹形等の価値を調査し、木竹の伐採を検討すること。</li> <li>・ 高さ10m以上または枝張り10m以上の樹木は、できるかぎり伐採しないこと。</li> <li>・ 伐採を行った場合は、その周辺景観を良好に維持できるよう代替措置を講じること。</li> </ul>

## 彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）（平成30年3月認定、令和3年4月変更）

地域における固有の歴史および伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物およびその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を『歴史的風致』と定義し、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、その取組を支援することを目的として、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）が策定された。

彦根市では、「彦根市歴史的風致維持向上計画（第1期）」を策定し、平成21年に国の認定を受けた。第一期計画では、旧池田屋敷長屋門や旧彦根藩足輕組辻番所などの歴史的建造物を保存修理しその後の活用へ繋げたほか、河原町芹町地区では重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けるなど、旧城下町に息づく歴史的風致の維持向上に取り組み、一定の成果が達成された。

平成30年3月に認定された「彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）」は、第1期計画の計画期間が平成29年度末をもって終了することを踏まえ、引き続き歴史まちづくりの推進に取り組むために策定された。彦根市における維持向上すべき歴史的風致として、次の4つの歴史的風致が選定されており、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を重点的に推進する重点区域には、「彦根城下町区域」の範囲が設定されている。

- 1 彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致
- 2 城下町の伝統にみる歴史的風致
- 3 中山道の宿場町（高宮宿・鳥居本宿）にみる歴史的風致
- 4 荒神山にみる歴史的風致

対象事業実施区域を含む「荒神山にみる歴史的風致」については、「荒神山周辺は、古墳時代後期に山中に小円墳が30基以上築造されるなど、古墳時代を通じて葬送の山として機能してきた。山頂近くには、荒神山古墳が築かれている。奈良時代以降、仏教の要素が加わり神仏への信仰の山となった。山頂にある荒神山神社における「水無月祭」や山中の南西にある稲村神社における「太鼓登山」が良く知られる。このように、荒神山周辺では、長く信仰の山として祭礼行事が存続しており、荒神山にみる歴史的風致が形成されている」と説明されている。

第2期計画では、重点区域以外の地域では具体的な施策は示されていないが、指定文化財の保護等については「文化財保護法」および県・市の文化財保護条例に基づき適切な保護を図る。」とされているほか、「歴史的建造物などの保存だけでなく、それを取り巻く周辺環境について、各種のまちづくり施策と連携を図りながら環境の保全、整備を図る。」とされており、「都市計画」・「彦根市景観計画」・「彦根市野外広告物条例」・「自然公園法」といった施策との連携が挙げられている。また、「市内に残る未指定文化財について、所有者の承諾のもと調査を実施し、文化財として指定や登録などの保護措置の推進に努める。」とされている。

### 3.3.8 建設廃材等のリサイクル計画

#### (1) 建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～（令和2年9月、国土交通省）

日本の建設リサイクル分野では、まず、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」（平成3年法律第48号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成12年法律第104号）が制定された。そして、持続可能な発展を続けていくため、3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が有効に利用・適正処分される「循環型社会」の構築を目指してきた。

国土交通省は、これまで建設リサイクルや建設副産物の適正処理を推進するため、建設リサイクル推進計画を定期的に策定し、各種施策を展開してきた。その結果、建設廃棄物のリサイクル率について、1990年代は約60%程度だったものが、2018年度は約97%となっており、1990年代から2000年代のリサイクル発展・成長期から、維持・安定期に入ってきたと考えられ、今後は、リサイクルの「質」の向上が重要な視点となると想定されている。このような背景を踏まえ、中長期的に取り組むべき建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」が策定された。

これまでの計画において、建設廃棄物の再資源化率等は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難となってきた。そのため、本計画より、平成30年度副産物実態調査の実績値が95%を超える品目については、今後、再資源化率等の維持を目指し、これまでの「目標値」にかえて、「達成基準値」を設け、再資源化率等が維持された場合にも、その達成状況を「概ね達成」と評価することとする。また、本計画では主要課題として「①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献」、「②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮」、「③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等」の3項目が設定され、各課題に対する取り組むべき施策について、実施主体が明確化されている。本計画の目標（各種指標および達成基準値）を表 3.3-81に示す。

なお、滋賀県においては「滋賀県における特定建設資材に係る分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年3月、滋賀県）が作成されており、平成22年の再資源化率の目標は95%とされているが、その後の目標は設定されておらず、同指針の更新も行われていない。

表 3.3-81 建設リサイクル推進計画 2020 の目標

品目	指標	2018年目標値	2018年実績値	2024年達成基準値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上
(参考値)				
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—